

平成21年 5 月29日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（16名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
16番 中 山 金 一

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
17番 黒 宮 喜四美

2．欠席議員は次のとおりである（2名）

15番 三 浦 義 美

18番 大 原 功

3．会議録署名議員

8 番 立 松 新 治

9 番 山 本 芳 照

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
総 務 部 次 長 若 山 孝 司
兼 税 務 課 長
民 生 部 次 長 久 野 一 美
兼 環 境 課 長
開 発 部 次 長 石 川 敏 彦
兼 農 政 課 長
教 育 部 次 長 山 田 英 夫
監 査 委 員 加 藤 重 幸
事 務 局 長
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹
収 納 課 長 服 部 誠
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 早 川 誠
会 計 管 理 者 長 村 上 勝 美
兼 会 計 課 長
総 務 部 次 長 服 部 正 治
兼 防 災 安 全 課 長
民 生 部 次 長 佐 野 隆
兼 保 険 年 金 課 長
開 発 部 次 長 三 輪 眞 士
兼 土 木 課 長
教 育 部 次 長 水 野 進
兼 社 会 教 育 課 長
総 務 課 長 佐 藤 勝 義
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
福 祉 課 長 前 野 幸 代
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	横 井 貞 夫
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図 書 館 長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 3 号	公平委員会委員の選任について
日程第 5 議案第44号	弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 6 議案第45号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第46号	海部地区休日診療所組合規約の変更について
日程第 8 議案第47号	平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの22日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月19日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が弥富市長から、平成20年度一般会計予算、平成20年度土地取得特別会計予算及び平成20年度農業集落排水事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成20年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 公平委員会委員の選任について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、同意第3号を議題とします。  
服部市長に、提案理由の説明を求めます。  
服部市長。  
○市長（服部彰文君） 皆様、おはようございます。  
平成21年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 3 号公平委員会委員の選任につきましては、宇佐美章氏が平成21年 6 月30日任期満了のため、その後任者として弥富市鯛浦町東前新田115番地、服部英哉氏を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより同意第 3 号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第44号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 5、議案第44号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、平成21年 6 月に支給する期末手当等を一般職の職員につきましては0.2月分、議会の議員、市長、副市長及び教育長につきましては0.15月分凍結する特例措置を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は総務部長に説明させます。

総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの条例改正の内容につきましては、人事院勧告に準じまして職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。改正の主な内容につきましては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講じるものでありまして、一般職の職員は0.2月分、特別職、教育長及び議会議員は0.15月分を暫定的に凍結することに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第1条、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、附則第19項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第19項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を一般職の職員は0.15月、再任用職員は0.05月引き下げるものであります。また、勤勉手当の支給月数については、一般職の職員、再任用職員ともに0.05月引き下げるものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第2条、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、附則第5項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

次に1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第3条、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、附則第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第7項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

また1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第4条、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、附則第2項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

附則としまして、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「議長11番」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行わせ

ていただきます。

まず第1点目、今回の条例の一部改正で1条では職員の期末勤勉手当、2条では特別職の職員の同じく期末手当、第3条では議員の期末手当、4条では教育長の期末手当、このようにそれぞれ期末手当カットがうたわれております。それぞれ1条、2条、3条、4条では、総額はどのようになっておるのか、そしてまた1人当たりの平均影響額はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

二つ目に、全体としてどれだけの影響が及ぶのか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） おはようございます。

それでは、安井議員の今回の給与改定に伴いまして、影響額がどれくらいあるかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず市長、副市長に関する影響額でございますけれども、33万円ほどの減額になります。教育長につきましては14万6,000円ほどの減額になります。議会議員の皆様につきましては160万円ほどの減額になります。一般職及び技能労務職につきましては2,300万円ほどの減額になります。合わせまして、すべてが約で申し上げておりますので、2,530万円ほどの合計になるということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 1点お尋ねいたします。

職員のカットにつきましては、1人平均幾らになるのでしょうか、御答弁をお願いします。

それから次の問題、あわせてお尋ねいたします。

人事院は民間で夏季一時金の大幅削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏季一時金の0.2ヵ月分減額するように国会と内閣に臨時勧告を行いました。地方公務員に対しても、全国の自治体で一律に夏季一時金のカットが行われるのでしょうか。御答弁をお願いします。

それから、三つ目の問題もあわせてお尋ねいたします。この一時金のカットを実施しないと、ペナルティーはあるのでしょうか。

さっきの1番につけ加えた問題、それから2番、3番でお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 御答弁をさせていただきます。

まず職員1人当たりに関する減額のことでございますけれども、一般行政職の職員で平均6万8,000円ほど、技能労務職で4万7,000円ほどになると考えております。

それから、この期末手当が全国でこのような減額の措置をしない場合においてはどのような影響があるかということでございますけれども、人事院勧告の給与勧告につきましては、

労働基本権利制約の代償として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものでございまして、公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠と言っておりますけれども、これを基本としまして給与勧告がなされております。それに伴いまして、私ども弥富市におきましてもこのように条例を提案させていただいたわけですが、全国では約１割ほどの団体が今回の給与改正をしていない、または見送りをしておる団体もおります。

では、その影響についてはどうかという御質問でございますけれども、ペナルティーがあるかどうかにつきましては承知をしておりますけれども、人事院勧告に準じきちんと対応させていただく、これが市民の皆様に対しても御理解をいただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 今御答弁がございましたが、１割の団体といいますと、例えば都道府県、それから政令指定都市とかございますが、具体的に都道府県ではどれだけ、それから政令指定都市等ではどれだけ、分けて詳しく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 今の手持ち資料の中でお答えさせていただきますので、ちょっと時点がずれておるかもわかりません。５月２２日現在として御承知をいただきたいと思います。

都道府県におきましては、１３の団体が予定がない、または未定でございます。政令指定都市におきましては、５団体が同じように予定がないか未定でございます。市区町村におきましては、１８３の団体が同じように改定がなしか未定となっております、全体では２０１の団体でございます。

なお、これはあくまでも改定の予定がなし、または未定でございますので、今後のしかるべき時期においてこのような改正がなされるかどうかについてはわかりませんが、実態としましてはこのようなになっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） そういたしますと、相当な団体が改定の予定がまだ未定、もしくは見送っているという実情が御報告によってわかったのでございますが、これは自治体の独自判断で行うことができるということなんですね。条例の改定を行うから、自治体の独自判断ということでございますね。弥富市も自治体独自で判断ができるということがわかりました。

次の問題に移ります。４番目ですが、私は今度の改定にあわせまして六つの問題点について指摘をしたいと思います。

公務員は労働基本権が剥奪されているため、人事院が夏のボーナスはその年の７月までの

1年間の民間の給与の実態調査、本調査と言われますが、これをして8月に今までは勧告を出しております。今回のように前倒しで減額を勧告するのは、戦後初めてのことだと言われております。

人事院は今までのルールを破って、4月に臨時調査を実施いたしました。通常は1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送で調査をいたしました。サンプル数が少なく、しかもその時点でボーナスを決定した企業は1割しかなかったと言われております。この中での勧告というのは、非常にずさんな調査による臨時勧告ではないでしょうか。

三つ目でございますが、さらに言えることは、本調査が行われ、年末一時金につきましてもまたカットされることもあり得るのではないのでしょうか。ルール破りの勧告、すぐ従うことはできないから年末まで待とうという団体、県、自治体もあると報告されております。

四つ目でございますが、この10年間、日本の労働者の賃金は下がり続けております。この一時金のカットは、与党が減額法案を検討し始めたのが発端でございます。衆議院選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げの実績づくりがねらいで、党利党略以外の何物でもないとも言われております。

五つ目でございますが、公務員の一時金カットは民間中小企業の賃金を抑え込み、地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものではないのでしょうか。

六つ目です。政府・与党は内需拡大のために15兆円もの補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はないのではないのでしょうか。

この6点を私は指摘したいと思います。これについての市の御見解をお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず前提として、私どもといたしましても職員の期末手当ということにつきましては、生活の中で大きなウエートを占めるものであることは間違いございません。そういうことは私どもとしても十分理解しているところでございますけれども、議員御承知のように、昨今の経済情勢下、先ほどまた全協でもお話をさせていただきましたけれども、1 - 3月のGDPは過去最低を記録するというような状況でございます。こういった形に対して、民間企業の厳しさということに対して私ども公務員も含めて、やはりこの厳しさに対して人事院勧告に従っていこうという形のもので、きょう条例を上程させていただいたところでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

まず最初の問題でございますが、いわゆる人事院勧告は通常8月に実施するのが通例ではないかということでございますが、これは御指摘のとおりでございますが、やはりそれだけの緊急性があるということに対してまずは御理解をいただきたいというふうに思っております。

す。

それから、民間企業等の調査のサンプル数が少ないのではないかという御指摘でございますけれども、さまざまな形で国の方もこのサンプルにつきましてはデータをとられたというふうに思っております。それぞれの都道府県の財政状況というものは違うわけでございます。しかし、これが愛知県という形の単体でとらえた場合においては、私はもっと厳しい状況というものを判断せざるを得ないというようなこともあろうかと思っております。そういった形の中では、国の調査、国のデータに基づいて今回は従っていくというか、そうした形のものの方が我々としてはベターであろうというふうに思うわけでございます。

また、今回この夏の一時金の問題につきましては、あくまでも特例措置という形の中で御提案申し上げさせていただいておることでございますので、これが冬のボーナスだとか冬の期末手当の中で影響していくということについては考えておりません。そうした中では、この6月における特例措置という形で御理解を賜りたいと思っております。

それから、給与カットは家計を応援する、あるいは消費拡大のマイナスになるのではないかとございまして、大変厳しい時代である中において、消費の拡大につきましてはマイナスの影響はあろうかと思っておりますけれども、これはひとしく生活の中において皆さんがお考えをいただきたいというふうに思っておりますので、データのあわすわけにはいきませんが、いずれにいたしましても総所得が減るわけでございまして、少なからずマイナスになることは承知するものでございまして、以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 5番目の問題に移ります。

弥富市職員の給料の実態について伺います。

以前の質問で、弥富市のラスパイレス指数は19年度で89という御報告でございました。昨日お尋ねいたしましたら、20年の4月1日で94.2まで上がってきているということをお聞きいたしました。しかし、まだ類似団体平均には少し差がございます。

一時金の削減というのは、先ほども申しましたが、消費が大変冷え込んでいるとき、内需拡大に逆行することになるのではないのでしょうか。とにかく削減先にありきのやり方は、到底認めるわけにはまいりません。国は制度の変更とか、補正予算15兆円では短期の新しい制度をつくったり変えたり、職員の皆さんが対応できないくらい仕事が複雑になり、大変ふえていると聞いております。こんな状況にあるのに、職員の方の仕事ばかりどんどんふやして、ボーナスまでカットして耐えよというやり方は認めるわけにはまいりません。

次の問題ですが、一方、特別職、議員、教育長などの一時金カットにつきましては、市民の皆さんからさまざまな御意見をお聞きいたしました。削減はやむを得ないと判断いたしております。

今回の議案につきましては、中身の違うものを1本の条例で一括提案されています。1につきまして、職員の皆さんのカットにつきましては同意できませんが、2以下の問題につきましては同意いたします。こういう態度を決めておりますので、1条の職員の一時金カットについて、取り下げを提案したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども議員にお話をさせていただいておるわけですが、私ども職員といたしましても、この給与の改善ということにつきましては、過去の中から随時やってきているところでございます。そして、先ほど議員の方からも数字でお示しのとおり、ラスパイレス指数も改善をしてきているという状況でございます。

先ほど言いましたように、現在の経済の情勢下、親しく民間の労働者の方々と痛みを分かち合うということもやはり我々公務員、公僕としての責任でもあろうかなあというふうに思っております。平たい言葉で言いますけれども、「公務員はいいわなあ」というような言葉が飛び交うわけでございます。そういった形の中で、特例措置として今回は人事院の勧告に一般職員も従っていこうというふうをお願いをするものでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長の言われる中身もよくわかりますが、やはり職員の皆さんのラスパイレス指数もまだ類似団体の平均には少し足りない状況にありますし、仕事の内容が大変ハードになってきております。職員の皆さんの第1条の問題を取り下げてくださいということは御無理なことでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどからお答えをさせていただいたとおりでございます。今後も職員の給与の改善につきましては、また議員の皆様とも御協力いただきながら改善に努めてまいりたいというふうに思っております。今回の特例措置につきましては、一般職員も同様に考えさせていただきたい、そのように考える次第でございますので、取り下げることは考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「議長14番」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 14番 伊藤ですけれども、今提案された内容というのは、いろいろ今日の日本の経済の状況と行政のあり方の中での一つの課題としては私も理解はできます。しかし、市長にお伺いしたいのは、これから弥富市民、さらには日本の経済のためにはどん

な施策が、一つは市長としての考え方、向上していく過程にあるのか、その考え方を一つだけまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども職員の給与というのは、私ども弥富市の地方公務員として市民の皆様の負託にこたえていく、あるいは行政サービスがしっかりできるという形の中において、その対価として給与があるということを理解するものでございます。今後、こういったことにつきましても市民の負託、行政サービスということに対して、同じような基準のもとについてイコールになるような形で、その考え方をひとしくさせていきたいというふうに思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市政運営における市職員の基本的な考え方と、市長の立場というのは私理解できません。この経済の回復をしていく、今日の中でどういう市政を市長は求められていくかということなんですね、私のお伺いしたいのは。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもとしては、地方自治体という形の中で持続可能な限り成長していかなくちゃいかんわけでございます。そうした中においては、市政の発展というのは、皆様も御承知のとおり、自主財源をしっかりと確保することであろうというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長、ちょっとかみ合わないんで、私の質問の仕方が悪いかもしれません。

私たちが今、今日の経済状況を抜けていく上には賃金、賃金と言われるのは、いわゆる市場の金融と労働者、あわせて消費の拡大なんですよ。それで、行政面としての今日のあり方は私たちも理解をしなきゃならないということなんですね。私が今御質問をしたのは、市が活性化をしていくためには、市で購買力を高めていくこと、いわゆる消費拡大をしていくことが一つの経済の回復をしていく起点になるのではないかと。

もう一つは、今日までの人事院勧告をまともに受けて勧告を実施してきたところは比較的少ないんですよ。私も長年サラリーマンをやっていましたけれども、それぞれの中でそういう状況にあった。だから、先ほど安井議員が質問された内容というのは、私も一つは疑義を感じています。それはなぜかということ、今日までが人事院勧告に準ずるという国家の方針の中に地方自治体があったならば、それは理解ができます。しかし、今弥富の財政は、法人税が約3億円ほど少ないと言われる中で、例えば所得、固定資産あわせて、皆さんの御協力、市民のいただいておりますことがあって弥富の財政はある。4月の中でも、私ども、予算はお互

いに苦しいけれども頑張ろうと、こういうことを申し上げてきたわけですね。それで、きのうも国会でも言っていましたけれども、これから15兆円の補正が通るかわかりませんが、基金運営と言われる部分でいけば、職員がまさに今後英知を十分発揮していただく基盤づくりを自治体がしなければ、これからの地域の活性化はないんじゃないのかと。

そのためには、本当に今回この問題を、一つは凍結という言葉と改正という言葉が先ほど2点ありました。しかし、市長の方からは、当座6月の扱いだけの改正でという提案ですので、そこはそことしても、私は今ここで質問をしながら市長にお願い、意見として、これからどのような形で市民にこの説明責任をされていくのか。やはり日本の経済を回復していくためには消費拡大をしていく。定額給付2万円、1万2,000円をもらって、一方では減額だと。ますます厳しい厳しいと言われていけば、私たち弥富市民は、活性化はますます沈滞をしていく。そういうことの中で、市長の今後の施策のあり方と、今後の市政の活性化について私は伺いましたんですね。それで、特に消費拡大と経済回復、市政活性化のための流れの中で市長の考え方が聞きたかったんです。

私が申し上げて、経済の原理原則ではないんですけれども、回復をしていくには一体どうなのかと。賃金抑止じゃなくして賃金が消費拡大につながる、さらに弥富市が活性化をする中で、商業圏、農業あわせてそれぞれが一体となって消費拡大と活性化をしていくというまちづくりをしていただきながら、あわせて市の皆さん方に、職員も行政も一体になっていくんだというところがちょっと私は求めたかったんで、質問に立ちましたんで、その点私の考え方と違う点があれば、市長、お答え願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変厳しい時代における地域の活性化、あるいは公共事業等におけるさまざまな執行、そういったことが我々の大きな責任でもあるわけでございますが、伊藤議員御指摘のように、私はまず自分たちで、こういった形の中でこの時代にふさわしい地域の活性化というのはあるだろうというふうに思っております。そうした中で、皆様の方に当初予算でさまざまな事業を御提案申し上げているわけでございますが、これは今後の税収との兼ね合いの中でしっかりと判断をしていかなきゃいかん、そういうことを強く思うわけでございます。

また、国の方もこの経済危機に対して、あるいは地方の方も税収の確保で大変だろうという思いの中で、今15兆円の補正予算を審議いただいております。過日も、東海市長会のところで総務省の方からお話があり、地域活性化資金として新たに1兆円、そして公共事業等の臨時交付金というものを1.4兆円市の補正の中に組み込んでおるという形の中で、地域活性を図っていただきたいということの御案内もいただいております。こういったことに対して、我々としては大変ありがたいことでもあるわけでございますけれども、しっ

かりとその配分について、今後は地域の活性化につながるような形で考えていきたいというふうに思っております。

また、経済の不況感というのが続いておりますが、景気がよくなる一つの大きなバロメーターとして、議員おっしゃるように消費の拡大というものがあるかと思えます。もう一つは、民間企業等における設備投資が順調に回復していくことが景気の底打ち感をなくしていくことだろうというふうに思っております。そしてまた金融関係におきましては、本来金融としてのあるべき姿というものが、貸し渋りとか貸しはがしのないような金融業態、そういうものが私は求められるだろうというふうに思っております。

さまざまな地域の活性化におけるそれぞれの項目において、いろんな難しい問題、あるいは時間のかかる問題もあるかと思えますけれども、現実をよく直視しながら執行してまいりたいと、考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長の考え方をお伺いしました。

やはり市民が、苦しいけれども喜びのある行政、私ども議会、そして行政も頑張ると。しかし、その先頭に立つ行政職が、今日の状況を認識しながら、今後は拡大、あわせて活性化のために、市長は説明責任を十分果たしながら、そして給与の平均的な問題の解消なり、さらには今後の12月に向けての市民と行政のあり方の中でのますますの経済、市の発展のために働いていただきますことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） ほかに質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「議長10番」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 私は、議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、反対の討論をいたします。

私どもは、今回の改正案の第2条、弥富市特別職の職員に関するもの、第3条弥富市議会の議員に関するもの及び第4条弥富市教育長の給与に関するもの、この三つにつきましては賛成をいたしますが、第1条、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては強く反対をするものであります。

ただいまの質疑の中にもありましたように、今回の改正は国の人事院勧告にこの弥富市も追随するものとなっておりますが、そもそも今回の勧告は極めて異例なものとなっております。公務員の賃金は前年冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組み

になっております。これが通常であります、今回は人事院が既に決まっていた公務員の夏季一時金 6 月支給分をカットする勧告を出しておりますが、これは従来のルールを無視する大変ルール無視の甚だしいものとなっております。

この弥富市においては、かねてより職員の賃金の国家公務員との格差が問題となり、また国による職員の定数管理の圧力が強まる中で、弥富市では類似団体に比較しても一般職の職員の数が抑えられ、職員の過重労働が問題となっております。本来であれば、給与を含めた職員の処遇の改善こそが必要とされているのではないのでしょうか。経済危機が叫ばれる中で、内需拡大による景気回復が求められ、そのために政府は補正予算を出したと言いながら、その一方で今回のように内需を冷やす一時金の削減をあえて前倒しで行おうとしておりますが、こういう政府のやり方は大きな矛盾を抱えていると考えます。こういった政府の方針につき従う今回の改正には強く反対をいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 賛成討論の方はありませんか。

〔「議長 4 番」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

- 4 番（小坂井 実君） 現在の日本、民間におかれましては解雇、あるいは仕事がないということで、自宅待機というのも行われております。お互いに痛み分けということで、公務員の皆様、職員の皆様には少しの我慢をしていただきたいと思います。したがって、賛成討論といたします。

- 議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 45 号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 46 号 海部地区休日診療所組合規約の変更について

日程第 8 議案第 47 号 平成 21 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 6、議案第 45 号から日程第 8、議案第 47 号まで、以上 3 件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案を申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案 1 件、法定議決議案 1 件、予算関係議案 1 件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例などを定めるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号海部地区休日診療所組合規約の変更につきましては、海部医療圏における平日夜間救急体制を確保するため、同組合規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ311万円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億4,016万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては市広報回覧板の印刷製本費40万円、衆議院議員総選挙における投票所クーラー設置撤去委託料72万円、民生費におきましては社会保険庁へ所得情報を提供するためのシステム改修委託料24万円、教育費におきましては栄南小学校が県教育委員会から委託を受けて行う「地域にはたらきかける学校づくり推進事業」委託料40万円、桜小学校に通級学級開設に伴う管理教材備品購入費135万円であります。

これらに対し、主な歳入といたしましては、繰越金182万2,000円を計上するものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は民生部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、説明申し上げます。

地方税法の一部改正により国民健康保険税の所得割額の算定に用いる課税の特例を改正するものでございます。

5 枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

1．附則第8項先物取引に係る雑所得等に金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合、これは将来のある時点で幾らで買う、幾らで売るという権利を売買するも

のが雑所得に加えられたことから、分離課税された譲渡所得を加え、附則第10項に改めるものです。

2．附則第7項上場株式等に係る譲渡損失がある場合の特例を新たに設け、損益通算及び繰越控除後の額を所得とするものです。

3．附則第4項短期譲渡所得に係る土地収用法等の控除適用後の額を所得とし、附則第5項に改めるものです。

4．附則第3項特定の土地等の長期譲渡所得（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に取得し、その所有期間が5年を超える土地等）を譲渡した場合の特例控除額として1,000万円の控除適用後の額を所得とし、附則第4項に改めるものです。

5．附則第3項上場株式等に係る配当所得がある場合の特例を新たに設け、分離課税配当所得を加えた額を所得とするものです。

附則、この条例は次に掲げる日から施行する。

1．上場株式等の配当所得に係る部分及び項番号の変更に係る部分、前ページ1番、3番、4番の末文については平成22年1月1日、2．特定の土地等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る部分、前ページ3番、4番の本文については平成22年4月1日、3．先物取引の分離課税された譲渡所得を加える部分、前ページ1番については平成23年1月1日から施行するものです。

次に、議案第46号海部地区休日診療所組合規約の変更について、説明申し上げます。

初めに、海部地区休日診療所におきまして新たに平日夜間午後8時30分から午後11時30分までの救急医療を開始するため、名称を「休日診療所」から「急病診療所」に改めるものです。また、津島市が平日夜間診療に参加されることから、第8条第2項に定める負担割合を表中3として、区分、平日夜間の診療に要する経費、負担割合、(1)人口割「100分の50」、(2)実績割「100分の50」を新たに設けるものです。

附則、施行期日。この規約は平成21年10月1日から施行する。経過措置、第8条第2項の規定にかかわらず、表中3の実績割の実績については、平成21年度は改正前の規約の実績割の実績を、平成22年度は改正後の規約、表中2の実績割の実績によるものとする。したがって、表中3の実績割の適用につきましては平成23年度からとなります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案3件は、継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。御苦労さまでした。

~~~~~。~~~~~

午前10時52分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

平成21年 6 月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
15番 三 浦 義 美
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

10番 杉 浦 敏

11番 安 井 光 子

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司
税 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美
環 境 課 長
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦
農 政 課 長
教 育 部 次 長 山 田 英 夫
監 査 委 員 加 藤 重 幸
事 務 局 長
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹
収 納 課 長 服 部 誠
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 早 川 誠
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 服 部 正 治
防 災 安 全 課 長
民 生 部 次 長 兼 佐 野 隆
保 険 年 金 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
教 育 部 次 長 兼 水 野 進
社 会 教 育 課 長
総 務 課 長 佐 藤 勝 義
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
福 祉 課 長 前 野 幸 代
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 横井 貞夫
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 柴田 寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第3 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、議案第48号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日御提案申し上げ、御審議いただきます議案は1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結につきましては、弥富北中学校耐震補強工事を施工するに当たり、請負契約金額1億7,850万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は総務部長に説明させます。

総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第48号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

ここに記載のとおり、1. 工事名、弥富北中学校耐震補強工事、2. 工事場所、弥富市鎌倉町地内、3. 請負契約金額、1億7,850万円、4. 請負契約者につきましては大栄建設株式会社、5. 契約の方法につきましては11名による一般競争入札でございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いします。

- 11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。安井でございます。

トップバッターを承りまして、一般質問をさせていただきます。私は今回、子育て支援の一層の充実をという問題で質問をいたします。

弥富市の子育て支援施策は、中学3年生までの医療費の無料化を初め、保育料の13年間値上げ据え置きとか、保育に欠ける子の全員の入所、児童クラブ・子育て支援センター・児童館の設置、学校のマンモス化解消や耐震対策などが計画的に進められております。これらの施策は、子育てをするなら弥富市がいいねと高く評価され、大変喜ばれております。

まず一つ目でございます。国が進めようとしている保育制度の改革について、お尋ねをいたします。

このところ、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告や閣議決定、規制改革推進のための3か年計画、これは再改定でございますが、これなど新保育制度への転換をめぐって活発な議論が行われております。児童福祉法では、子供に必要な保育は国と地方自治体の責任で実施することが義務づけられております。しかし、新しい保育制度に変わりますとどうなるのでしょうか。三つについてお話をいたします。

まず1点目、自治体の保育実施義務がなくなります。保育所への入所は、父母と施設との契約によるとされます。自治体は利用者の保育利用認定を行い、時間単位で契約利用料に対して一定の費用を支払う、こういうふうにされると言われています。保育所に入れないことがあっても、自治体は責任を問われません。新保育制度は、保育の公的責任を解除して、保育を市場化し、営利企業に開放することになってしまいます。

二つ目、国の最低基準、職員の配置とか保育室の広さ、給食・調理室の設置をなくして、自治体ごとに基準を引き下げることができるようになります。保育者の処遇を悪化し、子供

たちの確かな発達と生活が保障されなくなるのではないのでしょうか。

三つ目、現在は、保育所の運営や施設整備の経費は公費で負担する責任があります。新しい制度では、国や自治体の保育予算が減れば子供の保育条件は悪くなり、保育料負担がふえます。市場化で保育の質は保護者が支払うお金次第、これに変わります。昨年、首都圏を中心に展開していました企業立の保育所「ハッピースマイル」が、本社の経営難から一斉に閉園する事態が起き、大混乱が起きています。これは、新聞等で皆さんも御存じのとおりだと思います。このように変わると言われております。新しい保育制度は、介護保険に似た制度を保育にも導入しようとしていると言われております。

まず一つ目のお尋ねをいたします。以上の保育制度改革の内容について、市はどのように認識されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

安井議員の保育制度改革につきまして市の見解でございますけれども、安井議員のおっしゃってみえます保育改革制度は、政府の地方分権改革推進委員会、あるいは規制改革会議において今議論をされているところでございまして、まだ途中経過のところでございます。

この内容につきましては、先ほど議員の方からもお示しがあったように、保育所における質の確保と量の拡大をどうしていくかというようなことが問われておるわけでございます。そしてもう一つは、多様化するニーズに対してどうこたえていくかという保育所のサービスのあり方、そういったことが問われておるわけでございます。また、官民という形の中における事業者による競争というようなことが、この中に含まれておるわけでございます。一番の制度改革の問題でありますのは、この直接契約等に結びつくような競争関係ではないかというふうに思っております。入所希望者が個々の保育所と独自に契約をするという形になっておるわけでございます。そうした場合には、施設運営が困難となり、いわゆる低所得の方の子供さんたちが拒否される、そんなような事態が起こりがちになってくるわけでございます。そういったことが大きな問題とされてくるわけでございます。

私どもといたしましては、入所要件であるとか最低基準の見直しなどについて議論がされているところでございますけれども、この改革につきましては、待機児童があふれている都市部での対応が反映されているというふうに思っておるわけでございます。しかしながら、保育所というのは児童福祉施設でもございます。そうした中における市場原理の競争であるとか、あるいは規制緩和というようなものが採用されることによって、保護者であるとか、あるいは事業者の方が過度の競争を強めていくというようなことは、保育という観点からいかなものかというようなこともいろいろ懸念されるわけでございます。こういうことの改革においては、その成り行きについては注目をしていきたいというふうに思っております。

弥富市といたしましては、公立保育所が整備され、長く歴史があるわけですが、民間の幼稚園ともうまく共存をしているというふうに思っております。今までつくり上げてきたこの保育所の制度につきまして、さらに精進をして仕組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長の御答弁の中で、現在の児童福祉法に基づいて保育園に競争原理のやり方を持ち込むというのは少し問題があるんじゃないかと。その他についても、きちんとしたお答えをいただきました。

では、次の問題に移ります。

2006年から2008年にかけて衆参両院で、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願が、3年連続で政党・党派を問わず、全会一致で採択されております。1980年代以来、毎年200万から500万筆の署名運動と国民世論の広がりが国会を動かしています。しかし、今お話ししましたように、政府・財界は現行の都道府県による認可制度に変え、客観的な基準を満たせば参入を自由とする指定事業者制を導入する方向を打ち出しています。公的な保育制度を壊そうとしております。衆参両院で全会一致で採択された署名に込められた親や保育者、それから地域の人々の願いは、子供の成長・発達をしっかり支えてくれる場所をすべての地域に十分つくってほしい。今の保育制度を守り、広げてほしい、この願いからではないでしょうか。次の点について、市長の御見解を伺います。

憲法、児童福祉法に基づく公的保育制度の堅持・拡充を、市長会を通じて国に求めているのだと思います。

二つ目は、先ほど市長の御答弁にもありましたが、市が進めているすばらしい保育行政を今後も堅持され、より一層の充実を求めたいと思います。

この2点について、市長の御見解を伺います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

現行の保育制度の堅持あるいは拡充と、保育・学童保育についてということでございますが、2008年、昨年6月に第169回通常国会におきまして請願が提出され、全会一致で採択されたことは十分承知しているわけでございます。その請願は、現行の保育制度を堅持・継続をしていくという形でございまして、私どもとしても、その重要性に対してはしっかりと受けとめさせていただいておるところでございます。弥富市といたしましても、今後、財政は大変厳しい状況ではございますが、現行の保育制度については、さらに充実を求めて努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、市長会を通じてというお話でございますけれども、市の状況につきましては、いろ

んな市の見解もさまざまにあるわけですので、その点につきましては、さまざまな市の状況ということを注意深く判断していかなきゃいかん、慎重に見守っていかなきゃならないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

2番目は、子供たちの貧困について御質問をいたします。

近年、貧困と格差の広がり大きな社会問題となって、子供たちに影響を及ぼしております。子供の貧困が新聞等でも指摘されるようになりました。特に昨年秋の金融危機に始まった大不況のもとで、愛知県では皆さんも御存じのように3月の求人倍率は0.61倍、10ヵ月連続で下落しておりますし、下落率は全国1位となっております。全国最悪の雇用破壊がこの愛知では行われ、子供の貧困がますます深刻になっております。皆さん、4月20日の中日新聞では、ごらんになった方もあると思いますが、こんなに大きく子供の貧困問題が取り上げられております。以下、子供の貧困にかかわる問題の基本認識と、具体的な施策については医療、保育、教育に絞ってお尋ねをいたします。

マスコミの報道や私が聞いている県内の実態を御紹介いたしますと、親の解雇によって親子でホームレスになってしまったとか、国保税が払い切れずに保険証を取り上げられて、子供が無保険状態に置かれている。子供は熱が出ても、けがをしても病院へ行けないので、学校の保健室に駆け込んで、「先生、えらい、えらい、何とかして」というふうに訴えているそうでございます。また、国公立・私立を問わず授業料未納の高校生がふえて、生活困難による退学者が非常にふえているそうでございます。

このように、子供の貧困の深刻さ・重大さに多くの皆さんが胸を痛めておられるのではないのでしょうか。子供の貧困は、子供の自己責任ではありません。にもかかわらず、親の生活困窮によって、子供たちの衣食住や医療、教育など当たり前の権利が奪われております。そして、貧困と格差が固定化し、貧困の世襲、貧困の世代間連鎖が心配されております。日本国憲法や子どもの権利条約にうたわれている子供の生存権・教育権が、余りにも今の日本ではないがしろにされていると言わざるを得ません。

OECD（経済協力開発機構）の統計によりますと、日本は先進国18ヵ国の中でただ一つ、社会保障や税による所得再配分が行われた後で子供の貧困率が悪化しています。国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩さんによりますと、日本の子供の貧困率は1999年から上昇し、2004年には14.7%、日本の子供の7人に1人が貧困だと言われております。本来は、社会保障給付や累進課税による所得再配分によって、貧困と格差が是正されるはずでございます。しかし、日本だけは全く逆でございます。

これはなぜでしょうか。それは、国の構造改革政治による相次ぐ庶民増税や、毎年2,200億円に上る社会保障費の切り捨てによって所得再配分機能が壊され、貧困と格差がひどくなっているからでございます。子供の貧困解消に公的支援が届いていないからではないでしょうか。子供の貧困の問題は、大きく見れば政治の責任でもございます。

6点にわたってお尋ねをいたします。

まず1点目、私は、子供の貧困をなくすことは政治の急務であり、国も自治体も、そのために大いに力を尽くすことが求められていると思います。そこでまず市長に、子供の貧困問題をどのように認識しておられるのか、またこの問題に臨む基本姿勢についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員の御質問の子供の貧困についてということでございますが、今言われております100年に1度の経済不況ということが、さまざまな形で私どもの社会に対していろんな問題を提起しているわけでございます。また、その中で特に雇用問題につきましては深刻な問題であるということを、私どもも十分認知しているところでございます。国の方も、平成21年度の国家予算、あるいはそれに続く補正予算の中において、さまざまな経済施策あるいは地方の活性化ということについて、現状の打破政策をされているところでございます。私も年2回、保育所であるとか、あるいは児童館、子育て支援センター等々を訪問させていただいております。その中で、今回のこの経済不況における、例えば保育所に通所ができなくなった児童さんはいませんかとか、さまざまな形で今回はその辺のところポイントを置きながら、施設長あるいは所長にお話を伺うわけでございますが、幸いにして、弥富市の場合はそういうようなことは現状としてはございませんでした。

とりわけ経済不況という形で所得格差ということは広がりつつあるわけでございますが、それに伴う国のセーフティーネットというのが少し壊れてきてしまっているということは、大変心配するところでございます。次の時代を担う子供たちが健やかに育つ場所である環境の整備は重要な施策であろうというふうに思っておるわけでございます。弥富市といたしましても、そういったことに対して十分ではございませんけれども、さまざまな施策をこれからも進めてまいりたいと思っておるところでございます。

今、政府の方は景気対策、それに基づく成長ありき、あるいは歳出の削減ということもおっしゃっておりますけれども、今私どもとしてはもう一つ、社会保障の問題について力強さをいただきたい。地方の財政というものについても限界があるわけでございます。そうした中においては、国の補助というものを強く要望するところでございます。そうした形におけるさまざまな子供さんに対する貧困問題等についても、あてがっていかなければならないんじゃないかというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長の力強い御答弁をいただきました。

では、次の具体的な問題に移ります。

まず一つ目、国保税の滞納と保険証についてでございます。

子供の貧困解決で重視すべき問題は、すべての子供に医療の保障をすることです。昨年、国保税滞納世帯で資格証明書を交付されている世帯の子供が、いわゆる未保険状態に置かれていることがマスコミでも大問題になりました。国は、それを受けて4月1日、国民健康保険法を改正し、中学生以下の子供には短期保険証を交付するよう義務づけました。

まず一つ目、市全体で短期保険証交付件数は何件か。これは大人も含めてでございます。それで、未交付の件数は何件か。その中で子供のいる世帯の未交付は何件でしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の滞納世帯に交付する有効期限の短い被保険者証の短期証でございますが、5月末現在で255件の交付をしています。また、本来短期証の交付の対象にもかかわらず受け取りに来られない、未交付となっている方は129世帯ございます。この129世帯のうち5世帯が中学生以下の子供さんの見える世帯でありまして、うち2世帯が外国人の世帯となっております。内訳としまして、その5世帯は1世帯が2割の軽減、4世帯は一般の世帯でございました。本年度から、先ほど安井議員も言われましたように、中学生以下の子供を持つ世帯には6ヵ月の短期証を交付することになりました。従来から、短期被保険者証の期限更新の際には事前に通知をして、納付相談の上、更新をしていただくよう行っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 新型インフルエンザの感染も心配されているときだけに、即刻、大人の方の未交付も129件と大変な数でございます。この問題は、きょうの質問ではさておき、あと委員会等で質問させていただきますが、子供さんの貧困についての質問ですので、子供さんに限って質問をさせていただきます。

今、子供さんのいる世帯への未交付は5件というお話でございましたが、インフルエンザの問題もございます。即刻、保険証が子供さんのいる世帯に渡るように、面談などをして手を打っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

- 民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 新型インフルエンザに対する被保険者証の対応でございます。

新型インフルエンザに係る発熱外来の受診について、国から資格証明書交付者の取り扱いについての要領が打ち出されております。当市では資格証明書は発行しておりませんので、現在の段階では、すべての方が普通証及び短期証の交付を受けることとなります。短期証の未交付の方については、再度御案内申し上げて納付相談を受けていただき、短期証の交付をしていきたいと考えておりますが、万が一、発熱外来に未交付の方が受診された場合は、当該医療機関と調整の上、対応していきたいと考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 私の質問が悪かったのかもわかりませんが、子供さんにはすべて短期証を渡さないといけないと法律で決めているのに、弥富市でも5人の方には保険証が渡っていない。このことは非常に重大だと思います。面談をしてでも即刻保険証を渡していただきたい。このことについてどのように対応されるか、お答えをいただきたいと思います。
- 議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。
- 民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 国からは、未納者の方について資格証明ではなく、6ヵ月の短期証を出すようにという通知が来ております。ですから、その方々に一度面談を申し込み、こちらの方で短期証の交付という形になろうかと思っております。以上でございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 一日も早く5人の子供さんに保険証が渡るよう、対応をしていただきたいと思います。

次の問題に移ります。保育料の滞納と減免についてでございます。

保育料の滞納について、現状はどのようになっていますでしょうか。その滞納の原因についてどのように考え、どう対応されているのか、お尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 児童課長。
- 児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

5月末時点の保育料の滞納者は、7世帯で8名の園児になっております。しかし、そのような方において、11段階での区分で保育料を定めている中で、いわゆる低所得や解雇などによるものではなく、以前より納入がおくれている方と。しばらくおくれて、また後から納めているとか、そういうような形で続いております。そのような家庭は、市より足を運び、説明をし、徐々にではありますが支払いをしていただいているところであります。現在のところ、解雇などの収入減によると思われる滞納者はふえてはいませんが、今後の動向は注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今の経済事情がそのまま反映しているとは思えないというようなお話がございましたが、例えばそのうちの事情によって、若い方が今までの収入に合わせて多額のローンを組んでいらっしゃるとか、いろんな事情もおありかと思います。それで、残業なんかがなくなって収入が大幅に減ったとか、そういう方もなきにしもあらずではないでしょうか。そこら辺の事情をよく聞いていただいて、相談に乗っていただきたいと思います。

それでもう一つは、保育料は前年の所得によって決まりますが、保護者の失業、所得の激減があった場合、市は救済の手を差し伸べるべきではないでしょうか。今もお話がございましたが、保育条例第4条、利用料の減免、市長が特別の事情があると認めたときに利用料の減免ができると、こういうことになっております。それで、これにつきまして具体的な基準を決めるべきだと思いますが、それについていかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問について答弁させていただきます。

利用料減免の質問の件ですが、実は市長の方からもそのことについては検討するように、さきからも言われております。市長が保育所とか児童施設を回られてずうっと面接している中で、そういう状況を考えながら私どもにも宿題としていただいております。実は、その条例のところの内規を定めまして、会社の倒産や、あるいは解雇で減収に追い込まれた場合、再就職先を探す御家庭の子供に対して、保育所に通っていた場合ですと、就職を探している間、3ヵ月間にわたり保育料を免除して、就職を探せて、また保育がきちっとできるような状況が継続できるようにということで内規を定めるようにはしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 利用料の減免については、御報告のとおりに進めていただくということでございました。

それで、時間の関係で次の問題に移ります。給食費の滞納と、その対応についてでございます。

小・中学校の給食費は、今年度から1食20円ずつ値上げされました。滞納者はどのようになっていますでしょうか。家庭の事情をよく聞いて対処していただきたいと思います。家計が厳しいのであれば、就学援助制度の申請をぜひお勧めいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 安井議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

小・中学校の滞納の状況ということでございますけど、今年度はまだ始まったばかりでこ

ございますけど、従来からおくれがちの方がございます。ちなみに、20年度の市内での給食の滞納件数は3件、3万6,610円でございます。滞納者につきましては、引き続き収納の方には努力をさせていただいておりますけど、就学援助につきましては、新学期当初に児童・生徒全員の方に就学援助の概要を書いたチラシを配布しまして、周知に努めております。また、学校の先生に毎年説明会を開催しまして、内容についての周知に努めております。学年費・給食費等の納入がおくれがちになった早期の段階で、学校から保護者の方に制度の周知に努めております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） いろいろ御努力をやっていただいておりますが、まだ人数が3名と少ない状況の中で、やはりよくお話を聞いていただいて、就学援助制度を御存じないかもしれないので、この制度について受けてみえないのであれば、またぜひお話をさせていただきたいと思います。

では、次に移ります。

保護者の家計悪化による就学援助受給者がふえております。2006年、文科省の調査によりますと、受給者がふえた要因とか背景の76%は、企業の倒産、リストラと経済状況によるもので、全国で7人に1人の小・中学生が親の経済的理由により就学困難と言われております。憲法26条、義務教育は無償と決めておりますが、給食費、学用品、修学旅行費など多額の費用がかかります。学校教育法第19条で、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に市町村が必要な援助をしなければならないとしているのが就学援助制度でございます。

まず一つ目の質問です。弥富市では平成18年度から20年度までの援助率、平成20年度の就学援助の金額はどのようになっていますでしょうか。また、21年度の結果はまだ出ていないと思いますが、どのような傾向が見られるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 18年度から20年度までの就学援助率の関係をお答えさせていただきます。

平成18年度の小・中学校の就学援助率は7.09%でございます。平成19年度の就学援助率につきましては7.31%、平成20年度の就学援助率につきましては7.4%となります。平成20年度の就学援助の支出総額は、小学校が1,090万9,754円、中学校が906万4,197円の合計で1,997万3,951円、19年度と比べまして110.4%となります。平成21年度の就学援助の認定状況ということでございますけど、現在、就学援助の認定作業中でございますが、御承知のように昨年10月以来の経済不況でございますので、今年度の認定者は増加することが予想されるところと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

- 1 1 番（安井光子君） ありがとうございます。

18年度から徐々に上がってきておりますし、今年度は恐らくふえるんじゃないか、こういう御答弁をいただきました。

次の質問に移ります。

今、戦後最悪の景気悪化の中で失業とか倒産が広がっており、家計が本当に厳しくなっております。今こそ市として認定基準を広げ、離職者が年度途中でも就学援助制度を活用できるよう、今日の事態に合った緊急対応ができるようにすべきではないでしょうか。

これはどういうことかといいますと、例えば今年度の就学援助の所得基準は、昨年の1月から12月までの所得が基準になります。もし昨年度、援助の基準よりも超えていまして、今年度、失業とか解雇されたり派遣切りに遭ったという方は、経済的に非常に困っておみえになる方でございます。就学援助制度は生活にお困りの家庭を対象としておりますので、ぜひ事情をよく聞いていただいて、今年度仕事が無くなった、激変して非常に収入が減った、こういう方に対しても御相談に乗っていただいて、援助をしていただきたいと思います。やっぱりきちんと生活保護基準の1.2倍ということがありますが、今の激変緩和の時代ですので、そこら辺をいろいろ話し合って、もう少し柔軟に対応していただけないかと思います。

それで、愛知県の東浦町は、今年度から就学援助の対象を、離職などにより所得見込みが基準額以下の方に拡大をされております。弥富市でもぜひ御検討をいただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

- 教育課長（服部忠昭君） 御承知のように、就学援助につきましては、生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方に補助をする制度でございます。学年当初の世帯全員の前年中の所得状況を客観的に判断しておりますけど、議員が質問のように、現在の所得基準は私どもの場合だと生活保護の1.2倍以下でございますけど、こちらの場合を大幅に緩和するということは、客観資料のないケースということもございますので、ことしだけ認定基準を拡大するということは、生活保護の基準とか来年度以降の関係もございますので、困難かと考えております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

- 1 1 番（安井光子君） 派遣切りとか、それから仕事が無くなるということは本人の責任ではありません。昨年の所得が少し基準より上回っていたとしても、現在暮らしていけないもんですから生活に非常に困られるわけですね。子供さんに就学援助がないと給食費も出せない、保育料なんかも払えないとか、そういう状態が起きてくるわけでございます。だからそこは柔軟に、途方もなく1,000万どれだけと去年あったという方はまた別といたしまして、微妙なところの方につきましては、こちこちに生活保護基準の1.2倍、昨年の収入が上回っ

ているからできないという判断じゃなくて、緊急避難的な対応を、温かい気持ちを持った弥富市でございますので、ぜひそこは柔軟に判断をしていただきたいと思います。再度お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） すみません、私の答弁が少し舌足らずでございましたけど、1.2倍で自動的に切るということは従来からもしておりませんし、今回のケースでも例えば1.2倍だから就学援助はだめですという、そういう考えはしておりませんし、先ほど一部申し上げましたけど、民生委員さんと学校長さんとの合同審査会というのを6月末から7月にかけて行いますので、そういったところで状況を判断させていただきますので、1.2倍だけで切るということではございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 再度申し上げますが、困窮して必要な人には必要な支援という立場でぜひ対処をしていただきたいと思います。

次の問題です。外国人の子供への対応についてでございます。

今日の経済危機に直撃を受けているのは、外国の方も例外ではございません。在日の外国人の子供に対する対応・相談・支援はどのようにされていますでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 外国人の方への対応ということでございますけど、外国人の方につきましても従来と同じで、日本人と同じように所定の申請をしていただき、所定の就学援助の適否を判断、審査しております。また、外国人の方につきましての就学援助の案内書・申請書につきましては、外国語で作成して、その周知・支援に努力をしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 言葉の壁もあると思いますので、就学援助その他について御存じない方もあるかと思います。ぜひ心に寄り添って御支援をいただきたいと思います。

次の問題に移ります。次世代育成行動計画についてお尋ねをいたします。

計画の期間は平成17年度から26年度までの10年間の計画で、平成22年度から26年度を後期と位置づけ、今年度、計画の見直しが行われることになっております。時間の関係で、前期の評価等についてお尋ねするつもりでございましたが、後の機会に移したいと思います。

まず一番初め、後期計画の策定はどのように進められていますでしょうか。策定委員の構成とかアンケートの実施状況、パブリックコメントの実施等についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） まず最初は、策定委員の内容について答弁いたします。

後期行動計画については、既に昨年度、策定委員を設置し、区長会長、子ども会連絡協議会の会長、民生委員会協議会会長、主任児童委員代表、社会教育委員会委員長、女性の会会長、小・中学校校長会の会長、PTA連絡協議会長、それから市内の民間の幼稚園の園長2名になるわけです。それから母親クラブの会長、市側としては市長、副市長、それと保育所長の代表の16名で構成をされております。それで、昨年度は2回協議会を開催し、今年度は3回程度開催する計画で進めております。

続きまして、アンケートとパブリックコメントについて答弁させていただきます。

アンケートの実施につきましては、平成20年度1月、2月に子育て支援ニーズ調査という形で実施させていただきました。少し概要について触れさせていただきます。

就学前の児童1,500票と小学校のところの世帯に1,500票で合計3,000で、そういう機関とか、あるいは郵送などを含めて配布させていただきました。2,502票の回収がございました。回収率としては83.4%です。アンケートの内容につきましては、現サービスの利用状況やこれからのサービスについての希望、子育てに関する悩みや不安などを伺いました。ちょっと二、三、内容を紹介させていただこうと思います。

子育て支援サービスの認知度について伺ったところ、児童館については9割以上が認知されていて、児童クラブについては80%強の方が認知されていると。子育て支援センターについて、これについては認知というより利用の割合について伺いましたら、1割程度が利用されていると。子育てに関する悩みを伺いましたら、「不安とか負担を感じる」とか、あるいは「不安とか負担を感じない」と、それぞれが40%ほどありました。半々ということでございます。それから、仕事、家事・育児、プライベートの優先を伺ったところ、家事・育児優先というのが当然と思うんですが65%強、それから仕事優先というのが30%、プライベート優先というのが若干でございまして、これもまた当然なわけですが、子供が小さい御家庭ほど家事・育児を優先されているということです。そのような内容を踏まえながら、今後の計画づくりに反映していこうと考えております。

次に、パブリックコメントについてでございます。

策定委員会の中で相談をしながら進めていくところではございますが、計画的には12月ごろに御意見を求めたいと思っております。それにつきましては広報で御案内させていただく、あるいはホームページで御案内させていただいて、ホームページで見ることできますし、児童課の窓口のところに計画の骨子となるものを準備して、それをごらんいただいて御意見を求めるという形で進めていこうと思っています。それで聞いたのをまた計画の中に反映し、また策定委員会の中でそのあたりも含めて最終的にはいろいろ御相談をいただくと、そのように考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○ 1 1 番（安井光子君） ありがとうございます。

あと3問質問が残っております。これをまとめて質問させていただきます。

まず一つ目は、子育て支援の後期計画の中に子供の貧困解決を喫緊の課題として位置づけ、そのための重点対策を明確にすべきだと思いますが、御所見を伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目は、今から申します三つの点については、過去の一般質問でも取り上げ、検討課題になっている問題もございます。今、次世代育成の後期計画の策定の時期でもありますので、ぜひとも改善を図っていただきたいと思います。

まず一つ目、白鳥保育所の開所時間の繰り上げでございます。

現在は8時となっておりますが、仕事の都合で数人の保護者から繰り上げの要求が引き続いて出されております。きちんと保育士を配置して改善をしていただきたいと思います。先日も8時前から保育所の前に立ちまして、預けに見えるお母さん・お父さんの声を聞いてみました。現在は、以前と違って8時少し前に門があけられるということでございますが、7時半からぜひ預かってほしいという方が五、六人ございました。7時45分ぐらいから預かってほしいという方が、また数人お見えになりました。ぜひ保育士さんを配置して、開所時間の繰り上げをしていただきたいと思いますということ。

二つ目は、乳児保育は生後6ヵ月から預かってほしいという強い要求が出されております。合併前、十四山の保育所は6ヵ月から預かることができました。親が働いていて保育に欠ける子供を、責任を持って保育するのが自治体の役割ではないでしょうか。公務員の方なんかは、1年、3年と育児休暇が保障されております。しかし、民間、中小零細の方は特に保育所が8ヵ月、10ヵ月からしか預かってもらえないとなりますと、そんなことを申し出たら、あすから来てもらわなくてもいいですと断られるような状況でございます。経済事情がこんな厳しいときだけに、仕事は何としても続けたいとやっていけない、本当に困ってしまう、こういう方に対して温かい手を差し伸べていただきたいと思いますということと、それから専門職の看護師さんなんかは、8ヵ月も10ヵ月も育休をとりますと、日進月歩の医療の進歩の中でなかなか職場復帰が難しいという問題も聞いております。公立の保育園、市が運営する保育所がありますので、ぜひ生後6ヵ月から預かれる保育をやっていただきたいと思います。男女共同参画の時代でございます。今どき市がこういう状態というのは、やはり改善すべきことではないかと思います。

三つ目は、児童館が子供たちに親しまれ、利用しやすくするために、また子供の居場所として利用されるために、親との連携をしっかりと図って、学校から直接児童館に行けるように、その対応の改善を図っていただきたいと思います。特に以前からもずうっと出ておりましたが、鍋

田地域ですと、うちへ帰ってから児童館へ行くのに本当に日が暮れてしまうという場所もございます。十四山も、この20日から児童館が開館されるんですが、十四山でも端っこの方ですと、東部小学校と児童館はすぐ近くでございます。うちへ帰ってからまた児童館へ行くというのは、これも日が暮れてしまいそうでございます。ぜひこの改善を図っていただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） まず最初の、子供の貧困のことを含めるという話でございますが、本計画書は、次世代育成支援対策推進法で定められて、市町村の子育て支援のための総合的な計画書であります。策定に当たっては、国や県の計画との整合性をとりながらも、弥富市の地域性を生かしながら進めていくところでございます。そうした視点の中で策定していきますので、特に子供の貧困という切り口をもって進めていくということではございません。そういうことで御理解いただきたいと思っております。特に国の方でもこうして目まぐるしく状況が変わる中で、いろいろと策定に盛り込むことが出てくる。そういう中で受け入れながら、全体として調整していく中で最終的に弥富らしさを出して進めていくということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、白鳥保育所の関係とか、そのあたりについて以前から質問いただいていることは承知をしております。基本的には策定委員の方と相談の中で進めていくところなんですが、基本的な行政の現状をちょっと説明させていただきます。

白鳥保育所につきましては、職員としても8時よりも少し早く門を開くなどの努力をしているところでございます。御家族の方には慌ただしい中でのお子様の送りになりますが、おおむね理解をいただいております。というのは、実は私自身も実際に出かけていって、その様子を見させていただいたり、保育所の所長さんともそのあたりを話ししておりまして、また御意見が住民の利用者の方からあれば聞かせてくださいという中で見守りながらは進めておりますし、正直なところ、こちら行政としても努力できる範囲内のところを今やっておりますし、御利用される方も早い方がいいか遅い方がいいかというのではなくて、少しでも歩み寄りながら、御理解いただきながらというところで、慌ただしい中ですが、そういう形で仕事と保育の受け渡しのところは何とか両立しながらやっていただいているように理解はしておりますが、今後ともニーズの量と実際職員の勤務体制ということがございますので、それを配慮しながら見守っていくというところでございます。

続きまして、乳児保育の生後6ヵ月からということでございますが、御家庭の諸事情もあるとは思いますが、お子さんが小さいうちの親子のスキンシップはかけがえのない愛情であり、家庭での育児を大切にしなければならない時期だとは考えております。乳児の成長過程から考えても、生後6ヵ月と8ヵ月とでは成長に大きな差があり、8ヵ月までは母親のもと

で保育するのが大変望ましいというように考えておりまして、市としても、次代の子供を育てるためには8ヵ月までは家庭での育児を大切にしていきたいという考えには変わりはありませんもんで、そういうことを含めて御理解いただきたいと思っております。

なお、次世代育成のアンケートの中でも、就学前の児童をお持ちの保護者の73%強の方が、生後8ヵ月からの保育所への受け入れでいいというような回答もいただいているのも含めながら、判断をしております。

それから、最後に御質問いただきました、学校から児童館へ直接行けるようにという内容でございますが、現在、学校教育において児童のけがなどの保険として、日本スポーツ振興センターの保険に加入しております。そうした状況の中、本来の通学路から離れてどこかに立ち寄ってけがをした場合、保険の対象となりません。そうした保険制度の中で進んでいますので、学校管理下であるかどうかを明確にするためにも、児童においては寄り道をせず、一たん家に帰って、改めて児童館に出かけていただくよう御案内をしているところでございます。

参考までに、津島市とか愛西市の状況も確認はしたんですが、弥富市と同じように、一たん家に帰ってから児童館に出向いているということでございますし、基本的な児童施設としての対応としては、こういうやり方で進めていくというように考えておりますもんで、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員、時間になりました。

○11番（安井光子君） 一言だけお願いいたします。

一番初めの白鳥保育所のことでございますが、本当に大変緊張した中で子供さんを車で連れて、走って、預けてという、職場の都合、お仕事の都合でそういうふうにされております。だから、そういう保育のニーズがあればもう30分早める。せめて15分でもいいですから、そのように対応していただきたい。もう考え方の問題だと思うんです。市の姿勢の問題だと思います。

それから、8ヵ月から保育をするということは、子供を8ヵ月までは母親のもとで大事に大事に、その保育論の理論はわかります。でも、今の経済事情、母親の働き方の状態にあわせると、余りにも考え方の根本に乖離がございます。働くお母さんも、子供とのスキンシップが昼間できないから、夜はもう本当に大事に会話をしながら子供とのスキンシップをやっていこうというふうに働く親は努力をしてみえます。だから、今の実態にそぐわない根本的な考え方をぜひ改めていただきたい。児童館の問題もしかりでございます。

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

- 12番（三宮十五郎君） こんにちは。御苦労さまでございます。

通告に基づいて2点にわたってお尋ねいたしますが、最初是中・長期の展望を持った行財政計画と財政管理をということで、まず一番最初は、職員の皆さんがその気になればすぐにできる問題についてお尋ねをいたします。

今、国民生活や地方のために必要な財政支援が次々と縮小される中で、中・長期の展望を持った行財政計画を持つこと、無駄のない合理的な財政運営を行うことが、いつのときにも増して大切な課題となっております。かつて愛知県は中部電力などに大変甘い対応が行われており、電柱などの道路占用料は、仮に取ったとしても、移転費用を負担すればほとんど効果がない状態が県下で広く横行しておりました。各地の日本共産党の市町の議員や当時の県議団が力を合わせて、国道並みの基準にすれば必ずメリットがあると指摘をし、改善を行い、我が弥富でも、その後、道路占用料と公共物使用料条例をあわせてつくり、18・19年度決算では、合わせて4,892万円の収入に対して移転などの支出は176万円で済み、市財政に貢献しております。

こんなこともございまして、私はかなり以前から、市の基金と一般会計の一時的な剰余金を効率的に運用することで利息などの収入を確保することを繰り返し求めてまいりました。担当者を中心に一定の努力もされ、18年度末一般会計管理下にあります基金は38億6,800万円に対し利息収入321万円、利回り0.083%から、19年度は基金37億3,100万円に対し1,247万円、利回り0.3%で一定の改善が行われております。しかし、愛西市では市場に出回っている満期日までの期日の短い国債や都道府県債の運用もあわせて行っており、運用利回りが基金に対して0.489%で、3,500万円を超える利息収入を上げております。また、弥富市は一般会計の現金管理はほとんど無利息の決済用普通預金に保管をされておりますが、愛西市では、これも定期預金や、企業や銀行が資金対策のために市場に放出する満期まで1ヵ月を割り込む国債なども運用しまして、19年度は900万円を超える運用利息を確保しております。仮に愛西市に近い利回りが得られる運用を行えば、19年度分の基金や現金があれば1,000万円近い増収が見込まれると思いますが、一層の努力と改善を図っていただきたいと思います。まず担当の方から御答弁をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 会計管理者。

- 会計管理者兼会計課長（村上勝美君） 三宮議員より、歳計現金並びに基金の運用に関して

の御質問をいただきました。

議員言われるとおり、平成19年度以前につきましては、ペイオフ対策というような形におきまして、そうした運用についてのほとんどがなされていない状況でございました。平成19年度以降につきましては、基金の個別の枠の取り払い等、また平成20年には資金管理及び運用基準の見直し等を行いまして、適切な運用管理ができる体制を整えまして今後の体制としていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひさらに努力を重ねていただいて、本当に国民の預貯金はゼロに近いような状態でありますし、かつて弥富町時代でも、今ほどの基金があれば1億をはるかに超える預金利息等も得られておりましたが、今はそういう状況ではございませんので、少しでも職員の努力で改善できることがあれば改善をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。事業計画と財政計画、国・県の補助制度などを活用した一体的な取り組みについてお尋ねいたします。

実は私、昭和60年度から平成16年度までの20年間の旧弥富町の決算状況の主な財政指標を一覧表とグラフにしたものなど、22ページにわたってつくりましたが、数年前から東京都下で、社会教育活動、公民館活動として市民も参加し、大学教授などの協力も得て、自分の住んでいるまちの財政分析を行うことがされております。それを、東海自治体問題研究所がその先生の一人を招き、自治体職員や地方議員を対象に行った研修会で、弥富町の決算状況をパソコンで入力していただいたもので、議会事務局や総務課長にも見ていただいております。

この間の弥富町にとってどうしても解決しなければならない大きな問題は、東海地震が問題になっている折から、弥中の改築と桜小のマンモス化対策で多額の費用を伴うものでもあり、早くから問題になっておりましたが、弥中の改築が国の補助対象事業として行えるかどうか、財政当局も教育委員会も県に尋ねることさえせずに手をこまねいておりました。たまりかねて、平成10年の9月議会の後で当時の八田ひろ子参議院議員と私が文部省に出向いて確認をし、県を通じて申請をすれば、一定の条件さえ満たしておれば国の補助制度として対応できるという回答をいただき、また文部科学省は、私が帰る前に愛知県を通じて弥富町に既に連絡をしてくださっておりました。

その後、やっと動き出したのでありますが、もっと早く国の制度についての理解があれば、桜小の特別教室の増築だとか、現在のプレハブなどの二重投資をしなくても済んだだけではなく、平成16年度まで交付税交付団体でございましたので、借金返済の支援も受けられるなど、弥中と桜小対策を同時に進めることができたものでございます。今はバランスシートなども導入をし、計画的・合理的な行財政運営が強調されております。その中で学校などは耐用年数50年、保育所などは25年などと定められておりますが、改築しました弥富中学校にい

たしましても、ひので保育所だとか、今後行われます桜小学校の分離校や弥生保育所などは、恐らく今の建築基準で建築がされれば100年近く、孫子の代まで使える施設になることは、多くの皆さんも疑いを持たないことではないかと思います。

4月4日の全国紙各紙一斉に、今、国の補助事業が3分の1だとかいろいろあるわけですが、本年度から直近の間に、国の制度でございますので非常にぶれておりましてよくわからんところもございますが、90%の補助率を前提にして、財政力によって差をつけることはあるというふうに言っておりますが、その方向で検討が進められているという記事がございましたが、その後のフォローも十分ではなくて、恐らく新聞報道も、私は気をつけておりますが、まだ確定したというふうにはなっていないと思いますが、特にこういう時期であり、後で申し上げますが、弥富市の場合は交付税不交付団体になって、今まで国が負担をしてくれると言っておりました借金につきましても、基本的に自前で返さなきゃなんという状況もございますので、国の制度にのせることができれば、ぜひ桜小の分離校の問題も含めまして、こうした制度も活用していく。

同時に、今の市の総合計画、それから財政計画はまだ非常に短期なものでございますが、今後の施設建設、あるいは今ある施設につきましても、十分な補修や維持管理がされれば本来の耐用年数をはるかに超えて使えるわけでございますので、効果的な行財政運営ということから考えましても、やはりもっと長いサイクルの事業計画や財政計画を持つ。そして、公共施設等につきましては、必要な時期にきちんと必要な対策を講じていくということを見通せる行財政計画を持たれることが必要だと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の、いわゆる事業計画あるいは財政計画という中でのさまざまな補助制度というようなものについて、よく精査していかないといけないぞということでございます。全くそのとおりでございまして、国とか県の補助金の交付制度のあり方、あるいはその事業における起債の限度額はどこまで借りられるのかというようなこともしっかりと調査・研究し、我々の事業計画を速やかに実施していかなくやいかんというふうに思っているところでございます。これから弥富市も第1次総合計画という形でさまざまな事業を執行してまいるわけでございます。そういった中で、一つ一つの物件に対して我々としては、今議員がおっしゃったようなことにつきましてよく精査をし、補助金のあり方、あるいは起債のあり方ということについて、行財政改革にのっとった形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今の問題は前市長時代からも議論をしておりますが、かなりの市町村が既に10年を超えるような事業計画、財政計画を持つような状況になっておりますが、

残念ながら弥富市としましてはそういう状況ではありませんので、ぜひ努力をしていただいて、一日も早くそういう方向に進んでいただいて、本当に市長がおっしゃられる、皆さんからいただいた税金を効果的にお返しできる仕組みを確立されたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

先ほど申し上げました弥富町決算状況の主要指標やグラフの中の14ページに、諸指数の推移を20年間にわたって一覧表にしたものがございますが、これに準じて17年度は2町村の指標を合計したもの、18年度・19年度と市の財政担当者の方にも確認をいただいて、3年間の動向をプラスして表にして持っておりますが、三位一体の改革が地方財政に直接の影響を与え始める前の平成12年度の旧弥富町と19年度の弥富市の決算を比べてみました。

12年度は、町の財政力指数は0.81。現在廃止されております国・県によります公立保育所運営負担金を合わせると、財政力の基本となります標準財政規模は1人当たり直して19万9,000円というふうに言えることができますと思います。19年度は約4億円の税源移譲が行われ、財政力指数は1.09と大幅に上がったとされ、合併特例により、十四山分として3億円を超える普通交付税が上乗せをされたことになっておりますが、1人当たりの標準財政規模は20万6,000円と7,000円上回っただけで、財政力指数は0.81から1.09になったというふうに言われております。

加えて、交付税の不足分を臨時財政対策債で賄い、その返済費用を交付税で全額国が補てんをする。公共下水道や集落排水などの借金の返済も、ほぼ半額を国が交付税で負担をするという支援が、こうした措置によりまして基本的に今は受けられない見通しとなっております。市の実質収入がふえて財政力が上がったから負担の仕組みが変わったということなら納得がいきますが、収入はほとんど変わらないのに、借り入れを始めるときには返済費用のほぼ全額を国が交付税で負担するとされておりました臨時財政対策債など、元金46億円の利息を含めた返済費用を新たに市が全額負担することになったのに加えまして、3月議会でも明らかにされましたが、公共下水道の元利償還予定額256億円のほぼ全額を市の財政と下水道使用料で負担することになるため、下水道を計画したときに比べて、それだけで市の将来負担は142億円もふえることになります。

さらに心配なことは、この間、何度も申し上げてきたことでございますが、今の県や市の下水道財政の計画には、通常の運転管理の費用と借金を返すための費用は入っておりますが、施設の能力を維持するために必要な施設の更新や修理のための費用はそっくり抜け落ちております。基本的には建設当初の費用を予測される耐用年数で割ることで減価償却費として必要な経費とすることが定められておりますが、この部分がそっくり抜け落ちております。例えば名古屋市下水道は、人口密度の高い都心部は下水道管を下水と雨水で共用していること、物価の安い時期につくった施設が多いこと、人口密度が大きく違うことなどから、平成

11年度当時だったと思いますが、人口1人当たりの下水道のための固定資産は16万3,000円で年間2.6%、4,238円の、これは月10立方メートルを使った場合の1年分の減価償却費として計算されております。当時の1年分の下水道使用料が1万3,080円でした。県下で一番高いと言われております南部水道でも19年度の1人当たり固定資産は16万1,300円で、3.4%に当たる5,490円を2万3,467円の水道料金の中で賄うことになっております。これも、1ヵ月10立方メートルを使った場合の例であります。市が県と一緒に進めております下水道では、建設投資額を実際の人口より少し多く見ております計画人口で割りますと、それでも1人当たり111万8,000円となり、これが基本的に固定資産となると思います。減価償却費を元金の返済分も含めて2%とするだけでも、1ヵ月10立方メートルを使う場合の年間の減価償却費は2万2,360円にもなり、県内の市で一番高く設定されました年間1万8,900円の下水道使用料をすべて使っても、施設の日常的な維持管理だとか利息の支払いだとか、そういうものを除いてもとても賄い切れないものとなります。

今の計画は前町政時代に決められたものではありませんが、実際に事業を進めるのは今の市政であり、私たちであり、負担は子供や孫の代に引き継がれます。基本的な問題をブラックボックスに閉じ込めておくのではなく、議会と市民の前に明らかにし、計画そのものと今後予測される市の財政状況のもとで最もベターな方向が導き出せるようにする責任が市と議会に求められていると思います。そのためにも、市の責任で本来あるべき財政見通しを一日も早く示されることを強く求めたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 下水道事業につきまして、減価償却費が含まれていない。いわゆる総投資258億の建設費というだけであって、これから減価償却をどうしていくんだということでございますけれども、まず大前提といたしまして、この事業は平成14年の、その当時弥富町の都市計画決定で下水道事業をやっていた。そして、平成16年から着手をさせていただいているわけでございます。しかしながら、昨年、全体計画の見直しをさせていただくということで、これは財政状況の変動によるもので、そういった中での整備計画の見直しをさせていただいたわけでございます。また、今日的な時代の背景ということも、この長期的な下水道事業においては非常に大事なことであらうと。また、布設管路等に直結していただくという形においても大変な御負担があると皆さんの方にお示しをさせていただいたところでございます。

そうした中で、公共下水道の建設費は258億円でございますよ、あるいは受益者負担につきましては、従来の受益者負担ということではなくて、使用料をお願いをさせていただくという形のものを、昨年の12月から皆さんの中で全協を中心に御審議をいただいたわけでございます。そうした中での公共事業でございます。我々としては、こういった皆様の中でお示しを

させていただき、この3月議会におきまして弥富市の下水道条例を制定させていただいたわけでございます。今後は、この基本的な計画、いわゆるその目的である公衆衛生上の向上であるとか生活環境の向上、あるいは広域水域の水質保全ということを大前提といたしまして、この下水道事業を粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。そうした中で、整備計画においては減価償却費が含まれておりませんけれども、その辺の項目につきましては所管の担当の方から答弁をさせます。

いずれにいたしましても、この下水道事業における今後の問題につきましては、いろいろと皆さんとも御協議をしながら、また住民の皆様にもしっかりと説明をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは所管の方から、減価償却費等の考え方につきまして話をさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） それでは、ただいまの減価償却費等の御質問について、お答えをさせていただきますと思います。

当然、製造された施設等については年々減価償却をしていくということになるかと思いますが、今回の下水道施設におきまして、この減価償却が見込まれていないということですが、下水道事業につきましては非常に広範囲な地域で整備が必要となってくるものでございまして、建設費も膨大なものになるかと思えます。どの施設も常に段階的な整備、いわゆるそのエリア、エリアでそういった事業を実施しておりますので、通常の学校だとかそういったような建物、または自動車だとか、そういったようなものと即耐用年数どおりというわけにはいかないというふうに私は思っております。こういった下水道事業でございますので、老朽化が著しくなった場合、または部分的にどうしても改築等が必要になってくるが出てくると思えます。そういったことに関しては、単年度ごとの維持管理を含めた中での対応ということで実施ができるというふうに私は思っております。ですから、すべて一律の耐用年数、できた暁には、非常に長い年数がかかりますので、何年ということは非常につかみづらい。そういったことの中で、通常の維持管理で対応ができるというふうに私は思っております。

そして、先回の3月の議会の中でお示しさせていただいたように、下水道計画の中で供用開始から約45年目に収支均衡がとれると。その後には収入が上がっていくことから、順次これを改築費等に充てることが可能だということで御説明をさせていただきました。このことは現実的に十分期待ができるというふうに思っておりますので、施設の耐用年数に達する前に特別な改築・更新費用の積み立てをすることはまず必要ないんではなかろうかと考えております。

そういったようなことで、この財政計画の中で含めまして、私どもはそういったような観

点の中で検討して上げさせていただきましたので、ひとつ御理解がお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今部長の方から、長期にわたる事業だから、45年たてば収支均衡が出て、積み立てをしていく余裕ができるのではないかというお話がございましたが、もとも今の下水道料金を決める基準は、総務省の方からこういう基準が示されたからそれに沿ってということが3月議会で説明されました。もともと総務省は、早くから下水道につきましては市町村の財政状況、実態に見合った、身の丈に合った計画にすべきだということで、例えば平成元年8月、総務庁が63年の4月から6月にかけて行った全国調査、これは下水道整備5次5ヵ年計画、昭和56年から60年までのものでございますが、流域下水道、関連公共下水道を合わせて人口1人当たりの平均費用は93万1,000円と。それから集落排水事業につきましては、60年度以降着工分については事業計画書の予算を含むものとして人口1人当たり45万6,000円と。当時のコミュニティプラントにつきましては18万1,000円、小型合併浄化槽につきましては15万円と、こういう策定をして、既に当時早くからやっている市町村の財政赤字の大きな原因が下水道にあるということで、そういう勧告を出しております。

特に弥富市の今の公共下水道計画が始まっている時期には、「TOP TO TOP」という総務省の知事や市町村あてのファクスニュースが流されて、そして議長にも直接見ていただいてくださいという注釈までつけられて、ほとんどの中・小市町村では、どういう方法をとろうと公共下水道がペイするような料金というのは考えられないということで、事業着手のときには将来負担がどうなるかということも含めて明らかにして、行政はどれだけ負担できる、住民は料金としてどれだけ負担できるかということを明らかにして、合意を得て着手するようというのを流しました。私もこの場で問題にしたんですが、総務省が勝手に言っておることで、県が応援してくれると。あるいは、交付税でしっかり借金を返す。元利の半分は面倒を見てくれるし、当時、52年たてば黒字になると、下水が。今まで一般会計から負担した分が戻ってくるんだという説明がされて着工したんです。

ところが、実際問題として減価償却を見るのは難しいというふうに今部長はおっしゃられたんですが、要するに現実に投資をした額で計算していくわけですね。計画で減価償却を出すわけじゃないわけですから。そうすると、今言ったように1人当たり名古屋市のように16万円で済んだところは、減価償却は今言った2.6%組んだってわずかものです。だけど、100万だとか130万かかるようなところだと、当然それにふさわしい、壊れたときに何とかなんとか、将来何とかかなるという額ではないわけですね。そうすると、弥富町時代は将来借金を返す費用の半分は交付税で見てくれるし、県もしっかり応援してくれるから大丈夫だということだったんですが、もう今では県の財政支援の計画は全くゼロですね。流域下水道分を何らかの形で持つということはあるかもしれませんが、市町村の事業計画に対する財政支

援は、県はもう今基本的になくなっていきますよね。

それから、さっき申し上げましたように、弥富の収入がふえて不交付団体になったんじゃないで、ほとんど変わらない中で不交付団体になって、下水道の借金ばかりじゃなくて、国が交付税で本来負担しなきゃいかんものを臨時財政対策債で負担をしてもらいますと。返すときには元利償還の費用も持ちますというような形で借りたものが、今、弥富市全体の借金の五十何%、6割近くあるわけですが、こういうものも全部初めの予定と違って返していかん。弥富市の収入がそんなにふえたわけではない中でそういうことが発生するわけです。

そうすると、いいか悪いかということは別にして、実際にこの計画を進めたときに将来どの程度の負担になるかという見通しを明らかにすることは、その事業を執行する行政として責任あることで、下水道そのものを私は否定するものではありませんし、総務省自身もずうっと言っておるのは、いろんな仕組みがありますと。この仕組みをうまく活用して、身の丈に合った計画にするということを一貫して総務省は言ってきておりますが、残念ながらバブル崩壊のときのいろんな経済財政対策、公共投資だとかそういうことの中で、さっき申し上げましたような事業費の基本がどんどんどんどんふやされてきておって、今はもう集落排水も公共下水とほとんど変わらないか、場合によっては将来負担は公共下水よりも高くなる可能性——施設を持ちますからね——のあるような状況になってきておまして、当初、こういう今みたいな方向の議論をしたのは佐藤博議員が町長時代でありまして、その当時、集落排水なんかはもっと安かったですよ、そのころは。したがって、いろんな選択肢を弥富はとっていきましょうという議論がされて集落排水なんかも導入されたんですが、結果的には大規模な公共事業投資によって膨らまされて、その後始末は全部市町村や住民ということになって、そのときになって困ったということでは許される話ではありませんので、将来的な見通しにつきましては、これは前市政代も私は繰り返し要求して、十分こたえられるものになるかどうかは別にして出しますという約束を当時の副市長なんかもしていたわけですが、ましてや市民に役立つ市役所にするということで頑張っておられる市長でございますので、やはり将来的な負担見通しについては明らかにして、このまま継続しても多少心配な程度で済むことなのかどうかということについては、これだけの事業をやるなら明らかにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

この下水道事業につきましては、全協等でさまざまなシミュレーションを皆様の方に御提案申し上げ、事業年度のいわゆる修正ということを加えさせていただきました。平成16年度の事業決定のときには、向こう20年で弥富市の中に、その当時は弥富町ですけれども、弥富

の中に下水道が配管できるという事業で計画されたわけでございますけれども、それが先ほども言いましたように、我々としては35年という一つの事業年度の中に修正を加え、皆様の方にお示しをさせていただいたわけでございます。そして、その収支においては、先ほど開発部長が話をしましたように、事業年度におけるめどというものも加えながら、皆様の方にもお示しをさせていただいたわけでございます。そして、また経営という観点からしても、そういった話をさせていただいたわけでございます。そういった中で、我々弥富市としての態度を皆様の方に御提案申し上げたところでございます。また、日光川流域下水という形で、3市5町で一緒にやっている事業でもございます。そうした中においてはさまざまな連動性もあるわけでございますので、我々弥富市としては、これもほかの流域の皆様と一緒に進めていくということでございます。その辺のことを十分御理解いただきながら、将来設計に対してはさまざまな問題が出てくることは事実あるかもしれませんが、その都度精査をしていきたいというふうに思っております。また、皆さんの御理解を賜っていききたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 下水道事業って、弥富なんかで全国で初めてやるわけじゃないんですよね。したがって、今実際にやっておるところがどうなっておるかということをやっぱりきちんと市としても調べていただいて、今申し上げましたように、名古屋市なんかは、さっき申し上げたように、あれは平成11年ぐらいだったと思うんですが、固定資産として要するに下水部門が持っておるのは1人当たり16万円ぐらいという、今の計画でいきますと1人当たり、計画人口を余分に見ていますから、これで割っても112万近い額だというふうに今申し上げたと思うんですが、そういう負担がその都度、要するに下水道というのは、つくるときは国の補助金と、かなりの借金がありますからやれますよね。だけど、借金を返し終わらないうちにもうかなりの改修をしなきゃいかん。ある意味では、水道管よりも下水道管の方が傷みが激しい。あるいは、機械施設の場合は傷みが激しいということですから。

ところが、国自身が下水道管の減価償却の耐用年数は50年と言っています。私はさっき2%と言ったんですが、現実に名古屋市なんかは2.6%の減価償却をやっているわけでありますから、今市長おっしゃられたように共同でやっておることもわかりますし、今まで決まったことをやっておるわけですから、簡単にやめるとかやめんとかいう話にはならんことですが、同時にもう一方で、もう弥富市の財政状況が弥富町時代とは大きく変わって、延ばしたって総額は変わらないわけですし、それから初めにやったやつは一定期間が来れば基本的に改修していかなきゃいかんわけでありまして、大体考え方としては、下水道の建設費についてはいろんな借金や手当てができるけれども、これは基本的に後の維持補修も含めて、あるいは改修も含めてもうその行政の責任というふうになってきておって、使用料で持つか、

それから市の一般会計でどれだけ負担をするかということは避けて通れない問題でありますので、やはりこういうふうに思うということで済ませずに、現実に関今のような投資をすればどういう負担が将来発生するかというのは、似たような市町の調査をすれば、あるいは同じようなことを長期にやっておる市町の調査をすれば大体見通しがついてくるわけでありますから、市の体制は、これで今はやっていかざるを得んということなんですが、それで済むことかどうかということについて疑問が提起されたら、私は、あなたの質問は事実にはそぐわないよということを市の側として明らかにする、説明する責任があると思うんですよ。だから、大丈夫大丈夫だと言うなら、その根拠を具体的にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、この下水道計画の事業の関係については、先ほどの繰り返しとなりますが、現段階で私どもの方からお示したとおりでございます。また、それに関して先ほど市長も申しましたように、この事業の取り組みに関しては紆余曲折がこれからもあろうかと思います。そうした中におきましては、私どもも逐次検討を重ねていきたいというふうに思っております。下水道事業につきましては、やはり私どもも、先ほど市長が申しましたように、経営的な概念を取り入れた中で今後こういった事務に係るものにつきましての簡素化だとか、業務の合理化だとか、徹底的な経費の節減といったことも視野に入れまして逐次検討していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、ここでお昼にいたします。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 開発部長とのやりとりは、開発部長は、経費の節減や合理化で対応することで大丈夫だという説明をされました。私の質問は、とてもそういう範囲で対応できないものではないかと。いずれにしても実際にこの事業を執行するのは市でありますので、そういう疑念が出されたら、やはり大丈夫だというのは……。三宮議員の指摘は間違っておるなら間違っておると。こういう理由で間違っておるということを市民の前に明らかにする責任があると思いますが、なかなか部長ではその辺の御答弁が難しいかとも思いますので、

いずれにしても市長にお尋ねしますが、まずなるべく早い時期に、名古屋市を初めとしてそういう先進地の事例もあるし、また弥富と同じようなことをもっと早くからやって、もう20年、30年と経過している市町もありますので、そういうところもよくお調べいただいて、そういう心配はしなくてもいいことなのかどうかということを具体的に明らかにして報告していただくことを強く求めますが、これは市長にお答えいただきたいと思います。

あわせて今の問題の最後のところで、結局、国がきちんと国民の暮らしや地方自治体の将来まで見越した支援策をなかなかとれない状態がずうっと続いてきております。開発に大規模なお金を注ぎ込む中で、全国、日本じゅうには、特に合併問題なんかを契機にいたしまして、弥富市とほぼ人口の変わらないようなまちで、合併前の借金が一般会計・特別会計を合わせて300億円強だったものが、合併後の数年間に1,000億円を超えるような借金を一般会計・特別会計を合わせてやる。それも合併特例で奨励して、総務省の全国に配られたパンフレットに「合併は百益あって一害なし」というコメントまでつけて出したところがそういう状況になっておりまして、年間、一般会計で返す借金が50億円というような状態に実際なっておるところもありますので、やっぱり我がまちのことは市長や市の幹部と同時に当然議会も考えなきゃならんわけですが、とりわけ実際の業務に当たられる職員の皆さんの間にそういう財政問題に明るい幹部を育てていく。そして、必要な場所に配置をしていくという努力をしていただきたいし、とりわけ弥富市は、先ほどの安井議員の質問の中にもありましたが、以前から行政の方針として保育所に力を入れてきたこともありまして、職員の数でいいますと、そういうところの施設の職員は非常に多いこと、さらに本庁の職員は、社会保障制度が大幅に変わった中で非常に仕事がふえていますよね。個々の職員が全体として減っておる中で、なかなか本格的に勉強するような余裕がない状態が続いておることや、長年にわたってきちんと一定の期間そういう職員を育成するという行政のトップの側の努力がなかったことも、最初に申し上げましたように、弥中の問題や桜小学校の問題というのは、その必要な時期に適切に対応すれば本当にもっと市の負担、行政の負担も少なく、早く皆さんの要望にこたえることができたということも、20年間にわたる市の財政分析にかかわってよくわかったわけですが、ぜひそういう職員の配置ができるような手だてをとっていただいて、本当に市民のために市役所はお役に立つところというふうに市長はおっしゃられましたが、やっぱりこれは市の何百人という職員の皆さんの力をかりることなしにはできないことでもありますので、そういう総合的な判断のできる財政に強い職員を育てていくということに特別の御尽力をいただきたいと思いますが、あわせて御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

午前中の下水道における減価償却の問題でございますが、この減価償却という問題につき

ましては、いろいろの対応の仕方が私はあるのではないかというふうに思っております。一つの事業に対して、最初から減価償却を当て込んでやっていくことも一つは必要でありましょうし、それは議員がおっしゃるような考えがあるわけでございますけれども、耐用年数の問題からして、期の半ばからそういった形に対して手当てをしていくということもでございます。あるいは、収支の問題が具体的にになってきた場合において、そういったことに対して減価償却を考えていくという方法もあろうかと思っております。いずれにいたしましても、この辺のところにつきましては、これから下水道事業が事業計画として進捗していくわけでございます。そういった中におきましては、先進市町のさまざまな例を参考にしながら、私どもとしては建築費プラス減価償却ということしっかりと考えてこの下水道事業を進めさせていただこうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、財政に強い担当者をということでございますが、この3月にも私ども現在の市債、いわゆる借金におきましては、普通債、そのほかを合わせて95億有しているわけでございます。そうした中で今後さまざまな事業の計画、返済計画、あるいは市債等の返済計画ということも具体的にやっていかなきゃいかんわけでございます。そしてまた、先ほどもお話をさせていただきましたが、弥富市の第1次総合計画の中で平成21年から24年の向こう4年間に於いて実施していく計画の主なものを今拾ってみますと、例えば弥生保育所の建設であったり、あるいは小・中学校の耐震工事であったり、防災広場の整備事業であったり、公園の整備事業、そして（仮称）第2桜小の建設事業等があるわけでございます。そうした中で、さまざまな形で財源が必要となってくるわけでございます。そうした中で、市債としての充当率を上限どこまで持っていくか。さらに、臨時財政対策債をどのような形で考えていくかということが非常に大事になってくるわけでございます。そして、これから毎年毎年、市債というものの発行しながら、一方では財政計画をしていかなきゃいかんということでございます。そういったことに対しては、議員がおっしゃるとおり、まさに財政に強い担当者・職員を育てていかなきゃいかんということは私も強く感じておるところでございます。現在の職員の中にも財政に強いというふうに思っている職員もおられるわけでございますが、さらに自己啓発をしていただき、あるいは育成という形で教育をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 次の質問に移らせていただきます。

新型インフルエンザ対策でございますが、ずうっとこの間、政府や市の対応、あるいは各発生したところの対応を見せていただいたんですが、結局日本にはまだ新型ウイルスは入っていないという前提で、市の回覧もそうでございますが、38度以上の発熱がある者だとか、それから全国的に見ると渡航歴のある者を中心にして検査がされたようでございますが、実

際に兵庫県などの事例は、お医者さんが、既に日本に入っているのではないかという疑いを持ってA型の人を検査に出して、そこでわかったわけですね。しかも、回覧で38度以上の発熱というふうに出されておりますが、県のマニュアルだそうですので、38度にならない新型インフルエンザの人たちも結構おったりしまして、この問題は二つの側面があって、一つは、免疫がないから感染力が非常に強い可能性があって蔓延する心配があるということと、それから従来の新型インフルエンザで一番ひどいものはスペイン風邪と言われるものでございますが、中国とアフリカを除いて4,000万人の人が数年間の間に亡くなっており、日本でもその後に関東大震災がございましたが、この亡くなった方が10万5,000人ですが、日本で大正7年から9年にかけて40%の国民が罹病して、40代以下の人たちを中心に38万人から45万人の方が亡くなっているという、本当に場合によっては深刻な事態になる問題への対応と。その後の亡くなったのはそれに比べると随分少ないわけですが、それでも1957年のアジア風邪は200万人、68年の香港風邪は100万人の方が亡くなっているわけでありますので、そんなに蔓延というふうに素人では判断できないような状況にしても、発生すればとても今の保健所が全部対応するというようなことはできないわけでありまして、今、市や行政ができることは、通常のインフルエンザと同じような形できちんと手洗いをしたり、うがいをしたりというような生活習慣を通じて感染の可能性を防いでいくという、この秋の流行期に向けて生活指導を広めていくことが一つ。

もう一つは、実際に確保されている病室なんかも限られておりますので、仙台なんかでやられているような形で、行政と地域の開業医の皆さんが協力をしていくこと。それからA型については、やはり新型が流行するかどうかを検査する仕組みをきちんと、今インフルエンザについては感染例があれば報告する仕組みになっておるようでございますが、A型については検査をして判定をしていただくような形で、どういう形で感染が広がっておるかを把握する仕組みを県や市町村がやっぱり確立していく。いずれにしても、開業医の皆さんの協力というのは避けて通れない問題であると思います。

ただ、本当に国の医療制度への対応がおくれたこともありまして、海南病院もそうでありまして、開業医の皆さんもそうなんです。お医者さんが過労死の心配をしながら仕事しなきゃいかんとか、看護師が点滴を打ちながら仕事しなきゃいかん状態というのは、こうした大きい病気の感染が広がったときには本当に取り返しのつかないことになると思いますので、弥富市として、きちんと日常的にそういう周知をすること、それから感染が広がれば当然保健所や県の電話はもうとても通じないというふうになると思いますので、中日新聞なんかでは、今各相談所が市町村の保健センターにもほとんど入ってきておりますが、弥富市も回覧を回したと言っておりますが、今みたいな形で出していくなら、やっぱり弥富市も保健センターを相談所として出していく。そして、地域の医師会などとも相談しながら、そういうと

きの対応へ備えていく。そして、県だとか病院が今定められているような対応を診療所がしようと思うと相当負担がかかると思いますので、そういうものへの支援もやっていく。とりわけ弥富市としては、保健所を中心にしまして、この秋に向けて感染予防の、市民ができる具体的な指導をしていくというようなことが強く求められていると思いますが、どのようにお考えになっているかということ。

それから、私、外から電話をかけて、何回か弥富の電話が回線がいっぱいになって、話途中でツーツーツーというのが結構あるんですね。それから、そのちょっと前になりますと、回線が非常に込んでおりますのでお待ちくださいというコールが入るのがありますが、この秋に向けて行政がこの問題に対応しなきゃいかんということを考えると、必要な回線を確保する手だても今からとっておく必要があると思いますし、役所の方は手洗いはかなりされておりますが、小・中学校や保育所を含めた公共施設の手洗い施設の改善だとか、それからここ十数年ぐらい前から名古屋市内なんかのビルの場合は、手を洗った後の乾燥設備がついているのがほとんど一般仕様になっておりますが、ぜひ公共施設で子供が生活する、あるいは多くの人たちが集まる場所が、そういうような改善もされていくというような手だてをとっていきながら、市民に自分を守る手だてをとっていく働きかけをしていく必要があると思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新型インフルエンザについての御質問でございます。

議員御承知のとおり、この5月上旬から全国的に感染者が広がっておりますのでございます。昨日現在で485名の方が日本国内での感染者だそうでございます。愛知県下でも3名が発見されておりますのでございます。しかしながら、厚生労働省等の発表によりますと、今回のウイルスはA型のH1N1というウイルスだそうでございますけれども、弱毒性であるということだとか、あるいは現在の治療薬であるタミフルであるとかリレンザといったようなものが非常に有効的であるということが発表されております。そうした中で、少し全体的には私は落ちつきを取り戻しているのではないかと、鎮静化を迎えつつあるのではないかとというふうに思っております。そうした中で、ことしの秋口までには本当に撲滅をしていただきたいというように思うわけでございます。

今後に対して、議員御心配の秋冬にかけてでございますが、これはやはり予防を市民・住民の皆様には徹底して行っていただきたいということでございます。そして、私ども全国の市長会で国の方に6月3日に、私どもとしての要望を出させていただいております。一つは、正確な情報提供をしていただきたい。そして、情報の共有化をしていきたいということが第1点でございます。それから二つ目が、相談体制及び医療提供体制の整備を行っていただきたいということを要望しております。それから、ウイルス薬の備蓄の強化という形で、こち

らの方もお願いをしているわけでございます。また、きょうの新聞等によりますと、愛知県の方もこの6月議会の補正を組まれて、新インフルエンザ対策という形のものが発表されておるわけでございます。その要点といたしましては、発熱外来を現在の20カ所から40カ所に倍増していく。あるいは、設置医療機関における感染防具の補助をしていく。あるいは、いわゆる医薬品の備蓄をしっかりと行っていくというようなことが言われておるわけでございます。こういった中で私ども市といたしましても、県とか国と十分連絡を取り合いながら、しっかりと連携を取り合いながら注意深く進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、今しばらくの間は、やはり予防対策をしっかりとやっていくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。
- 2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、1点目に女性の健康・がん対策について質問をいたします。

このたび2009年度補正予算に、女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢に達した女性に対する乳がんと子宮頸がんの無料検診が盛り込まれ、対象者には検診無料クーポン券が配布されることになりました。乳がんや子宮頸がんは本人の自覚症状がないため発見がおくれ、国内では年間約1万人が乳がんで亡くなっています。また、子宮頸がんでは年間約2,500人も大切な命が失われています。特に乳がんや子宮頸がんの検診率が8割から9割のアメリカやイギリスなど先進各国に比べ、日本はわずか2割台と極めて低く、こうした現状を変えようというのが今回の施策であり、どちらのがんも早期発見・早期治療で治ると言われています。そのため、一人でも多くの女性にがん検診を受けていただく目的で提案された施策でございますが、我が弥富市も住民検診を行っており、乳がんや子宮がんの検診も公費助成により低負担で受けることができますが、残念なことに女性が積極的に足を運べる環境になく、仕事でなかなか行けないという方や、若いから自分には関係ないと思っている人、また恥ずかしいから行かないという人もいます。女性の命にかかわる大事な検診でありながら、受診への重要性を知らなかったり、理解をしていない人が多いというのが現実ではないでしょうか。女性の健康を応援するために、市長並びに当局の積極的な取り組みを期待し、お伺いをいたします。

初めに、この事業に対しての必要性、また受診向上への働きかけ等、今後の具体的な取り組みについて本市のお考えをお聞かせください。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをいたします。

日本女性のがん死亡原因の第1位は胃がんです。2位が子宮がんです。中年以降の病気という考えはもう昔の話で、20代、30代でも子宮がんは発見されるようになってきました。早く発見するほど治る見込みが高くなり、早期発見が重要になります。乳がんは、死亡率からいうと子宮がんに次いで3番目となっています。40歳代になったら注意が必要だと言われており、これも早期発見が大事であります。このようなことから、本市としましては、この子宮がん・乳がん検診の定員枠を毎年拡大をしてきておりますが、申し込みは他のがん検診に比べ早い時期に定員に達しておりまして、市民の関心の高さがうかがえます。今後できるだけ多くの方に受診していただけるよう、定員枠を拡大していきたいと考えております。

今回の国の追加経済対策の一環であります21年度補正予算が5月29日に成立したところでありますが、その中に女性特有のがん検診に対する支援ということで、この子宮がん・乳がん検診が盛り込まれております。一定の年齢に達した女性に対し、この検診を行っていくこととしています。本市としましても、これに対応し、行っていく予定であります。詳細につきましては現在県と調整中でありまして、またこれについての補正予算も今後お願いすることになると思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

国内では近年40歳から50歳代で乳がん、また20代から30代で子宮頸がんの患者がふえています。特に毎年2,500人もの命が失われる子宮頸がんは、受診と予防ワクチンの使用でほぼ100%防ぐことができると言われています。日本の乳がん検診率、また子宮がん検診率はともに2割程度と非常に低いのが現状ですが、国は平成19年度に策定したがん対策推進基本計画の中で、平成23年度までにがん検診の受診率を50%以上にすると目標を定めています。

そこでお伺いいたします。現在、我が市は保健センター等で集団検診や海南病院など個人検診が行われていますが、検診それぞれの現在の受診率をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 受診率ということでございますが、平成19年度、子宮がんが8.1%、乳がんが9.3%です。20年度は子宮がんが8.9%、乳がんが9.7%です。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今回の事業では、検診手帳の交付とともに、がん検診無料クーポン券の配布がされます。子宮頸がんでは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳ということで5歳刻みで、また乳がんは40歳から60歳の間、同じく5歳刻みの対象者に配布をされます。そして、無料で検診を受けられるものですが、これらの対象者は弥富市の場合、子宮頸がん、乳がんそれぞれ何名いらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 今回の国の一定の年齢に達した対象者ということでございますが、子宮がんは、20、25、30、35、40歳と5歳刻みでございますが、弥富市の対象者は1,511人。乳がんでございますが、40、45、50、55、60歳で弥富市の対象者は1,505人です。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、この事業の実施について、いつごろスタートされる予定ですか。また、検診無料クーポン券など対象者の皆さんへはどのように周知をし、またどのような方法で配布をされるのでしょうか、市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） いつごろからという御質問でございますが、今のところ9月議会の補正をお願いしまして、その後スタートというようなことを考えております。

それから、クーポン券の配布でございますが、対象者あてに個々に郵送でクーポン券を送ろうと思っております。方法につきましては、現在お願いしております医療機関に引き続きお願いしてはどうかと思っておりますが、まだはっきり方向性は決めておりません。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） スタートの件でございますけれども、私は国の補正予算の成立の日から、準備等もありますけれども、日数もかかると思います。もう少し早い時点でスタートできるかというふうに思っておりました。ただいまの御答弁では9月議会においての補正予算後ということでございますけれども、そうしますと、それまでに検診を受けられる方たちは従来どおりの検診という考えでよろしいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 子宮がん・乳がん検診につきましては、既に5歳刻みでなく、一般の方を募集して行っておりますが、議員がおっしゃられるように、既に申し込んでみえる方が多数お見えになります。それで、実はきのう県からの指導がありまして、そういう方につきましては、後日、個人負担分を還付して、全額国費でというような対応に切りかえをさせていただく予定でございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

それでは、検診への医療機関についてお伺いをいたします。

例えば勤務先近くへの病院であったりとか、かかりつけのお医者さんでも受けられるように、また休日であったり早朝、夜間の検診実施など対象者が受診しやすい体制、また整備が

必要かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） ただいまの検診の機関ということでございますが、先ほど申し上げましたように対象者が非常に多数でございますので、現在行っております医療機関での受け入れ体制について、今後相談をしていきたいと思っております。

あわせて、休日、早朝、夜間等の対応でございますが、これについても医療機関と相談をしていきたいと思っております。

それから、勤務先近くの病院というようなことでございますが、勤務先近くということになりますとかなり広範囲に対応しなくてはならない。それと、検診の単価などの統一も非常に難しいというようなこともございまして、今のところ対応は難しいと考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、次は市長にちょっと二つほどお聞きしたいと思いますが、一つに、先ほどの御答弁で本市の受診率は、課長さんの方からおよそ8から9%という非常に低い結果でございました。今後も、先ほどおっしゃられましたけれども、定員枠を拡大していきたいという御答弁もございました。そこで、受診向上のために、例えば国が定めたこの5歳刻みの年齢対象者だけではなくて、本市の約3,000人、先ほど御答弁の中で子宮がんと乳がんがおよそ1,500人ずつ対象者がお見えになったということでございますが、その3,000人の対象者以外でも検診の対象受け入れ可能人数として、つまり20歳から60歳までの女性全員に無料クーポン券を配布するという市独自の健康増進事業としてアピールをしてはどうかと考えますがいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変低い受診率ということでございます。そういった中で、国の方が追加経済対策の一環という形で、21年度の補正予算の枠の中で実施されるわけでございますが、これも以前の妊婦健康診断といった形で、これから2年間の時限という形で行われるわけでございます。また、今回のこの補正で行われるいわゆる乳がん、あるいは子宮がんの検診においても、これは1回限りという形で終わってしまうわけでございます。そういった中で、やはり継続的な形で国の方も考えていただくということが私は大前提になってくるだろうというふうに思っておるわけでございます。そういった中で私ども市といたしましても、この乳がんと子宮がんの検診につきましては、3年間毎年、各100人ずつ定員数をふやしてきているわけでございます。そうした形で対応はさせていただいております。定員枠の拡大をとということでございますが、これはさまざまな行財政の問題も含めまして検討していかな

きゃいかんわけでございますけれども、まずは国の方の基本的な考え方を持続させていただきたいということを強く要望しているわけでございます。

それから、弥富市独自のものを考えたかどうかということでございますけれども、これは今後とも検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。検討していただけるということでございます。

私もう一つ質問したかったのは、市長さんがさきにおっしゃられました、今回1回限りというか、市が発行した日から6ヵ月間という使用期限のこのクーポン券に対して、22年度以降も市もやってほしいということを要望したかったんですけれども、国の持続を考えてということでございますが、これも市長、市独自の事業として国を待たずにやれないものか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、市民の健康ということに対して、さまざまな形で支援をさせていただいているということでございます。これは女性特有の病気のみならず、さまざまな健康診断という形でもあるわけでございます。そういった中で、この女性特有の問題につきましては今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ぜひとも市のがん対策として続けていただきたいことをお願いしておきます。また受診率アップ、そして住民が積極的に検診が受けられるように、今後の取り組みに大いに期待をするところでございます。

また、御存じの方も多くいらっしゃると思いますが、2007年5月、若年性乳がんのため24歳の若さで亡くなった神奈川県の高島千恵さんですが、「余命1ヶ月の花嫁～最後のメッセージ」でテレビでも放映をされ、また映画も完成し、大変な反響を呼びました。闘病生活を送る中、彼女の最後の言葉に「もっと早く気づいていればこうならなかった。ぜひ検診を受けてほしい。このことを多くの人に伝えたいです」とメッセージを残されています。彼女の思いを受け、昨年、乳がん検診のプロジェクト、キャラバン隊が立ち上がり、ことし3月末、沖縄をスタートし、5月には北海道札幌まで全29会場を回って、約3,000人の20代、30代の女性が受診をされたとお聞きしました。キャラバン隊を通して、早期発見の大切さを啓発していきました。

また、毎年9月はがん制圧月間です。ことしの9月こそ、今までとは違った住民挙げてのがん制圧月間にすべきだと考えます。一人でも多くの方が検診を受けていただけるように、

我が弥富市のがん対策、健康づくりに対し積極的な取り組みをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

２点目に、生活環境整備といたしまして、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の安全対策と整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては、昨年の議会においても質問をさせていただきましたが、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の状況は、車の利用増加と、特に毎日の通勤・通学などで駅を利用する方たちの歩行や自転車など非常に交通量が多く、踏切での交通渋滞で、車と歩行者、そして自転車とのすれ違いなど、相変わらず危険かつ通行に困難な状況にあります。そこで１点目に、踏切整備についてお尋ねをいたします。

商店街を挟むＪＲ・名鉄弥富駅西側の踏切でございますが、こちら交通量が多いにもかかわらず、特に名鉄の踏切幅が大変狭いため、通行が非常に危険な状況にあります。当局も以前から鉄道事業者への要望を何度か行っていたことはお聞きをしています。前回の御答弁では、踏切の拡幅にはさまざまな問題も多く、早期の拡幅は困難であるということでしたが、そういうことであれば、将来の拡幅実現までの間、名鉄とＪＲ間の民地を一時待避できる場所として確保していただくことを要望いたしました。その件についてはどのようにになりましたでしょうか。鉄道事業者、また地権者とのその後の協議報告、結果をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問でございますが、踏切整備につきましては、議員言われますように、鉄道事業者であります名古屋鉄道、それからＪＲとは、それぞれ今まで鋭意協議してまいりました。名古屋鉄道の踏切に関しましては、名鉄サイドとしては前向きなお話をいただいたわけでございますが、その際、ＪＲの方針を確認してくれということでもございましたので、ＪＲにおいて、拡幅等についての私どもの意向、名鉄からの意向もお言葉をいただいてＪＲとの協議をさせていただいたわけでございますが、ＪＲ側につきましては、踏切拡幅になると、これに関して国の方針に従い、踏切を減少させる方向で協議に応じていくということもございます。踏切内の歩道設置の場合は、国の施策に倣い、協議に応じていく。歩車道を物理的に分離する必要があり、踏切だけでは安全が確保できないので、前後の道路計画から必要性を示してほしいとの回答をいただいております。また、この踏切内に個人の土地（民地）があるわけでございますが、弥富市において整備方針がきちっと固まって、鉄道事業者との協議がおおむね調った段階におきまして、その協議に入っていきたいというふうに思っております。

以上のことから、現段階では踏切内だけの安全性というのは鉄道事業者の理解を得るまでには至っていないということもございますが、周辺道路等々の整備を一体でやっていく必要

があるかというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

以前から駅前整備につきましては当局とされましても再三検討を重ねていただき、昭和58年、駅周辺地区の役員会の立ち上げからその後の意向調査など、これまでの経緯も伺いました。しかし、社会環境も大きく変化する中、住民の安全性・利便性を考え、住民が本当に利用しやすい、また暮らしやすい環境づくりは市全体で考えていくべき大きな課題であると思います。どうか踏切の安全対策につきましては、鉄道事業者へのさらなる御協議をいただきまして、早期実現への推進をお願いしておきます。

次に、これも以前から要望させていただいておりましたが、ＪＲ・名鉄弥富駅の橋上化についてお伺いをいたします。

交通渋滞の緩和、住民の安全や利便性を考え、みんなが安心して駅が利用できるための南北を結ぶ自由通路を含め、駅舎橋上化の促進は弥富市総合計画でも位置づけており、多くの住民から切望されています。また、駅周辺整備に関して、ＪＡあいち海部弥富支店の移転に伴う旧事務所跡地の用地確保の件でございますが、現在どのような状況にあるのでしょうか。ＪＡとの交渉、その後の進展などを説明いただきたいと思います。駅舎橋上化とあわせて御答弁をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。
- 開発部長（早川 誠君） ＪＲ・名鉄駅の橋上化、それから駅周辺、北側の駅前整備のことでございますが、議員も言われましたように総合計画、それから都市計画マスタープランでもそれぞれ示しております。これは市にとって最も重要な課題であり、またこれから強力に推進していかなくてはならないと思っております。ＪＲ北側についても、やはり市民の安全性・利便性といったことを考慮した上で、駅周辺の活性化に向けた交通結節点の機能強化として進めていかなくてはならないというふうに思っております。課題の駅前開発に関するプロジェクトチームによりまして総合的な整備をにらみながら、一つでも実現できるよう整備方向、整備方針の策定を進めて、今まで私どもも内部で検討しておるところでございます。しかしながら、駅前整備ということもあわせますと、やはり優先的に何をするのか、それから整備範囲をどこまでにするのか、整備手法をどれだけにするのか、さまざまな範囲のそういった諸問題が出てくるわけでございますが、やはりこのものにつきましては県道との絡みもございます。そういったことも加えまして、今後とも引き続き調査・研究をして対処していきたいというふうに思っております。

また、ＪＡあいち海部弥富支店の旧跡地でございますが、現実的には一部事務所的なものは取り崩されておるわけでございますが、駅前整備、橋上駅化と申しますか自由通路、どう

いう方向になるにせよ、それとあわせた一体的な中で検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

さまざまな問題点もあり、すぐに実施というわけにはいかないとは思いますが、今お話にもありましたプロジェクトチーム、先回のときもお話しありましたが、大学の先生を中心にした8名でプロジェクトチームが編成されたということでございまして、今も研究が進められているということでございます。今後また実施に向けて、さらなる調査・研究を御期待申し上げるところでございます。駅周辺の整備で便利がよくなれば経済効果もよくなり、無駄もなくなると思います。また防犯にもつながると思います。安心・安全のまちづくり、そして駅周辺の活性化に向けた整備の早期実現を強く強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

○9番（山本芳照君） 9番山本です。私は、通告に従い3件の質問をさせていただきます。

初めに、保育所のグラウンドを芝生化にしてみたらどうかという質問です。

子供たちが素足で駆け回れる保育所のグラウンド、芝生化にはヒートアイランド現象や砂ぼこりの抑制など多くの利点があります。6月7日の読売新聞に春日井市の小学校で、また東海市では保育園で、それぞれ校庭・園庭の芝生化のための報道がなされておりました。弥富市でも新しく弥生保育所の建てかえ工事が始まりますが、市は、この弥生保育所のグラウンドについてどのようなグラウンドにしようとしているのか、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 保育所のグラウンドの芝生化について御答弁申し上げます。

議員の言われるとおりメリットもあり、それに伴う費用もございます。メリットを申しますと、緑化によるいやし効果、砂じんの飛散・土の流出防止、夏場の温度上昇の抑制、転んだときのけがの防止などがあります。また、必要な費用といたしまして初期投資、通常管理費といたしまして芝刈り、晴天時の散水、施肥、雑草取り、その他のメンテナンスが必要となります。また、ガラス片等が落ちていても見つけにくいこともあります。以上のことを十分考慮し、特に管理面も含めて現場の意見も聞き、方針を決めなければならないと思っております。議員御提案の弥生保育所のグラウンドということでございますが、今回、弥生保育所改築にあわせて、敷地の一部に芝生を植えることを試みる計画でいます。その効果を見きわめていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 参考までに、先ほど申し上げました東海市では市立の全保育園18カ所あるんですけど、これを将来的にすべて園庭を芝生に変える方針ということであります。芝の管理の話がありましたけど、この芝の管理の関係でありますけど、地域の皆さんと保護者の皆さんが一体になって育ててもらって、地域全体で子育て支援の一環としてのねらいもあるということでありまして、先ほど申し上げましたように、地球温暖化対策の一環でもあり、全国でこの芝生化の運動がふえつつあるというふうに言われております。鳥取市のNPO法人「グリーンスポーツ鳥取」は、校庭や空き地を芝生化にし、成長・回復の早い品種を採用しながら、夏の芝は種でなくて苗を植える。そして、この芝を草の一つとして考えて、雑草を取り除かず、一緒に刈り込み、必要以上に維持管理の手間をかけないで管理をするという方法で取り組んでいる、このような自治体の事例も大いに参考にさせていただきながら、再度市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

先ほど民生部長の方から、弥生保育所の今度の改築の一環として芝生化をしていくということでございます。私も今市内に9カ所の保育所を有するわけでございますけれども、芝生の上で元気に素足で遊んでいる子供の健康管理、あるいはこれからの時代のエコということ考えた上においては、やはりいろんなメリット・デメリットがありますけれども、そういったような環境を整備していくことも、児童たちが健やかに育っていただけるということも踏まえて、親御さんにも御理解がいただけるんじゃないかと思っております。弥生保育所の例を参考にしながら、積極的に展開をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひこの取り組みを市内全域の保育所にも今後進めていっていただきたいというふうに思っています。

参考までに申し上げておきますけど、東海市では芝生化の話はどういうことから始めたかといいますと、この弥富市役所と同じように、東海市にも市民の意見箱というのが置いてあります。この意見箱に市民の方から保育園を芝生化にしたらどうかと、こんな意見があって、それを市長が取り上げて即実施ということで、去年から準備を進めてきて、初めてことしの6月に芝生を植えたという経過がありますので、ぜひ市長も、こういった意見は弥富市でも多分あるかと思っておりますので、今後とも子供たちが芝生の上ではだして遊べる保育所づくりにぜひ努力をお願いしたいと思います。

次に、定額給付金の関係について少しお尋ねをいたします。

先日も中日新聞に、定額給付金の支給率の関係が5月28日付で尾張版に載っていました。弥富市でも4月17日から、それぞれ給付金の支給開始が始まったと思っております。この新聞報道によりますと、この西尾張16の自治体の支給状況が載っていきまして、弥富市の支給状況はこの時点で82.6%でした。今日現在、定額給付金の受け取り状況について、まだまだ申請が出ていない方もおるかと思えますけど、どのような状況になっているのか、わかっている範囲で結構ですから、お知らせをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 山本議員の御質問にお答えを申し上げます。

私どもの定額給付金の現金支給におきましては、4月16日から1階ロビーの定額給付金専用窓口で受け取りをしていただいております。現金での給付希望者につきましては、5月末時点で289名ございます。そのうち受け取りをしていただいた方につきましては285名、まだ受け取りに来られない方が4名となっている状況でございます。また、口座振り込みとあわせまして定額給付金全体での支給状況を見ますと、5月末現在の申請書の発送件数が1万6,108件、そのうちの申請書の受理件数につきましては1万4,551件で90.33%でございます。給付済み件数につきましては1万4,212件でございまして、支給率は88.23%となっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 申請書等を含めてまだもらっていない方、それから出していない方への今後の周知の方法はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 未申請者につきましては、現在1,557件ございます。これにつきましては、申請期限が9月30日までとなっておりますので、聞くところによりますと、まだ早いという方もお見えになるということでございますので、その前の8月号の広報におきまして周知を図りたいと思っております。

また、あて先が不明で戻ってきておる申請書がございます。これは141件ございますが、これにつきましては提出先などを再調査いたしまして、順次、再送付をする準備も行っており、そういう予定であります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） せっかく支給されます定額給付金でありますので、ぜひ連絡方法を含めて、受給者の方が詐欺等に遭わないように十分注意を払っていただき、周知徹底を図っていただきたいというふうに思っておりますので、事務等の取り扱いも含めて、連絡方法を十分徹底して行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、一般家庭で使用したてんぷら油などの廃油の回収について、お伺いをしたいと思います。

います。

市民の方から、市で使い古したてんぷら油等の回収をしてもらえないかという意見・要望等が出て、市は取り組んでくれるのか。また、このようなてんぷら油等の廃油の取り扱いには近隣の市町村でどのような取り組みがなされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、てんぷら油の廃油の回収等につきまして、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、これは従来より環境課で対応しておることでございますけれども、市民の方から食用廃油を処理したいとの御相談があった場合の対応ということで、お答えをさせていただきます。

まず順番といたしまして、ある程度まとまった量であるのかないのかということで、ある程度まとまった量である場合は、市の方で近隣のＢＤＦ事業者さんを把握しておりますので、そういった方に回収に来ていただけるのか、あるいは持ち込むのか、またその際の処理費が必要かどうかといったことを確認し、相談者にお伝えをさせていただいております。それから二つ目の方法といたしまして、従来より弥富市の学校・保育所の給食施設から出る食用廃油につきましては、全量こういった廃油リサイクル事業者が回収しておりますので、最寄りの保育所、あるいは学校に持ち込んでもらうという方法もお話をさせていただいております。また３番目としまして、量はあまり多くないというような場合には環境課に持ってきてもらえるのか。この３点のいずれかの方法により、対応させていただいております。

ちなみに、ここ数年間でございますが、実は１件御相談がございまして、そのときはある程度の量がございましたので、近隣のＢＤＦ事業者さんに御相談をさせていただいたところ、快く回収に行っていたということでございます。

それから、近隣のこういった廃油の回収状況、あるいは県下の状況を少しお話しさせていただきますと、まずこれは昨年の１２月議会、佐藤博議員の御質問にお答えさせていただいておるのではないかと思いますけれども、津島市が本年度１０月より、愛知県のＢＤＦ導入拡大モデル事業として津島市内の４カ所のスーパーで実はこのモデル事業を実施するわけでございますが、これはＮＰＯ法人が従来より実施をいたしております古紙だとかアルミ缶などの資源回収、月８回ほど行われているそうでございますが、これにのせる形で食用廃油を回収するという計画でございます。しかしながら、やはりＢＤＦ事業を安定的に行える量の回収は極めて困難であるということから、実は弥富市ほか、この環境事務組合に加入をしております市町村に連携を呼びかけているところでございます。具体的には８月ごろにそういった依頼をさせていただきたいというふうに担当者からは聞いております。

この愛知県下で、先ほど議員がどの程度かという御質問でございました。愛知県内の自治

体によります廃油の回収につきましては、35市24町2村、61の自治体で現在17の市町村が取り組んでいるところでございます。これは、「愛知県・天ぷら油回収マップ」というのがございまして、インターネットで公表されているところでございますが、その中で17の市町村が回収に取り組んでいるということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） こういったてんぷら油等の廃油の取り扱いは、それぞれの家庭によっていろんな方法を使って処理がされているとは思っております。例えば新聞紙にしみ込ませて、燃えるごみと一緒に廃棄する。また、市販されています固形剤を使用して燃えるごみと一緒に廃棄する。結果、CO₂を発生させて地球温暖化のもとにもなっている。ややもすれば下水管に流しているかもしれない。そうすれば川や海が汚染されて、環境破壊のある意味ではもとになっている、こんな状況が想定されますので、ぜひ弥富市といたしましても、こういった家庭で発生する油等を、広報等を通じて呼びかけながら、市でもこういった取り組みで廃油の回収をやりますよというようなこともやはりPRする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういったPR活動について今後どのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員が、できれば市の方でこういった回収に取り組んでいただくのはどうですかというような趣旨の御質問であったかと思うわけでございますが、先ほど愛知県内で61のうち17の市町村でこういった回収に取り組んでいるというお話をさせていただいたわけですが、実はこれは非常に少ないわけでございます。どうして少ないかという、いろいろ調査をさせていただいておるわけでございますが、今回は17のうち弥富市と人口が同等以上の市、あるいは近隣の実態というものを実は把握させていただきました。その中で、例えば自治体がこういった回収をやる場合にはどういった問題、あるいは課題が必要なのかということいろいろ研究させていただいた。その結果、やはり集めている自治体と裏づけるような結果が得られたわけでございます。

まず1点目として、回収に当たっては必ず対面方式にしなければならない。なぜならば、鉱物油だとか、あるいは植物性の油がまざっては何にもならないということでございます。

それから2番目として、後で一例を申し上げますけれども、常設の資源回収施設を設け、古紙類やアルミ缶などと一緒に日常的に受け入れないとなかなか量が集まらない。そして逆に、そういった施設を設けて市が古紙類と一緒に集めた場合、地域にはたくさんのこういった廃品回収をやっている団体があって、弥富市でいきますと約70ほどございまして、弥富市

も補助金を900万ほどお支払いしているわけですが、逆にこういった団体の回収活動が衰退をしてしまったり、あるいは阻害することになるので、こういったところの調整が非常に大事であるということがわかりました。

それからもう一つ、これは私どもがいろいろ自治体に聞いてわかったことですが、実は、こういったBDFというのが非常に脚光を浴びるようになって、穀物市場の相場が狂うような高騰になりまして、食用油自体が非常に高騰しておると。そういった中で昨今は食材だとか調理器具にも非常に変化が出てまいりまして、例えば油で揚げないで、電子レンジで加熱すれば食べられるような空揚げだとか、あるいは一般家庭であれば少量の油で揚げ物ができるようになってんぶらなべ、調理器具が市販され、実際、最後にキッチンペーパーで軽くふき取れば処理されてしまうような器具が出てきておるんだということで、担当者に聞きましたら、食用廃油自体の絶対量が下がりつつある。やはり幾ら頑張っても横ばい、もしくは下がっていくんだというようなお話でございました。

ちなみに、六つの自治体に聞かせていただいたんですが、先ほど私が言いました課題等をやはり裏づけております。稲沢市でございますが、ここは人口が13万8,000人余りでございまして、回収方法といたしましては、先ほど申しました総合的な資源回収施設、あるいは回収場所で週1回収しておりますが、1年間で2,100リットル。それから、小牧市が同様に人口15万人余りでございますが、総合的な資源回収施設で原則毎日集めておるんですが、これがやはり量が多くて、年2万6,000リッターでございます。それから春日井市さんは人口30万で、総合的な資源回収施設で原則週1回でございますが、1年間で1万1,000リッター。それから江南市さん、ここはちょっと変わっておりまして、油だけを私どもでいいますごみを集める業者に依頼をして、原則週1回、市のどこかではやっておるよということで回収しておるんですが、回収量は3,900リッター。この委託料についてはちょっと教えていただけませんでしたけれども、こういった作業工程から見ますと、大体弥富市で3,900リッターの油を集めるのに120万ぐらいのお金がかかるだろうという試算でございます。それから長久手町、ここは人口が、町でございますけれども4万8,000人余りでございまして、ここはエコハウスとかというような総合的な専門の施設をつくっておりますが、ここは休みの日以外は毎日持ってこられるという施設でございますけれども、1年間で2,500リッターの回収でございます。それから、お隣の飛島村が実は実施をしております、ここは村の施設の中に缶を置いて、そこへ訪れた人がいつでもあけていってもらえるよというシステムになっておるそうですが、2年間で200リッターしかまだ回収されていない、こんなような状況でございます。

長々とこういった例だとか課題を申し上げましたけれども、やはり市としても先ほど申しましたように御相談者もないということで、現状では御要望があれば対応させていただくと

いうこと。それから回収については、今後の見通しもありますけれども、廃品回収をやって
おる団体もごさいますので、こういった団体の中から回収にも取り組むよというような方が
出てくるのを期待して、そういったことが大きくなれば、市として何らかのあれは考えさせ
ていただく必要はあると思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今課長の方から事細かく、それぞれ各自治体の取り組みの報告があり
まして、割に集まらないというお話でありましたけど、ちりも積もればということで一件一
件、日にちをかけてやればたまるだろうし、環境破壊につながるようなことは極力一般家庭
から初めていかなないとつながらないだろうというふうに思いますので、今市が取り組んでい
るこういったてんぷら油の回収について、ぜひ一度、広報等で宣伝していただいて、学校等
へ責任を持って持っていけば、保育所も含めて取り扱ってくれますよといったことも含めて、
これからまた周知徹底をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間以上たちますので、ここで休憩をとります。2
時25分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 失礼をいたします。佐藤高清でございます。よろしくお願いいたします
す。

通告が2点してあります。その通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目の質問につきましては、地産地消ということであります。

今まで議会だよりが13号発刊されています。その中で、この地産地消という質問が各議員
からなされておるわけでありまして、どんなに法律が変わろうと、食はすべての生活の基本で
あり、1,900町歩の優良農地を持つ弥富市においての重要な課題であると思います。そうい
った中で、この質問が絶えず出てくるわけだと感じております。地産地消について質問をい
たします。

昨今、大半の方が「地産地消」という言葉を耳にしたことがあるかと思います。農業の
分野で取りざたされている造語であることでも既に御存じだと思います。地元の「地」、生
産の「産」、また地元の「地」、消費の「消」、抽象的概念として漢字の持つ意味をそのま
まとらえると、地元で生産したものを地元で消費するといった感じになるのではないでしょ

うか。

では、なぜ地元で生産したものを地元で消費しなければならないのか。これは言うまでもなく、食料自給率、農業振興、食の安全と、今我々が直面している重要な課題を解決へと導く一つの方策であるからだと思います。農業と食、そもそも直結する関係でなければなりません。農業と食の間に流通が挟まれることでコストという概念が加わり、価格競争を呼び起こしました。現代社会の経済構造において、流通、それが持つ役割は重要であり、流通システムを省いてしまえば消費者は混乱してしまいます。低価格であることも消費者にとっては嬉しいことではありますが、その反面、低価格に重きを置き過ぎると、言わずと知れた中国産野菜の残留農薬事件や、事故米の不正出荷事件のようなことまで引き起こしてしまいます。地元の農産物生産の拡大を図ることで優良農地の有効利用と地元農家の生産意欲を高め、生産者と消費者との距離を縮めて有効な関係を築くことが、「地産地消」という言葉に込められた最大の使命だと理解しております。

しかしながら、我々の日々の生活やまちづくりを進めていく中で、土・水・自然との関係は切り離すことができず、これらすべてが農業と大きくかかわっております。弥富市の歴史自体が農業との歴史であり、木曽川がもたらす肥沃な大地が水田のまちの歴史を創造してきました。現在でも秋になると市内各地で秋祭りが催され、祭りが近づく大人たちが子供たちに神楽太鼓を教え、お祭り本番には子供たちが元気いっぱい神楽太鼓を披露します。農作物の豊作を祈願する祭り本来の趣旨を持ちながら、伝統芸能として古くから受け継がれ、地域コミュニティを形成する大きな役割を果たしてきました。時代の流れとともに社会構造が変化していく中でも、弥富市にとって農業はまだまだ生活の中心を担うものであり、歴史や文化という側面からも重要な役割を担っているものであります。弥富市における地産地消は、市民の皆様これからこのことを考えて理解していただく機会をもたらす大変奥深いものであると考えております。

そこで初めの質問ですが、行政として「地産地消」という言葉についてどのようなイメージを持ち、どのように理解してみえるかをお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） それでは佐藤議員の、地産地消について行政としてどのようなイメージを持っているかということでございますが、この「地産地消」という造語につきましては、実は私の記憶しておるところでは、1980年代に農水省の方が実施しました地域内食生活の向上対策事業の4ヵ年計画の中でこの造語ができたのが起源だというふうに記憶しております。当時は農村での伝統的な食生活というと、やはり米とみそ汁と漬物という、こういう生活パターンであったということがございまして、当時の死亡原因の第1位が脳卒中であったと。それを減らすために食生活の改善を図っていくんだと。高血圧等の改善を図らない

かんというようなことがございまして、そういった観点の中から、不足しがちな栄養素であります農産物の計画的生産と需給拡大といったことを推奨するんだということで生活改良普及員等の啓発事業が行われたのが起因というふうに思っておりますが、「地産地消」という言葉の意味につきましては、その地域で生産された農産物、または水産物をその地域で消費するというところでございまして、私は、この地産地消の意味合い的には、大きく言えば県内だとか、狭い範囲でいけば市町村、そんなようなふうに考えておるところでございまして。今、「地産地消」といった言葉がひとり歩きしておるわけですが、やはり地域での生産・消費というふうに私は理解しておるところでございまして。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次君） 眠くなるような答弁であります。全くそのとおりではありますけれども、質問も抽象的で難しいかもしれませんが、現場の農業に携わっている人は朝早くから夜遅くまで真剣にやってみえるということで、行政として何らかのフォローの風を吹かせることができないかという意味で質問をしているわけでありまして、全く辞書に書いてあるとおりの答弁であります。

続いて質問をさせていただきます。

地産地消を浸透させていくには大変な努力が必要となります。農業そのものにとって一番必要なのは消費者からの信頼であって、信頼を築くには一つ一つの努力の積み重ねしかありません。地産地消を観念的にとらえていては前に進めない問題であります。食育の必要性和相まって、学校給食に地元産の野菜をと、よく話を聞きます。教育の現場からは新鮮で安心なおいしい野菜の提供が望まれ、地元農家は新鮮で安心なおいしい野菜の生産に努めておられます。あと必要なことは、地元野菜で学校給食をつくる、そのことを決める大きな決断ではないでしょうか。ほかに前例がないと、それを理由に後ずさりすることなく、地産地消の先進地として行政も最大限積極的に働きかけるべきではないかと思います。弥富市民を巻き込んで消費者側に立った農業を展開し、安心・安全な食品をどのように提供していくべきなのか、考える必要があると思います。これまで弥富市が築き上げた農業の歴史と知識と技術を結集すれば、安心でおいしい農作物をつくり出すことは十分過ぎるほど可能だと思います。この努力の積み重ねが弥富産の農産物を一つのブランドとして確立していくことと確信しております。

そこで2点目の質問として、弥富市として、地産地消の市民への浸透としてやるべきことは何か、必要なことは何かをお聞きし、何か具体的な取り組み予定等があればお答えを願います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の御質問でございまして、市民へやるべきことといった

ことですが、弥富市での農業の中で今現在、主要作物であるトマトだとかナスだとか、そういったものについては担い手農家でブランド化等も進めてやっておるわけですが、米、麦、大豆については各大規模農家の方で生産に取り組んでございます。それ以外のもの、特に野菜ですね。先ほど来、佐藤議員が言われますように、学校給食の中でそういった野菜をとった場合に、それ以外の農産物で何が常時供給できるか。また、どれだけの生産数量等があるかといったことを私もちょっとひもといてみたんですが、統計的な数字の中から持ってきますと、弥富市の担い手農家以外の方で生産されている野菜というのは、ほとんど農家の高齢者の方々が畑で生産されているのが現実かと思います。そうした中で、今後学校給食なり、そういったことでの地産地消に向けての取り組みを図っていかなくてはならないということですが、現状におきましては、そういった取り組みをしようとするときには、農家もそうですが、農業者団体の方が今の地域を、この弥富の農業をどうしていこうかということも真剣に考えていただき、また農協の方では農地保有合理化事業にも取り組んでおりますので、そういった畑地等も活用した中で、この地区の四季折々に供給できる野菜生産ということも真剣に一つずつとらえていかないかなあというふうに、今、端的に思うわけですが、そういったことの中で学校での食育なりの学習の場においていま一度、地場産品の農作物のことにに関して普及を図っていく、生徒に浸透を図っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、そうしたこととあわせて、現在ＪＡにありますような産直のところへ少しでも多くのものを出せるようなスタイルを構築していくことが必要ではなかろうかと思っております。今ここで端的にどれがどうこうということは言えませんが、そういった野菜生産の実態を踏まえたときには、私どもの中でそれだけの、例えば４万４,０００人の今の人口に見合うだけの生産量というのが非常に少のうございまして、いかにそういった産品を見出していくか、また学校給食の中で安心・安全を問われる食品を提供していくかということに傾注していかなくてはいかんというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 佐藤議員の先ほどの学校給食での地産地消の関係でございますけど、現在、各小・中学校では、食材につきましては地域や愛知県内産、いわゆる地場産のものをできる限り活用できるように努めております。また、現在市内の小・中学校の米飯給食につきましては、使用しています米につきましては、全量地元の海部南部地域、具体的に言いますと弥富市及び飛島の地域の「あいちのかおり」を使用しております。こういったことで地産地消には努めております。

また、ことし９月には市内全小・中学校で、こちらの弥富の場合は特早米の地域でございますので、新米を生徒が試食する機会を設けまして、せっかくの稲作地域でございますので、

そういったことを周知しまして、次代を担う子供たちに地域の特産物ということを理解させて、地産地消に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

開発部長も一生懸命答弁していただきまして、また教育関係の方で新学期に恐らく、オペレーターの言葉で言うと「こまち」なんですよ。「こまち」に「コシ」「かおり」。これは、8月の盆にとれるお米は「あきたこまち」なんですけれども、愛知だから「あきた」を取って、オペレーターは「こまち、こまち」と言っています。その次にとれるのは「コシヒカリ」で、「コシ、コシ」と言っているんです。オペレーターの間では、弥富市でとれる米はブランド化されて、「あいちのかおり」を食べておると言うんだけど、海南病院も「あいちのかおり」を食べておるんだけど、まずいまずいといって、いつの米だかわからんわけなんですよ。しかし、きょうは「新米」という言葉が出ました。新しいものが行政で出てきたわけでありまして。毎日通学・通勤して、お盆に刈り取りをしている米を新学期に食べるということは、恐らくその青年たちが出世したら弥富の米を第一に買うはずだと私は確信しております。

また、JAでは既に「あいちのかおり」でうどんをつくったり、また地元でとれたレンコンでそばをつくったり、地産地消に大きく前へ進んでおるわけでありまして。また、津島に本店を持つ大手スーパーでは、地元野菜を地元の方にお届けすることを基本に、約70軒の農家と契約をして、地域農産物に付加価値をつけて地域農家を守るということを手がけてみえることも事実であります。そういったことで、JAまた民間が地産地消ということ在地元の野菜・米に付加価値をつけておる中で、行政が子供たちに新米を食べていただく。新米を食べると、また百姓はぜいたくと言うんですよ。我々は百姓で、米で生活できた時代です。新米は高く売れるから、百姓やで、米をつくる人は古い米を食べて育ってきておるわけでありまして、今は農業ですから、やっぱり農業は新しい米を食べて、その味を覚えて、大人になったら弥富の米はおいしいと、そういった循環が始まるようなことを仕掛けていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

続いて質問いたします。

地産地消という概念の持つ力は大変奥深いものと考えております。教育の場に地元農業が参加できるように、福祉においても地元農業が大きく貢献できるのではないかと考えてみたりもします。学校給食に地元の米を使うこと、また体験学習として、十四山西部小学校ではもう数十年、JAの協力のもとで子供たちは田植えや稲刈りにチャレンジしております。稲作地帯、弥富市ならではの体験学習であり、また弥富市内の小・中学校でもこういう作付等にチャレンジしておるはずだと思っております。

同様に、福祉事業の一環に農業を取り入れることも可能ではないかと考えております。今後心配されることは、耕作放棄地、また遊休農地等の問題であります。畑を耕す人がいなくなり、しかし野菜をつくることに興味を持つ方がたくさんふえる中で、余暇を利用し、家族で野菜づくりに汗を流すことも素晴らしいことです。農作業を通じて土と親しんで健康の増進を図り、新しい仲間と交流する機会を得ることも素晴らしいことと考えております。障害者の方々にも自然と触れ合う農業を楽しむ場所として、人と出会った関係を広げる場所として、もし農業が自立への第一歩としての手助けとなれば言うことはありません。身近な自然や農業に接することを通じ、生産活動、社会教育、文化、レクリエーション活動等の機会拡大となり、弥富市の地域性を生かし、福祉モデルとして位置づけてみてはどうでしょうか。農園の場所、施設等の確保についても、これだけ多くの優良農地を抱える地域ならば、その気があれば十分に確保ができ、利用していただけるのであろう見込み、農園を開園することに賛同・協力いただける市民や団体も必ずあるのではないのでしょうか。地産地消が目指す奥底にあるものと相通ずる部分は少なからず存在していますが、今後、遊休農地・耕作放棄地を防ぐためでも、最後の質問としますが、またこの問題については地産地消とは切り離してお答えいただいても構いませんが、福祉農園構想、福祉事業に農業を取り入れ、活用法としての市としての考えや対応をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の質問の中で、地産地消と切り離した上での福祉農園構想はないかということですが、実は私ども弥富市においては、過去20年近くになりますか、貸し農園ということをやっておるのが現実でございます。これは13ヵ所で利用者は232名ほどお見えになるわけですが、5坪ほどの農地のあっせんをやっておるということも一つございます。

それについてはいろいろございますが、今その中で佐藤議員が言われましたように、農地の有効利用や不耕作地をなくしてそういった対応をとということでございます。これについては、水田の場合は転作等々で不耕作地は少ないわけですが、今予想されるのは畑の管理、これが一番問題になってこようかと思っております。ですから、こういった畑につきましては、先ほど地産地消の中でも触れましたが、やはり小さな面積でと申ししても、これは制度上の問題等も影響がございますので、これも農協と一度よく協議をせないかんとするんですが、農地保有合理化法人、これは農協の方がそういう体制を持っておりますので、その中での活用をするなりして、集約的な農地を集めた上での地産地消、それから第一線を退かれた方で農業に興味がある方に関して、そういったところでやれるようなこと、団地化なり、畑のある程度の面積をまとめてやれる方向も一考ではなかろうかというふうに思っております。

それともう一つは福祉農園ということですが、実は私も一時、福祉の面に携わったときに、そういったことが出てきたケースがございます。これは県下で数事例、今現在はもっと多いかも知れませんが、介護施設の方のリハビリ、特に認知症だというふうに私は記憶しておりますが、そういった方が農園での活用によって一定の効果が得られたというようなことも記憶しております。また、今現在もそういったことは、モデル的ではありますが、やってみるところもあるかと思います。これも理解が得られれば、そういう施設とタイアップしてやっていくのも一考かと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） 一生懸命勉強して返ってきたわけですが、一番目先で困っているのは、畑が荒れるということが目の前に来ておるわけであります。今、畑は除草剤等で管理しておるわけですが、どうしても除草剤で畑を管理していくと土地が荒れたり、農薬という問題も起きてくるわけであります。農協のオペレーターに畑を耕してもらえんかどうかというお願いをすると、オペレーターの方は、もう大型機械化されて、小さな畑に入ることができないと。適当な耕運機がないからやりたくてもやれんということで困っている話も聞くわけであります。そういったときに、畑はやりたいんだけど、耕してくれる人があったら本当にいいんだけどなあという話を聞くわけであります。そういった意味で、行政が後押しをして、シルバーさんならシルバーさんをお願いをして、小さな畑でも耕運機を持ち込んで耕していただいて、その後、野菜づくりに励んで、また今開発部長が言われたように行政とタイアップして、いろんな人たちを畑に迎えて、畑の管理をしつつ健康に暮らせるように、そしてでき上がったものもいい野菜・果物であるという方向にぜひ結びつけていただきたいと思います。地産地消については、そういったお願い事で終わります。

2点目の質問として、文化芸術・伝統芸能の振興策について質問をいたします。

弥富市では多彩な文化活動が催されております。多種多様な分野においても催されていることは周知のとおりであります。全体的な傾向として、市内の各種文化団体の会員数等が減少傾向にある状態となっております。こういった活動の衰退には大きな危機感を抱かざるを得ません。人が活動が続けることで歴史ができ、歴史を積み重ねることで文化として定着してきます。そして、文化を創造し続けることから地域コミュニティが生まれ、地域の発展・連帯感へとつながるのではないのでしょうか。弥富市文化協会が中心となり、文化活動の振興、文化事業の育成、地域文化の創造に取り組むために、補助金や助成金の支出や、文化財等の市主催のイベントでの発表の機会を創出することで文化芸術・伝統芸能の振興に行政が努めておられることは承知しておりますが、なかなか結果につながらない部分が残念ながらあるように思います。

ここで、まず1点目の質問させていただきます。

文化芸術・伝統芸能の振興について、現状において何が最大の問題になっているとお考えでしょうか。また、その原因がどこにあるかを分析し、こういった策をもって対処していこうと考えてみえるかを、具体的な話があればお答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えいたします。

文化・芸能につきましては、やはり後継者問題が一番大きな問題ではないかと考えております。今は趣味の多様化もあり、皆さんいろいろなものに取り組んでみえます。伝統芸能に対する魅力も薄れているように思います。文化協会の団体につきましても、議員おっしゃるとおり、高齢化により会員さんの数が減少しております。19年度から今年度まで見てみますと、約40人ぐらいの会員さんの減になっております。市といたしましては、高齢ではございますが、地域の芸能保存、後継者の育成等を図る目的で、芸能大会、それから洋・邦楽発表会ということを毎年開催しております。今後、弥富市におきましてはケーブルテレビが今年度全域に整備されるということでありますので、市としましても、市民に活動時状況すべてのことをよく知ってもらうためには、ケーブルテレビを大いに活用してPRに努めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高君） 地域を形成していく上において、スポーツ、祭り事の盛んな地域は何となくまとまっているような気がします。スポーツ、文化芸術においても、スポーツ系のものについては人の集まる率が非常に高いというようなことも聞いております。今回は文化芸術ということで質問させていただいておりますが、この芸術・芸能が発展することによって地域がまとまっていけたらと思うわけであります。そういった中で後継者が非常に少なくなっている現実を、今後ケーブルテレビ等で発表会も広く放映していただいて、頑張っていきたいと思っております。

科学技術等が発達して社会構造が変化してきた中で、人々は常に新しい知識と技術を身につけていくことが必要となってきました。社会教育の分野がいち早く発展しました。そして、ここに学校という教育機関が協力することで、幼児教育、学校教育、高等教育、社会教育という年齢などの段階を取り除き、生涯にわたって持続した教育を受けることが可能な生涯教育へと変化をしてきました。現在においては、各自の自主性や創造性を重んじることと相重なり、個人の判断で自分にとって必要な分野を選んで学び、必要なことを教えられる教育から、みずから必要なことを選んで学習する生涯学習の概念となって定着しております。生涯学習を実践し定着させることにより、我々は充実した日々を過ごすことができます。地域の特色を生かした魅力ある活動においても、総合学習等で学校教育の場で交流することで、学校と地域双方が活性化する相乗効果をもたらしていきます。生涯学習で地域おこし、地域お

こしで生涯学習、それを起こすことは可能な話であります。文化芸術・伝統芸能関連の教育を振興することで地域と学校が強く結ばれます。地域と学校が強く結ばれることは、双方にとって大きなメリットとなるはずです。生涯学習の一環として文化芸術・伝統芸能関連の教育を振興していくには、活動の活性化、地域との結びつき、後継者等の将来への継承など、文化芸術・伝統芸能が抱える大きな問題を解決させる有効な手段と考えております。弥富市においては、文化芸術・伝統芸能関連の教育をどのような位置づけでとらえてみえるか、文化芸術・伝統芸能の関係で講師派遣等、学校教育との関係の現状、また今後の課題をお答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えいたします。

総合計画でも文化芸術の振興ということで、各地域に伝わる獅子舞や神楽太鼓等の伝統芸能の伝承者の育成支援を行うとともに、本地域特有の水郷文化として、伝統芸能の文化的価値を高めるための普及事業を推進しております。

それで、今言われました文化芸術・伝統芸能の関係で講師派遣、学校等の教育関係ということでございますけれども、生涯学習の一環として出前的講座の活動などを今後は取り入れまして、後継者の育成、それから文化芸術保存・継承に役立てていきたいと考えております。

それで、いま一つの計画がありまして、弥富北中学校が秋の文化祭の場で地域伝統芸能を知ってもらうために、神楽太鼓、これは北中の生徒も参加して、地元の保存会に加入しておりますが、その神楽太鼓を文化祭の場で発表してもらうという計画が今進んでおりますので、実現に向けて我々も努力したいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

今、担当の次長の方から「出前講座」という言葉が出てまいりました。ことしから弥富市が取り組む大変いい出前講座であります。そして弥富北中学校において、中学生になると地元から遠ざかろうとする生徒を中心に地元の伝統芸能を発表すると、そういったことが聞かされました。そういったことをぜひ全中学校において、我々も指導に出向きますので、行政が中心になって、そういった昔からの祭りを継承していけるようにぜひお願いしたいと思います。

また、市としてほかにこういった出前講座によく似た対策とか前向きな考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員にお答え申し上げます。

弥富市の歴史的な文化・芸能というのは大変貴重なものが多々あるかと思っております。

そうした中において、この文化・芸能をこれからの時代にもきちっと伝承していくということは大変意義あるわけでございます。そうした形において、もう一度抜本的に協議会というようなものをつくって検討してはいかがかというふうに思うわけでございます。そういった意味におきまして、まだまだ元気な方がたくさんお見えでございますので、そういった方にお力添えいただき、あるいは学校関係者、御父兄の方、地域の方というような形で文化・芸能保存協議会、仮称でございますけれども、そんなものをつくって来年度からしっかりと協議することも一方法だと思っておりますので、そんな方向で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次郎君） ありがとうございます。

衰退してしまってからではどうすることもできません。今市長の方から、そういった協議会を前向きに立ち上げる方向で行きたいという答弁をいただきました。ぜひ弥富市の伝統芸能、また文化芸術が盛んに発展することを願ひまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 2点について質問いたします。

まず第1に、小・中学校の普通教室に扇風機の設置をという件であります。

弥生小学校、十四山東部小学校では、PTAが廃品回収などのお金を捻出して、一部の普通教室に扇風機を取りつけた。あるいは、十四山中学校では子供たちの家庭に扇風機の寄附を募集したところ、既に8台が集まっているなどというお話を聞いております。私のもとにも早く扇風機をつけてほしいという、学校に通う子供たち、現場の先生、父兄の皆さんからの声がたくさん寄せられております。とある小学生の子供を持つ母親からは、9月の初め、子供を迎えに行ったら上着もズボンも汗だくになっていた。また、あるアトピーの子供を持つお母さんからは、夏は本当に子供がかわいそうだ、こんな声も寄せられ、大変な状況だと思ひます。地球温暖化の影響は、既に避けて通ることのできない段階に来ていると考えます。

昨年8月、お隣の岐阜県多治見市では、74年ぶりの日本記録更新に当たります最高気温が40.9度という記録が観測されましたが、専門家による統計でも、ここ50年の気温の観測記録を見ると、日本全国の主要な観測地点のすべてで平均気温がじりじりと上昇していることが明らかとなっております。小・中学校は、もちろん一番暑い7月・8月には夏休みがありますが、最近では5月中から最高気温が30度を超えるような、いわゆる真夏日が頻りにあらわれております。夏場の暑い日、外の気温が35度になると教室の中は37度を超えてしまうとも言われております。子供たちの体温よりも室温が高くなってしまふなどということが、子供たちの健康状態にも、そして勉学に対する意欲にも大変に悪い影響を与えることとなってま

いります。自然の環境がかつての状況とは全くさま変わりしているというのが実態ではないでしょうか。

今回の弥生小学校などのPTAの対応は、こういった現実の状況が既に放置できない事態になっているとの判断に立ってのこととされます。市側としては、この問題にどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） それでは、杉浦議員の質問にお答えいたします。

弥生小学校のPTAの対応でございますが、そういったことでPTA独自で扇風機を入れられたということは十分に私どもも承知しております。市としましては、扇風機の設置の必要性は十分認識しているところでございます。特に、暑さのために児童・生徒の学習に対する集中力が欠けてはならないという認識でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 事前に教育課長にお話を伺いましたところ、市としても、そういうPTAや学校の声もいろいろ聞いておるので、扇風機の設置について検討しているということも伺っております。

私、平成19年の6月議会で、当時教室の冷房化ということでこの問題を取り上げまして、ただこのとき、国の補助金が出るというのが当初あったんですけども、その補助制度が見送りになっちゃったということで、実際には全く前に進んでいないということで、当時、服部市長の御答弁では、教室の暑さの状況なんか実態を一度調べてみると、そういうお話もありまして、その後も、この前の課長のお話では検討しているということなので、せめて扇風機ぐらいはつけてほしいという声は大変に強いものがありますので、早急に扇風機の設置をお願いしたいと思いますが、大体どういう規模のことをお考えになってみえるのか、概略をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 御承知のように、今年度、各小・中学校では耐震補強工事に多額の費用を費やしております。したがって、普通教室への扇風機の設置工事につきましては、耐震補強工事がことし・来年の2年間にわたりますので、財政状況もありますので、その辺を勘案して計画的に導入をしていきたいというふうに考えております。導入の方法としては、普通教室1クラスに大体扇風機4台、先ほど言いましたように、既にもう一部PTAの方から入れておるということも聞いておりますが、基本的にはすべての普通教室に4台ずつ入れていきたいというふうに現在考えておるところでございます。

なお、この費用につきましては、平成21年度の補正予算が可決されておりますので、地域活性化対策として経済危機対策臨時交付金とか公共投資臨時交付金も交付されるというふう

に聞いておりますので、その活用も視野に入れて、そういった財源で検討していきたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） そういった財政的なこともありますので、早急に実現をお願いしたいと思います。

二つ目の質問であります。巡回バスの問題であります。

巡回バスの改善につきましては、かねてから、平成19年6月の4台への増車、タイヤの改正の後も、市民の便利な足としてさらに改善をしてほしいという声が私たちのもとにもたくさん寄せられております。とりわけ交通弱者と言われる自動車の運転ができない、またはしなくなってしまった高齢者などを中心に、病院や市内の開業医への医者通い、日々の買い物、鉄道駅への接続、公共施設・市の中心部への移動などについて、実際に利用のできる使い勝手のよい便利なバスを走らせてほしいという要望は、高齢化の進展とともにますます強くなっております。この問題では私自身、弥富市の巡回バスを、今お話をしました高齢者などの移動に制約を受ける市民にとっての補助的な交通手段としてだけではなく、より幅広く市民の便利な足として充実をさせ、地球温暖化対策の一つとしても、できる限り自動車を使わなくてもいい地域社会の実現に向けての大きな柱の一つに位置づけるべきではないかという立場からも質問をしたことがあります。21年度予算では巡回福祉バス検討委員会報償費45万円、公共交通活性化方策調査委託料635万円が予算化され、巡回バスの改善に向けて検討委員会の設置、アンケートやヒアリングなどが計画されておりますが、バスの有料化も選択肢として検討するため、また国からの補助金の関係もあって、平成20年度の検討委員会は一度解散をして、21年度、今度の検討委員会は、地域公共交通の活性化と再生に関する法律に基づいて、法定協議会として20名の委員さんで構成され、運営されるということですが、まづもって平成20年度の検討委員会は学識経験者2名を含む16名の委員さんで構成されましたが、昨年20年度は何回の検討委員会が開催され、こういった結論が出されたのか、その概要をまずお聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、杉浦議員にお答えいたします。

20年度の開催の件数でございますけれども、年度の途中のスタートということもございまして、2回の開催でありました。結論につきましては、巡回バスからコミュニティバスへの移行及び有料化、受益者負担ですね。高齢者とか子供は無料とか、そういう議論はちょっと別にしまして、有料化を視野に検討していくということが確認されました。そして、今後はアンケート調査等の実施を含めまして、総合的に見直しを進めていくということが集約されました。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。
- 10番（杉浦 敏君） 20年度は2回だけ検討委員会が開かれたということですね。総合的に見直していくということだそうですが、昨年12月議会で私はこの巡回バスの問題を取り上げまして、当時、下里総務部長から、この問題につきまして約1,000名規模のアンケートを実施するというお話がありました。このアンケートの具体的内容については、20年度の検討委員会で決められているのですか、それともまだ決まっていないのでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 20年度の検討委員会におきましては決まっておりません。21年度の法定協議会の中で決められていくということでございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。
- 10番（杉浦 敏君） そうしますと、21年度の新しい法定協議会でアンケートの中身も検討するということであります。

まずそこで、こういった内容のアンケートを行うかと、これは大変重要なことだと思います。バス事業の今総合的な見直しとおっしゃられましたけれども、やはり住民の要望ですね。どういう目的で使うのか、それから利用時間、バス停の問題など、これ現在利用している方の意見、あるいは今は使っていないけれども条件が調えば利用してみたいという人の意見、また年齢とか職業など、さまざまな角度から可能な限り多くの声を集めることが、やはり一人でも多くの人に利用していただける、いわゆる市民の足としての活用をしていくバスを運行する上で第一歩であると考えます。

それで飛島村、お隣の話ですけれども、ことし21年の4月から飛島公共交通バスと飛島コミュニティバスの運用が始まりましたけれども、このバスの計画を策定するに当たりまして、飛島村は住民を対象にアンケートを実施しましたが、防災安全課長につきましても、この内容は把握してみえると思いますけれども、通勤・通学時の交通行動、それから買い物、通院、公共施設へ行くなど、それぞれにつきまして大変詳しく数値化をして報告をしております。弥富市の今度のアンケートでは、この飛島村の事例、あるいは他の先進地の事例を参考にされる予定はありますか、お聞きします。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 弥富市のアンケートにつきましては、5月1日に契約をいたしました委託コンサルタント会社のノウハウとか、飛島村、先進地の事例も参考にいたしてまいります。
- 議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。
- 10番（杉浦 敏君） バスにつきましては、日本全国、この周辺の自治体でもいろんな取り組みがなされております。最近ですと稲沢とか、この辺でいきますと愛西市なんかも新し

いバスが走っているということなんですけれども、特に飛島なんかは非常に規模の大きなバスが走っております。例えば飛島公共交通バスですけれども、名港線と蟹江線という2本の線がありまして、名港線の方が大型車両が6台、平日26便、土曜日・祝日が17便と。蟹江線だけでも中型車両が3台、平日21便ということで、大変本格的な公共交通バスになっておるわけです。こういったものは各自治体それぞれ特徴もありますけれども、さすがに飛島ほどのこういうバスというのは、自治体の財政力などもありますから、当然こういったものをまねしようと思ってもまねはできないと思うんですけれども、やはり与えられた条件の中で最大の効果が得られるような取り組みが必要ではないかと考えます。

そこで、この弥富では、大前提として弥富市の持つ特異な条件であります、南北に長く伸びる地勢、市役所・病院・鉄道駅など主な公共施設が筏川以北の市街地域に集中し、市の南部地域、十四山地区には広大な農村地域が広がっております。こういった条件が、そこに住む住民の生活の仕方にも大きな影響を与えていますが、住民の声を聞くアンケートの内容についても、また新しいバスの運行計画をつくるについても、この前提条件をきちんと反映したものでなければならぬと考えます。

例えば平成19年7月に行われました飛島村のアンケートの中には、バスをあまり利用していない人に対して、「もし状況が改善された場合、バスを利用しますか」という質問がありますが、飛島の場合、ことしの4月までは三重交通バスが走っていましたが、「改善された場合にぜひ利用したい」という回答が全体の13%、「改善されても利用するつもりはない」が23%になっております。弥富市で今度のアンケートでこういうアンケート項目を設けるかどうかはわかりませんが、仮に弥富で全市一本で地域を分けず、単純に振り分けて同じ質問をしたら、弥生学区や桜学区など、市役所、病院、公共施設、商店や鉄道駅などが比較的近くにあり、バスを使う必要のない人が比較的多い中で、ここは人口的にも多い地域ですから、全回答数の中で「利用するつもりはない」の比率が多くなってしまふことが予想されます。これでは本当にバスを必要としている人がどれだけいるのかわからなくなってしまいます。

当然の話ですが、便利になれば利用する人もふえることが予想されます。便利にするためには、バスの台数、運行回数をふやし、停留所の増設が必要となるかもしれませんが、そのためには、今お話がありましたように、バスの有料化が問題となるかもしれません。バスの運賃が有料か無料か、有料の場合は幾らぐらいが妥当か、経済的な、あるいはさまざまなハンディを持った方への無料の措置、市の財政投入・税金投入は幾らぐらいまでが許されるのかなどの議論が必要とされるのではないかと思います。

いずれにしても、先ほど述べた南北に長い弥富の地理的問題を大前提に、今利用したいと思っても利用できない人、改善されればもっと頻繁に利用したいと思っている人の声・

要望をしっかりと把握できるアンケートを実施してほしいと思いますが、今度のアンケートではこういうところに何らかの工夫をされるおつもりか、お聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 要望をしっかりと把握できるアンケート、工夫ということでございますけれども、学区・地区別のニーズ把握を考慮しまして、ただ単純に人口比率割合ではなく、学区とか地区に比重を置いたアンケートを実施したいというふうに考えております。具体的には、6学区あるんですけれども各100通、それから桜・弥生についてはプラス50の150通というふうに考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） アンケートの内容につきましてはこれから検討されるということなので、ぜひ住民の声をしっかりと幅広く把握できるアンケートを実施してほしいと思います。

それから、今アンケートの数も伺ったんですけれども、参考までに、飛島村のアンケートでは人口の半数を対象にアンケートを実施しました。それで、回答も1,000名近くの回答があったと聞いております。人口の半分ですから、弥富の場合ですと2万通を超えるようなアンケートになるんですけれども、どうも人口からいきまして、1,000名程度のアンケートでは余りにも少ないのではないかという感じがいたします。昨年の議会で答弁にもありましたけれども、駅とか病院とか公共施設においての利用実態調査、いわゆる回収ボックスによるもの、またバスの利用者調査ということで、実際にバスに乗ってみえる利用者の方に回収ボックスを設けてアンケートをとると、こう聞いておりますけれども、通勤や通学、通学となつてまいりますと高校生や学生なども対象になると思いますが、買い物、公共施設などで何の目的で今利用しているのか、今利用していないが利用したいと考えているのかなど、広く市民の声を集めることができるアンケートを実施してもらいたいと思いますけれども、もっとこのアンケートの数というのはふやせないんでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） アンケートの数でございますけれども、今回は1回目ということで、適正な数というふうに考えております。今後、例えば実証運行とか、そういう段階になってくればまた実施していくということも含めまして、今のところ1,000ぐらいが適当だと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 何回も言いますが、飛島村で1,000名近くの回答があったそうなんですけど、今度、弥富の場合は1,000名しかアンケートを出さないということなので、本当に住民の声をこれで聞けるのかなと大変心配いたします。まだアンケートは始まっておりませんので、ぜひこれ数をふやすように何らかの方策をしていただきますよう要望いたします。

す。

それから、法定協議会の人選、運営の仕方でちょっと質問いたします。

大体お話を伺っておりまして、学識経験者だとかいろんな方が見えるそうなんですけれども、まずこのアンケート、それから検討委員会での議論、新しい計画の立案、計画の実施、この全体の予定表はどうなっておりますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 予定とか工程表の関係でございますけれども、交通体系の現状把握を6月末ぐらいまでに終わらせたいというふうに考えています。またニーズ調査の方ですけれども、6月下旬ぐらいから8月末までに実施をしたいと考えております。あと問題点とか課題の整理、それから事例収集等の整理として9月末ぐらいまでに実施をしたいと。あと実施方策の検討ということで、8月中旬から並行して半年ぐらいかけて実施してまいります。また、この間4回ぐらいの協議会を予定しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） そうしますと、今回の法定協議会で検討されて、実際の計画が実施されるのは来年度ということでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 現段階では、仮に順調に進んだ場合、印刷等の関係もございますので、来年の6月をめどということで考えています。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 先ほども言いましたけれども、19年6月に改善をするというお話がありまして、大変延び延びになっておりますので、早急に実施できるようにお願いをします。

二つ目に、法定協議会の具体的な顔ぶれですね。どなたが検討委員になるのか、何か一覧表があれば欲しいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） お渡しします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） その中で公募の委員を2名にされておるんですけれども、何回も申し上げておりますが、幅広く住民の声を聞くという観点からしますと、やはり公募の委員というのはもっとふやしたらどうだと思えるんですけれども、これはいつごろどうやって募集されますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 公募委員の関係でございますけれども、一応2

名ということで、委員が合計で20名でございます。その1割ということで、適正な人数だと考えております。

それから募集の関係でございますけれども、市のホームページで6月1日付で掲載しております。また、7月号の広報の方でも紹介をしております。内容につきましては、公募の関係でございますけれども、募集期間ということで7月1日から21日までということでございます。資格につきましては、市内在住の20歳以上の方で、地域公共活性化について関心がある方としております。それから会議の方ですけれども、平日に行われますので、平日に出席ができる方としております。選考の関係でございますけれども、応募多数の場合は選考により決定させていただくという内容でございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 公募の委員は今2名にするということなんですけれども、ぜひもっと幅広く聞くために、公募委員の数をふやすことを要望いたします。

それで一つ、今度は法律のもとに開催されるということで法定協議会ということなんですけれども、何か法律上で議論することが義務づけられておりますテーマといたしますか、運営の仕方というものはありますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 義務づけられているかどうかというのはちょっとわかりませんが、一応柱としまして、計画、それから運営、運行、この3本が柱になると思います。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） それと、法定協議会ということで協議されまして、その協議結果はどういったタイミングで市民や議会に報告されるのかと。また、それに対しまして市民や議会から計画に対して意見がある場合、何かそれを述べる機会というのが準備されておりますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） まず、議会に対しましては進捗状況の中で御報告をしたいと考えております。また、市民等につきましては広報等でお知らせをしたいというふうに考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） その場合、法定協議会ということで、実際にはその事務局として市役所の方が当たると思うんですけれども、市役所として専門スタッフといたしますか、プロジェクトチームといたしますか、そういったものは設置する予定をされておりますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） この問題につきましては、最終的には法定協議会の方で決定されるということで、市の職員として専門の職員というのはございません。防災安全課の方で兼務ですけれども、交通防犯の方で実施していきたいということで考えております。また、プロジェクトチームの方も必要になってきた場合については、また協議いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 最後に、ちょっと全体の話ということで市長に御答弁願いたいんですけれども、先ほど私が言いましたように、以前の議会でも弥富市の巡回バスにつきまして、高齢者など移動に制約を受ける市民にとっての補助的な交通手段としてだけでなく、より幅広く市民の便利な足として充実をさせ、地球温暖化対策の一つとしても、できる限り自動車を使わなくて済む地域社会の実現に向けての大きな柱としてほしいという立場から質問したこともあります。第1次弥富市総合計画の77ページにも、7番、巡回福祉バスの充実ということで、巡回福祉バスについて、「市民の利便性の向上はもとより、公害の防止や地球温暖化の防止、高齢者等の外出機会の確保なども見据え、効果的な運行体制を検討し、その充実に努めます」と書いてありますが、この問題、かねてからいわゆる補助的なバスというだけでなく、本当に弥富市の基幹的な公共交通の事業としてほしいと。

温暖化の問題もさきの質問でもいたしました、特に弥富市の場合、公害などの環境問題も大変深刻な問題であります。いわゆる南部工業地帯がございまして、名立たる企業がたくさん来ているわけですが、かえってまたそのことが公害の発生する大きな原因にもなっていると。とりわけここ数年、弥富市の南部の方、いわゆる臨海部で、窒素酸化物、あるいはPMといまして粒子状物質がぜんそくなどの健康被害の原因となっておりますけれども、こういうものが非常に環境基準を超えているとかいう問題もありまして、やっぱり南部の臨海工業地帯にそういう企業があつて物流がふえてくる、そのためにトラックの行き来も多いということでそういうことが起こっているのではないかとされておりまして。市としては、いわゆる臨海部の港の関係で、毎年1億3,000万ほど特別とん譲与税を受けているわけですが、ある種の環境を悪くするという犠牲のもとにそういうお金が入ってくるわけでありまして、やはりそういった財政的なものを十分利用して、このバスを本格的に市民の便利な足としていくと。なるべく車を使わないというふうに充実をさせてほしいと思うんですけれども、その辺、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員の方から、巡回バスの改善につきましてさまざまな観点から御意見をいただきまして、本当にありがたく思っております。

防災安全課長の方が答弁したように、今までの委員会におきまして一定の方向が決まりま

した。そして、今後は市民の皆様のアンケート、ニーズというものをしっかりと調査をし、それを具体化していくという作業が進んでいくわけでございます。そういった中において、現在の福祉バスからいわゆるコミュニティバスという形での利用価値というものを、最大限、市民の皆様の足として使っていただけるような形で検討してまいります。そして、弥富市における公共交通という形での位置づけをはっきりさせていかなきゃいかんというふうに思っております。今後、法定協議会の方で、しっかりとした巡回バスの改善に向けてつくっていききたいと思っております。

また、さまざまな御意見をいただいております。私どもとしては、新年度からなるべく早く速やかにスタートできるような形で、今後仕事の方も精査をしていきたい、あるいは法定協議会の方もそういった形の中で開催をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、臨海工業地帯におけるさまざまな問題につきましては、確かに皆さんの方にも道路網そのほかのことで、環境問題等を含めまして御心配をかけていることは重々承知しているわけでございます。今年度から港湾の整備、あるいはその背後地における道路整備等も行っていくということになっておりますので、今後こういうような整備計画も含めまして我々としては検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、もう後ずさりできない巡回バスの改善でございますので、議員の皆様にも今後とも御理解を賜り、また御意見も賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） それでは、1時間を大幅に超えたわけではありますが、ここで暫時休憩をいたします。4時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時47分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に大原功議員、お願いします。

- 18番（大原 功君） 質問させていただきます。公務員のOB天下り、嘱託職員について伺います。

市長は、県OBと警察官OBをどの場所で雇用をお願いされたのか、1点目に聞きます。

二つ目には、市側は警察官のOBについて、市側に何かの粗相があってこの警察官を雇用されたのか、ここをひとつ伺います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員に端的にお答え申し上げます。

私の方からお話を市役所でさせていただきました。何の粗相もございません。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長が今言われたように何もないというふうであっても、2名の方が公務員であると。国・県の天下りというのは、国民の中の7割から8割がもうこういうのはやめましょうということになっているわけ。それはなぜかということ、社会問題になっているんですけれども、年間に自殺者というのが3万4,000人ぐらい見えるということ、昨年の場合。こういう中にも、何らかの県のOBの方がそこへ行って圧力をかけたり、国土交通省なんかだと、そのOBが特殊法人におったため、公用車を買うのに談合して、課徴金が約30億という不正をするなどして、結局、何を役目にしてこの県のOBが必要なのか、それから警察官についても何が必要であるのか、この2点を聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私も平成21年度から第1次総合計画がスタートしているわけですが、その総合計画策定のときにも市民の皆様からさまざまな形で御意見をいただきました。そして、今後市民が重要視していきたいというような取り組みについて、いろいろと御意見をいただいたわけですが。そうした御意見といたしまして非常に多かったのが、道路交通網の環境整備、あるいは防犯対策等の充実ということを上げてみえます。そうした中で採用した1人は、愛知県建設部の技術職員として勤務され、海部建設事務所長として海部地域の建設行政、あるいは土木行政にその手腕を発揮されるとともに、弥富市第1次総合計画あるいは都市計画マスタープランの策定委員としても参加して、この計画に携わっていただきました。また、生え抜きの弥富市の市民であるということから市への愛着も深く、都市基盤整備の現状と課題を熟知された方でありまして、快適なまちづくりの実現に向けて取り組んでいただいております。また、本人としては、これからは自分の仕事として駅前周辺の都市開発をやりたい。弥富駅、そして佐古木駅の周辺の都市開発をやりたい、そんなことを述べてみえます。また道路等においては、いわゆる名古屋第3環状線の南進化についても、今までの行政手腕というか、専門的な知識も生かしながら、県とのパイプ役をしっかりと務めていきたいというふうにおっしゃっていただいております。

また、もう1人の警察官OBでございますけれども、地域安全の守りのかなめとして、防犯対策にその手腕を発揮されております。蟹江警察署、弥富幹部交番等で7年間勤務されたことで、弥富の実情にも熟知してみえるということでございます。交通事故、あるいは犯罪のない社会の構築という中で、今後、今までの経験を生かしていただきたい。弥富市として

も、年間、大変防犯的な事故も多いわけでございます。そういった中で一件でも事故を防いでいくという形から、その手腕を期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長は言われるけれども、私が思うには、今までは私も神田知事とは20回近く会ったり、知事からも直接お願いをされたこともあります。中部国際空港やら万博、そして町村合併、また駒野の競馬場の馬券売り場ということについても、当時議長でありましたので、「大原議長、とにかく弥富市に競馬場をつくりたい」と言うので、あれは3億8,000万ぐらいだったか、そういうこともありました。そういう中で今の県のOBの方と会ったのは、町村合併で1回会ったぐらいかなあと思うんだ。県の出先機関が約291ありますわね。本庁については19というふうで、それほどないと思うんですけども、そういうものをやりたいと言って、先ほど言ったように、県のOBが部下にこれを頼むという、やっぱり家庭もある。それが不安で、家庭内にもそういうあれもあると思うんだね。そうでなくて、そういうをつくるなら、市の方で特命という人を選任しながら、それも公募で募集すると。

市長は、いつも市民の中であいさつをしてみえるわけね。そうすると、市民の中では、本当に市民中心のあいさつかと。いわゆるアバウト的な愚かなあいさつではないかということと言われる方もあるわけね。それはなぜかということ、一般質問をやっても、あれはやります、これはやりますと言うけれども、ずうっと底流れというふうに流れて、なかなか地域のこともやっていただけないということを聞くんだけど、この辺についてどうですか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

OB職員の採用に当たりますのは、その行動等につきましては私が一切責任をこれから負っていくつもりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、さまざまな形におけるあいさつにつきましては、私は緊急性・計画性に基づいて皆さんの御意見をいただきながら、市民の目線で計画を実行していくつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の県のOBの方は何か市長と同級生ということを聞いておりますけれども、同級生だから雇用するということについては、地域の方にそういうことも聞いております。

そういうことを含めてワークシェアリング、やっぱり勤労者というのは、自分の給料を相手にあげてでも多く働かせたいというのが勤労者の基本であるわけね。こういうのを忘れてしまって、公募でなくて、こういうふうに募集すること自体が、前にも当時の市長がおった

ときには、ある議員が、やっぱり公募でしなきゃいかんという話もあったわけなんだ、本会議で。それが、今現在ではそういうのもはっきり言ったら破棄してしまうとなると、先ほど言ったように、市民の中で市民参加というのが全く市民参加じゃなくて、隠れた市役所の中のお願いとなっちゃうわけね。こういうのをきちっとしないと、今は公共でも何でも公開の原則であるわけね。公開の原則になってくると、幅広く皆さんに参加してもらうためにコミュニティもあったり、あるいは区長会もあったり、そういうこともあるわけね。そういうことがある中でも、市民から言えば隠れたことになっちゃうね、隠れて公募もなしでやられるということは。私も働きたいと。私も県を定年になったと。中には弥富市にも、警察官だった、裁判所に見えた方もおるし、機動隊に見えた方もいます、私はよく知っておりますけれども。こういう方でも勤めたい、私も働かせてちょうだいと。

月給については36万4,600円、年間のボーナスが54万8,723円というふうで、年間にすると服部さんという方については455万円近くの金が支払われるわけね。これは21年度ですよ、途中ですから。22年になったら3月から。三輪さんについても月に21万4,600円、ボーナスについては33万2,630円というふうで、290万近くの金が支払われるわけだ。市の財政を確保していくためには、やっぱり市民でやれることが必要だと思うんだ。

青色のパトロールについては、今3ヵ所ぐらいかな。平島と、それから五明と十四山の方でありますけれども、これについては年間10万ぐらいの補助を出しておるということを聞いたんですけれども、これだけの700万、800万の金を出すことを思ったら、少なくとも50や60の方ができるわけだ。警察官1人で防犯を回ろうと思ったって、なかなかできんわけだ。幅広く、そして市民の方に行政に多く参加してもらうということが「市民参加」という市長の言葉じゃないかと思うんですけれども、こういうことはどう思いますか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。また、議員の御質問に対して一部訂正を加えさせていただきたいと思っております。

今度新たに採用させていただきました服部さんにつきましては、私の同級生ではございませんので、御理解を賜っておきたいと思います。

また、今この経済不況等における雇用の問題は、日本全国を中心としまして大変な問題であるということは私も十分承知しておるわけでございます。こうした中において今回採用させていただきました2名につきましては、先ほども話をさせていただいたように、専門職として、その知識あるいは技術を生かしていただけるということが基本にございまして、その観点から採用させていただいたものでございます。今後の費用対効果という形に対して、私も期待をしていきたいと思っておるわけでございます。

また、公募するというような御意見でございますけれども、これはまた違う、いろんな意

味における形でこういったことも利用していかなきゃいかんというか、そういった観点から人を採用するということもあるかと思っております。今回は専門職としての採用ということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今、回っている青のパトロールというのは、認定を受けて、認定を受けるということは、ある一定、専門知識と評価されて認定をもらったわけね。そういう人があるんだから、弥富市でももっとボランティア方式で、市民のためにしたいということもあるわけね。

市長も入られる前だでわかりませんけれども、迷惑条例というのがありまして、迷惑条例というのは、市の方も夜駐車しておる車についても紙を張るというふうになっておりましたけれども、今、団地でもどこでもそんな紙を張ってあるところはほとんどないくらいに、一時はずうっと張ってありましたけれども、今は少なくなっちゃったね。そういうのも1人の専門職で、犯罪者を捕まえるならそれは1人でもどうか知らんけれども、一般的・常識的にやっている中で注意するぐらいのことだったら、お互いにみんなが助け合いして財政を大事にし、前にも言ったように、そういう金があれば当然、日進市と弥富市には県の住宅、あるいは市民住宅がないね。そういうのをつくってあげて、一人でも多くの方が安心して住めるような、そういうこともやってあげる。今、愛知県の35の中で、弥富と日進しか県営もない、市営もないということなんですね。それを市民参加から言うんだったら、何かをつくってあげてから市民参加と言うなら市民だってやっぱり納得するけれども、こういう住宅をつくる予定はあるのかないのか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

青パトの問題につきましては、今、参加自治会の中で展開をさせていただいております、私どもとしても、児童・生徒あるいは住民の安心・安全という形の中ではもっと拡大をさせていただきたい。また、そういった形に対して我々行政もしっかりと力を入れさせていただきたいということは、かねがね申し上げておる次第でございます。

それから市営住宅の建設につきましては、3月議会でもほかの議員の方から御質問等がございまして、そのときにもお答えを申し上げましたように、現在では市営住宅を建設する意向は持ち合わせておりません。福祉全体の底上げを図るべきだろうというふうに思っております。それが公平・公正の原則だろうということで、その観点から市営住宅については考えておる次第でございます。さらなる高齢者を中心とした、いわゆる福祉、あるいは介護といったような形における全体のサービスを考えていきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） ということは、33の市は市民のそういう困った人が影響になって住宅を建てておるといふことにとれるんですね。そうでなくて、財政というのは、かなり弥富市はよその市町村に比べても豊かだと思います。海部郡の中でも市が三つ、それから町が五つ、村が1個というふうにあるんだけど、飛島と弥富だけは湾岸を控えていますね。こういう中で、とん税とかが入ってきて大体年間1億5,000万近く、これから第3パスができてくると恐らく4億ぐらい入るんじゃないかなあと予測するんですけども、それとか企業の免税措置の固定資産税についてとか、そういうのを含めれば恐らく10億近くの金が弥富市は出てくるわけ。だから、財政がそれだけあるんだから、本当に弥富市民がそこで住めるような環境をつくるのが市長の役目でもあると思うんです。

そういう金があるから、市営住宅や、市がいかなかったら民間のお金を利用するということもあるわけね。普通、銀行で預けておったって、大した金額の利息はつかない。市民に直接借りていただいて2%、3%でももらえば、当然市民だってそういうのに参加しようかということだって出てくると思います。国でも私も国債を買っておりますけれども、国債でもやっぱり国のためにとか、皆さんに使っていただきたいと一人ひとりがそういう意識を持ちながら、そして住んでいただきたいという市長の市民参加の一番もとはどこですか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

現在、愛知県で、市営住宅を35市の中でも展開してみえるところがあるわけでございますけれども、さまざまな形でその利用があるわけでございます。また、大変御苦労をされているという話も聞くわけでございます。そうした中で、私ども弥富市といたしましては先ほどお話をさせていただいたとおりでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

これからの税收、自主財源の確保ということが、本当に安心・安全なまちづくりにおいては大変重要になるわけでございます。こういった中におきましては、議員の皆さんともども、税收の確保ということにつきましては御尽力をいただきたいというふうに思っております。それが、ひいてはまちの基盤整備であり、あるいはさまざまな山積しております課題に対する計画的なまちづくりになっていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

市民参加というお話でございますが、今私ども行政を推進する上においては、議会の皆さんと同様に市民の皆様の御意見を伺いながら物事を進めていかなきゃいかん。いわばトライアングルの関係というものが重要視されるわけでございます。市民の声、そして市民と一緒にあった協働の精神のもとにまちづくりをしていくという形で市民参加というものをとらえておるわけでございます。そして、市民参加の一番基本になることは、市民・住民の皆様も責任とその権限というものに対して、その役割をきちっと果たしていただくことではないか

というふうにも思っております。さまざまな形でパートナーシップを結びながら市民の声を生かしていくということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市民参加というのは、市長がこの間新聞に載って、弥富市は市民箱というふうに言われたけれども、そんな人の見えておるところに市民箱を置いたって、これはだれも入れないです。かえってその人が、人に言われたら困ると。徳川の8代将軍のようにいろんなところに置いて、そしてだれでも入れる、いいことも悪いことも入れてもらう、そういうのがやっぱり市民参加だと思うんだね。そういうのを含めてやる方法が大事だと思っておりますし、それから市民と話し合っていくということについては、次に私は下水の問題を言いますけれども、中にこれは入ってしまうけれども、自分の市がこういうことをやるということについては、やっぱり納税者だから、当然税金でそれはつくるんだから、納税者にきちとした説明をしなきゃだめ。そういうのが基準となっておるんですね。だから、そういう点についても今後もっと市民の中でよくしていただかないと、あいさつだけは五明地区なんかだと23分か、はかってみえた人がおったでね。それから中六については20分というふうで、市長が一方向的にしゃべっちゃって、市民参加って、私らは何にも言うことがなかったという話も聞いたわけですね。だから、そういうのを含めてやっていただきたいということと、ひとつそれだけの分についてはお願いします。

次に、下水の問題をさせていただきます。

公共下水について平島町に説明が全くないと言われておるんですけども、これはどういうふうな説明を、市長は、やります、やりますと去年の3月ごろから言ってみえるけれども、行かれたのか行かれないのか、その1点。いつ行かれたのか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 端的にお答え申し上げます。

公共下水道の説明等につきましては、平島地区にお邪魔いたしました。このときには、ちょっと具体的な日にちは今確認ができませんけれども、工事の具体的な内容であるとか、あるいは各地区の関係の皆様にお集まりをいただいて、宅内での公共ますの位置であるとか、交通規制等が発生するものですから、そういうことに対する協力依頼、あるいは今後の接続という問題につきましても御説明をさせていただいた経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この間、区長に聞いたら、まだ説明はもらっておらんよと。わしは聞いておらんと。とにかく工事をやるということについては、こういうふうにやりますよという話は聞いたと。それから一番初めのときには、加入金として15万を払っていただくと。

それについてはそういう説明があったということを聞いておるんですけれども、全く今市長が言われるような話とは食い違っておるんですけれども、市長が行ったというなら、これは私が言うことでもないし、公共下水をやる以上は製造責任とか説明責任がありますね。こういうものについて、今の下水は平島町をやる工事と、それから中六の駅前の辺をやる工事とは、１メートル当たり同じ金額で発注されるんですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 大原議員の質問にお答えいたします。

平島町と中六町地内とで事業費的に同じ事業費でやれるかということだろうと思いますが、これにつきましては、同じ平島町地内でもそうでございますが、一つの工法的なものでやれるところ、特に私どもの方としては水との兼ね合い等がございますので、工法的な選択の中で事業費は相違が出てくるというふうでございます。御理解をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） 私が言うのは金額ね、メートル当たり幾らでと。前に聞いたときでも、矢板を打って、この辺だと大体海底から60センチぐらい高いね。駅の方へ行くと海拔２メートルぐらいということで、水面よりもっと低くなるということですね。だから、それについて、当然１メートルやるのに水を吸い上げたり、何かしないかんわけね。平島町で１メートル掘るのと、ここでは３メートル下へ掘らないかんということと同じぐらいの価値観が出るわけね、逆に。そうすると、その工事費はどういうふうになるんだということ。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 工事費でどれぐらいと、金額的なことはちょっと私も差し控えさせていただきますわけですが、先ほど言いましたように、同じ事業の中で管を埋設するについても、例えば同じ平島町地内であっても地下水位の高いところ低いところ、いろいろ条件がございます。そうした中で矢板を打って開削、いわゆる土を掘ってやる工法、またはそれに附随してウエルをかける。また、そういったことでは対応ができないから推進工法で行くとか、そういった工法的なこといろいろございますので、一概にメートル幾らという金額での事業費ということは非常に難しい。そういった事業の中で事前に調査しまして、その地区についてはどういった工法がいいかといったことを選定した上での事業になってようかと思しますので、その点ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○１８番（大原 功君） ということは、280億近くの下水道工事費ということになっておるんですけど、それはどうやって積算をしたの。弥富市の市街化について、公共下水については全体的なことを積算して出すわけね。そうしたら、どこにどういうふうに計算をされたの。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

258億、私どもの事業費でございますが、これにつきましては、先ほど来、三宮議員の質問の中でもお答えしたように、今現在の事業費ベースの中で、当初の計画の事業費を据え置いた中で事業の中身を参酌してやっておりますので、今、事業費配分はこういうふうになりましたよということ。当初の事業費にもたれて見直しをしたということでございますので、その点はひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、もう一つ聞きますけど、280億以上はかからんということだな、弥富市の公共下水は。そうじゃないと、先ほど三宮議員が言ったように、110万とか120万かかっちゃうわけね。

それと私が思うには、この海部郡についてはポンプアップをできるだけしないとしたために、金魚池とか田んぼなんかの水を井戸を掘って出したわけだ。そういうのがあって沈下をしたもんだから、こういうのをやらないということで、パイプラインとか水を引かないと。水をどんどん吸い上げると、中六なんかだと矢板を打ってしたのと、中部下水である一定のところがありましたけれども、やったらそのうちは傾いたというふうで、市も大変になったこともあるわね。当時の開発部長、課長なんかも知ってみえると思うけれども、そういうことがありました。水を抜けば、当然駅前なんかでも何年かたった家なんかだと傾いたり、いろんなことも出てくる。水は相当なものが未解決なんだ。そうすると、そういう計算はされておるんですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 今の280億以上かかる、かからんという、これにつきましては、先ほども言いましたように、当初の事業費をベースにして、私どもは今の事業の進捗といった状況下の中で見直しをかけて、最終的には事業年数がこれだけかかりますよというようなことでの見直しをさせていただきました。ですが、今の経済情勢、この事業の進みぐあい、そういったいろいろな要因があろうかと思いますが、そうした中で、またその時期的なものを私どもも逐次評価をしていかなくてもなりません、そういったことになればまた皆様方にその資料等を提示して、御説明をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の話だと、1立方当たり157円50銭という金額は先になったら上がるということだな。そういうことを計算しないと、とてもじゃないけど、今つなごうとしても危なっかしくてつなげられへんわね。市側が月に6,000円とか7,000円ぐらいで済みますよと言っておる話が大違いになっちゃって、30立方使って6,000円ぐらい払う人が、今度は

8,000円ぐらい払わんならんと。そういうことになり得るんじゃないかなあと思うんだけど、そのあたりはどうですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 今、使用料について157円50銭、これが時期的に上がってくるんじゃないかということでございますが、現段階では私どもも健全経営を目指していく上において、この金額が妥当であろうということでお示しさせていただきました。当然、今後接続が多くなればなるほど、そういったことに関しても私どもは今の現行の中で、今の段階ではですが、この単価で行けるというふうに踏んでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） さっきあなたが、またそういうときになったら一遍皆さんに報告して見直しをお願いしたいと言うから、これはちょっといかんよということ。そういうことを言われたら、今つなごうとした人でも157円50銭が200円か250円になってしまったら、当然そんなもの、つなごうという人の負担が大きくなっちゃうわけ。だから、そういうことを言っておるわけ。

それともう一つ、下水へ、もしつながなんたら法律に違反しますか。罰則があるのかないのか、法律に違反になるのか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 先ほどの私の答弁の中でちょっと舌足らずの点があったら御無礼をいたします。

私が先ほど言いましたのは、当初の258億の事業費で設計をした中で、現行の事業費を見た上で私どもは事業年度を延長させていただき、そういったことをやりましたよということです。その点だけはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから、下水道に罰則があるかないかということでございますが、公共下水道の接続につきまして、下水道法の適用を受けることは先般の委員会の中でも申し上げたとおりでございます。下水道の接続に関しましては、下水道法第10条第1項によりまして、遅滞なく排水設備を設置しなければならないと設置義務が規定されております。罰則の規定は設けられておりません。しかし、下水道の目的であります公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共水域の水質保全を図るという重要な使命もございますので、接続促進について御協力いただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ということは、自由参加ということだから罰則もないと。

それからあなたの言う、今仮設に使っておる、そのまま既設についておるものに対しては

法的には違反にはならんと思うんだね。ただ、下水道法の中で22年に弥富市がそこに下水をするという基準を設けてから、そこに浄化槽をつけたりということは違反だと思うんだね。そこら辺のところの違いがあると思うんだけど、そこをはっきり言ってください。今ある施設そのままに住宅が建って、我々もそうだけれども、中には浄化槽の補助金までもらってつくったやつがあるわけね。それはいいよと、つけたわけね。それを、来年、平成22年から弥富市が下水道という条例をつくって、その中で、新たにつくるものについては合併浄化槽をつくったり、それについては違反ということにはならんと思うんだけど、つくってそのままあるやつは外さなくても何にも違反にはならんと思うんだけど、これはどうか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの質問では、今ある合併浄化槽等々が来年度からの供用開始に向けてそのままであったら、それは違反になるのかならないのかということによろしいでしょうか。

これは、今の下水道法上での罰則規定には私は該当してこないだろうというふうに理解しております。いろいろございまして、ケース・バイ・ケースの問題の対応があるのかなと思います。それについては下水道法なり、また浄化槽法に該当するのか。主には下水道法だと思いますが、今の段階であるものについてということであれば、私は違反には該当はしてこないだろうと思います。

ただ、下水道法の中で一つの事例と申しましては恐縮ですが、くみ取り便所から水洗便所への3年以内の改造義務に違反した場合というようなことがあります。こういった場合については、やはり下水道法にもたれまして、管理者である市長からの改善命令といったことを怠った場合については罰則規定があるということで御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この辺だと、名古屋市だとまだ長屋、集中住宅というのがあって、まだぼっこん便所等もあるわけだな。名古屋市は、もうとっくに公共下水、都市下水としておるわけ。罰則は全然ないわけね。弥富市だって、今あるものについては違法にはならんと思うんだ。私も前に調べたところ、排水というのは、開発部長はよく知ってみえると思うけれども、排水許可をもらって、家を建てるときに一応そこに流しますよということで地域の土地改良、地域の区長にして、そして住宅を申請してつくるわけね。そのときに浄化槽をつくるということでもいいわけね。それは排水ということだな。今度するのは下水なんですから、今使っておるものをとめることは法的にできますか、できんですか。排水の方ですよ。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 再度確認をさせていただきますが、大原議員の質問の中身については、今現在、例えば合併浄化槽なり単独浄化槽で河川へ排水をしておると。それがとめら

れるか、とめられないかということですね。

私どもの今この下水道事業に関しましては、皆様方に一日も早く接続を……。

- 18番（大原 功君） 下水じゃなくて排水。
- 開発部長（早川 誠君） 排水につきましては、現段階では、そこへの排水について私どもがとめるとめないということはできないと思います。以上です。
- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 開発部長、聞いたことだけ答えてもらえばいいんだ。余分なことはいいからね。時間もないから、次のことを聞こうと思ってもなかなか聞けんから。

再度聞いておきますけれども、公共下水は自由参加で市側がお願いしたいというだけの意味で進められるのか、強制的にいつまでにやりなさいという、そういう法律がありますか。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。
- 開発部長（早川 誠君） 先ほども冒頭の回答の中で申しましたように、この公共下水道事業につきましては、第10条第1項で遅滞なく排水設備を設置しなければならないというふうになってございます。この「遅滞なく」という意味合いの中で速やかに皆様方にお願いをしていくということですが、この「設置しなければならない」というのは、私は義務規定というふうに理解しております。ですから、自由参加ではなくて、これは一つは義務行為でございますので、その点をひとつ御理解がお願いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そういうことは、先ほど聞いておる罰則があるということじゃないの。罰則があるということを言われるわけでしょう。下水道法というのは、22年に施行されて、下水が始まってからの話なんだね。その始まる前の話をあなたは言っておるわけね。その辺の違いじゃないですか。始まってからなのか、今現在なのか、どっちなの。始まってからだと思うんだ、私は。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。
- 開発部長（早川 誠君） 今私が申し上げたのは下水道法の中の規定でございまして、現在もそのようなことでございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） 現在がそうだったら、先ほど言ったようにそれは罰則があるわけだ。あんたがそういう話をされれば、罰則があるということになっちゃうんだ。今は罰則がないから、速やかにお願いしたいというのはお願いだから、市側はね。製造物責任法というのは、必ず製造したものとか、それを販売するものについては、消費者にちゃんと説明をしなきゃいかん。市の場合は納税をしてもらう。一般ではお金をいただくわけだから、その説明がなくて、今あなたが言うように片方ではそういうふうになっています、さっきは罰則がありま

せんでは、それはどっちが本当なのか。開発部長、おたくは大学を出ていると思うけれども、大学でもキャリアで出る人と商学部で出る人とおるわけ。私は中学校卒業だから学問が低いでいかんけれども、やっぱりきちとしたことを答えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 先ほど来、申しましたように、下水道法の中ではそういった罰則規定はございません。

それともう一つは、来年22年の供用開始に向けて、この3月の議会におきまして使用料を皆様方にお認めいただいた。このことに関しては、これから私どもの方も各地区に行って詳細なる説明をしていき、皆様方に御理解を求めていくということでございますので、その点をあわせて御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 理解ができんから聞いておるわけなんだ。

あなた、平島のどこどこに説明に行かれましたか、いつごろ。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 私も、これは事業説明でございますが、平島の公民館の方へ私が拝命を受けましてから、すべての会議には出させていただいております。平島公民館の中におきまして、東の方でございますが、そこで行われた工事説明会といったものにはすべて出させていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それは支線をやる工事説明なのか、使用料の説明なのか、ここなんかはどうですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいま申しましたように、私どもが出ていった段階においては、支線、いわゆるエリア、エリアの工事の関係で、そこでの宅内配管だとか工事の説明、先ほど市長が申されたように、そういったことの説明に伺いました。使用料につきましては、この3月に、先ほども言いましたように議会承認をしていただき、条例で制定をいたしました。これにもたれて、今、皆様方に説明できる資料を作成中でございます。そういったものについてはホームページ等ではお示しをしておりますが、これから私どもも地区に入りまして説明を実施していくということでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 普通は、私も事業をやっていますけれども、埋設からしています。大体自分が事業をやるときは、何日のものでどれだけのものを引いたら、幾らの年数で、幾らでペイになって、幾らで利益があるということを計算するわけね。だから、市の方ではも

う工事をどんどんどんどん進めておいて、お客さんから立方幾らもらうんだということを説明しなきゃ、それは入る人なんかは不安だと思うね。中には建て売り住宅を買われた人もあると思うけれども、そうすると、そういう建築屋さんがつくるのには、幾らの建物で、坪数幾らで、幾らの返済ができるとやって初めて家を買うわけだね。今の下水では、下水の工事をやっていきますよということの説明だけであって、1立米当たり幾らということについては説明がほとんどなされておらんわけだ。だから、平島町なんかでも本当に下水について不安。私は反対しておるわけなんだ。今ある浄化槽をできたら使って、茨城かどこかのところはもう80%ぐらいやっちゃったと、市が。そうしたらつないでくれんから、もう浄化槽を使って出してくださいというようなことも何かテレビで見たことがありますけれども、やっぱり何とかして参加をしていただく方法をしないと。

私は一番初め、この下水のときには、当時、川上議員がおったかな、町るとき、そのときには私は賛成だった。とにかく1軒当たり15万の加入料をいただいて、そしてその中で基本料を取るという話だったの。これはとっくに変わっちゃって、もう今では1立米当たり157円50銭というふうになっちゃって、きちっとした答えをここでしていけないと、本当にこれで50年間、157円を超えていってもいいのかと。途中で、あなたが言うように、駅前の工事がちょっと高がついちゃったと。メーターを平島だったら2万円で済んだと。駅の方をやったら25万かかったと。こういうことが前にあったで、幾らかかるんだといったら、二十七、八万かかるという話だった。開発部長は全然そんなにかかりませんといって、これは全協で私は聞きましたから、駅の方へ行くと大体10倍ぐらいかかるわけね。そうすると、全体のものを積算しておって、平島は今やっておるからこういう積算でいいけれども、駅の方へ行ったら積算が10倍になってしまったら、とてもじゃないけどやれんようになっちゃう。そういうことを聞いているから、今の使用料金が上がっていったら、一たん決まると、先ほど言われたように下水道法があって、浄化槽に、高かったからもう一遍つなくことはできないんですからね。これが下水道法なんですね。今あるものについては下水道法はできたら速やかにお願したいという、お願いの申し込みと法的の違反とは違いますよということ。

だから、その辺のところを開発部長はもっとしっかりやっていただかないと、もっとそのあたりを聞こうと思うんだけど、開発部長もよく勉強してみえるから、できることならもう市長にお願いをして、反問権であなたも言う、私も言うというふうにしないと、もうこういう議会というのは市民にはわかりにくいと思うんだわ。市側だって言われっ放しでやってあって、そんなもの通りすがりの一般質問みたいになっちゃうわけだね。だから、市長に聞いたら市長も、何言っておる、大原さん、こんなものどうやって金があるんだと。どういう計算をしてこういう金になったんだということを、三重県の上野市なんかは反問権というのをつくって、それは議会で同意すればできるわけね、法的に。その方が一般質問がやりや

すいし、市長もこういうことをやりますよと言ったって、いつまでにやると決めたこともきちっと守っていただけたらと思う。以上、それだけ。

時間がないからもう1点、認知症のことですけれども、国の方でも5月には約7億円近くの補正を組んで、各自治体についても相談センターをつくったということを言ってみるけれども、若年性というか、65歳前後の方については2万8,000人ぐらいの方が対象になるということも聞きましたけれども、弥富もグループホームやら老人ホーム、それからデイサービスもありますね。こういう人が、弥富で受けられないからよそへ行っちゃうんだね。よそへ行かないともう受けられんわけだね。こういう人も受けられるようにするためには、市側に老人ホームやグループホームをつくれじゃなくて、民間でつくる許可制というのは今後考えていかれるのか。年配者だで、よそへ行ってもらってもしょうがないなあというふうに思われるのか、ここをちょっと聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の認知症の問題につきましてお答え申し上げます。

まさに少子・高齢化時代、あるいは超高齢化社会という中での現状であります。弥富市におきましても、ことし平成21年から向こう3年間の第4期介護保険事業計画というものを策定させていただきました。その中で私どもとしても、さまざまな要支援・要介護という問題の中で認定をいただいている方が平成21年度は1,200名を超えるだろうという状況でございます。そして、そのうちの認知症の大体の数を把握しておるわけでございますが、現在では毎年480人前後の方がそういった形でおありになるという状況でございます。こういったことからして、こういう人たちをどういう福祉計画の中で我々も手を差し伸べていかなきゃいかんかということは大変重要な問題でございます。そういった中でさまざまな形のものを今考えておるところでございます。詳細につきまして、民生部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えします。

弥富市の中の介護サービス事業所ということでお答えさせていただきます。

弥富市では、高齢者の方ができる限り住みなれた地域で今までどおりの生活を続けることができるように、介護サービスの目標の設定をいたしております。サービスの利用実績と今後の利用動向等を検討し、先ほど市長が言われたように、第4期介護保険事業計画を策定したところでございます。施設サービスにつきましては、介護老人福祉施設については、県が圏域ごとの必要定員総数等を考慮して、指定基準を満たした施設に対して指定をし、設置されております。認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護施設については、市が指定、指導・監督の権限を持ち、国の基準の範囲内で利用者等の指定基準が設定できます。原

則、弥富市の住民のみが利用できるサービスですが、弥富市においては1ユニット内に4人まで、他市町村の住民利用可能としております。このように、真にサービスが必要になったときに利用できる施設を弥富市内に限定されることなく、広範囲で考えることができるようになっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） こういう老人ホームにしても、認知症の方がふえてくる中で、遠くですれば月に1回家族が行ったのがもう2ヵ月に1遍とか、下手するなら半年に1遍となっちゃうと。できたら家族なり、また友達なんかが見舞いに行っておけるとかというようなものをつくるのも大事なことで、これからこういう老人については、いろんな事業者がおりますけれども、利益優先ということがだんだん進んできておるわけ。だから、数多くつくってあげて競争率が多くなれば、当然その中で安く見てあげるというのも一つのこれからの考え方だと思うんだね。つくらないから、結局高い金額に障害者や認知症やいろんな人になるわけだから、今、デイサービスなんかは競争が物すごく激しいから、きょうそこで見ていただいても、そこでいかんともう次のところへ明るく日は行っちゃうから、固定客はおらんというぐらいデイサービスは差が進んでおるわけね。だから、そういうのも含めて、市でやるということになるとなかなかあれだけでも、民間のやれる方をお願いをするなりして、多くの方が近くで見てあげたり、あるいは介護できるようなことも、市長もそういうのも一遍検討していただいて、そうすると市長の言う市民参加とか、市民がお互いに助け合いをやっておるなあと、そういう一つの市長としてのアプローチがかかると思うもんだで、そこら辺のところも含めてよろしく願いして、一般質問をやめます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 5時も近くなりました。本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子

平成21年 6 月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代  
4 番 小坂井 実  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一  
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

12番 三 宮 十五郎

13番 渡 邊 昶

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 下 里 博 昭  
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二  
福 祉 事 務 所 長  
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明  
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司  
税 務 課 長  
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美  
環 境 課 長  
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦  
農 政 課 長  
教 育 部 次 長 山 田 英 夫  
監 査 委 員 加 藤 重 幸  
事 務 局 長  
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹  
収 納 課 長 服 部 誠  
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦  
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄  
総 務 部 長 伊 藤 敏 之  
開 発 部 長 早 川 誠  
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美  
会 計 課 長  
総 務 部 次 長 兼 服 部 正 治  
防 災 安 全 課 長  
民 生 部 次 長 兼 佐 野 隆  
保 険 年 金 課 長  
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士  
土 木 課 長  
教 育 部 次 長 兼 水 野 進  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 長 佐 藤 勝 義  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫  
市 民 課 長 加 藤 恵美子  
福 祉 課 長 前 野 幸 代  
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫  
都市計画課長 竹川 彰  
下水道課長 橋村 正則  
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 横井 貞夫  
商工労政課長 服部 保巳  
教育課長 服部 忠昭

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠  
書 記 岩田 繁樹

書 記 柴田 寿文

6．議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員。

- 6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、2点について質問をいたしたいと思います。できるだけわかりやすく質問をいたしますので、答弁の方もきちっとその質問に答えられるように答弁をしていただきたいと思います。それと、通告がしてありますので、大体内容はわかっていただいていると思いますので、その点もそれぞれ指名をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、少子化原因の検証と創造的対策についての考察ということで、質問をしたいと思います。

少子・高齢化問題が議論されるようになって、35年以上経過いたしました。少子化問題は、国の命運を左右する重大な問題であります。先日も市民の方から、うちの学校では子供がどんどん減っていく。字別りレーもできないようになるが困ったことだ、もっと子供をふやすことを考えないといけないのではないかということを話しかけられ、いろいろと話し合いをしました。2005年には出生率が1.26人まで下がり、昨年には1.37人と上昇したものの、政府は「ゼロから考える少子化対策」を掲げて、少子化対策に取り組む姿勢を示しております。昨年度では死亡者数も増加しており、死亡者数は114万2,467人、戦後最多を記録しております。少子・高齢化がこのまま進むと、日本の人口が1億人を切るのもそれほど遠くはありません。少子化問題は、国の活力がなくなるという心配でもあります。

G N Pも、アメリカに次いで世界第2位と言われてきた日本経済も、来年は中国に追い越されることになると言われております。

この少子化問題は、国を挙げて真剣に考えなければならない問題となっており、バランスのとれた年齢の構成人口を長期的に考えなければなりません。弥富市としても、一度出生率日本一を目指して独創的、実効性のある政策を検討してみてはどうかということを提案して

みたいと思うのであります。少子化の原因にはいろいろの要因が考えられますが、広く市民の意見を聞いたり、多角的に調査し、分析・検討し、真剣に対策を考えてみてはどうかと考えるのであります。

そこで最初に、少子化の原因を多角的にどのように判断していくべきか、どのように考えておられるのか、政策立案担当者となる民生部長にお尋ねをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 少子化の原因をどのように判断するかということにお答えいたします。

少子化は、日本だけではなく、主に先進国において少子化の傾向があるようです。少子化の原因といたしまして、未婚化、晩婚化、女性の社会進出、子育ての環境の変化、経済的な要因があると言われております。

先日の報道によりますと、議員も言われますとおり、2008年の出生率は1.37になり、3年連続上昇したものの、人口の維持に必要とされる水準2.07にはほど遠く、また死亡者数から出生数を引いた自然減は過去最大を記録いたしました。今後、財政検証で想定されている出生率1.26を割り込めば年金水準の引き下げが行われ、生活保障が揺らぐとの報道があり、議員の御心配のとおりでございます。

出生率の低下にはいろんな要因があり、心の問題として、現代社会における価値観の違いが大きいように思います。子供は社会の宝であるという気持ちを持ち、子供を育てやすい環境を、みんなの力、家庭・地域・行政の連携のもとにつくり上げていくことが重要だと考えます。特に、一個人として何ができるのかを考えていただき、小さなことから実践していただき、それを継続することが大切であると考えます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 事前に通告をしておきましたので、答弁も99点ぐらいの答弁だったと思っております。

そこで私は、以前から常に誇れるまちづくり、ナンバーワンよりオンリーワンということをいろいろの政策で提言をしてきたことがあります。貴重な税金は、実効性のある有効な政策にのみ活用するものでなければならぬと、こういうように考えてきました。

以前には、第3子に対しての助成制度、保育料の免除なども独自の政策として考えられてきました。子育て支援の面からの政策・対策は割合によく考えられるのであります。それ以前の問題として、昨今特に重要な問題は、晩婚問題や非婚、未婚問題がある現実を見逃してはならないと考えるのであります。

人は、本能的に子供を産み育てたり、かわいがったりする感性を持っているのであります。これは自然の摂理でもあります。昨今、ペットブームになっています。これもよく考えてみ

ますと、情感を持っているからであります。野生の動物でも子孫を残していく、子供に対して生命の自立、生活の自立を教えながら子育てをしていく、自立ができるようになると親離れをしていく、これは動物社会におけるそれぞれの動物の本能であり、摂理でもあります。結婚したい、子供を産みたい、子供を育てたい、子供をかわいがりたい、子供を幸せにしたい、これは本来人間の本能であり、情愛を持っているからであります。

しかし、文明の進化、価値観の変化などにより、よい出会いがない、相手が見つからないなど、いろいろの事情も伴って事がうまく運ばない、満たされないと結婚失業者もあると思われれます。このような状況を考えながら、結婚の重要性、結婚の楽しさなどをPRしながら結婚促進政策を考えてみてはどうかと思うのであります。例えば、弥富市に5年以上在住の成年男女が28歳までに結婚した場合には、1人30万円の結婚祝い金を差し上げることなどを検討し、大きくPRしてみてもどうかと考えるのであります。また、桜堤防や三ツ又池公園等に固有のプレートをつけた結婚メモリアル植樹を奨励していくことも一案ではないかと考えるのであります。そして、銀婚式や金婚式を迎えたときに、子供とともにいにしえを懐かしむのもロマンチックな発想ではないかと考えるのであります。

このような考え方について、今度は服部市長の意向を伺いたいと思うのであります。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

今、佐藤議員からさまざまな御提案をいただいておりますが、日本の人口減少化傾向がもう既に始まって久しいわけでございます。このままの状態で行きますと、20年後には10%も減ってしまうというデータ等もあるようにも聞いております。さまざまな形でこういう人口減少化ということにおいて、社会現象、社会構造が変わってきてしまうということの心配が多々あるわけでございます。

現在の少子化問題に対する大きな要因の一つは、議員の御指摘のとおり未婚化、晩婚化にあるということを私どもも承知しているわけでございます。これらに対して、具体的な支援策を総合的かつ計画的に進めることは大変意義あることだろうというふうに思っております。

あるデータによりますと、未婚女性の89%、そして男性の85%につきましては、結婚はしたいというデータがあります。しかしながら、現在の社会的、あるいは経済的な環境の変化等によりまして、若い人たちの間では、結婚そのものが必ずしも最終的な目標ではない、未婚のままでいいという考え方もあろうかと思えます。また、結婚よりも仕事だという形の中で、自分自身のライフスタイルを大切にしていきたいというふうにお考えの方も若い人の中には相当あるようでございます。

議員御承知かどうかわかりませんが、今、月曜日夜9時からテレビドラマで「婚カツ！」というドラマがございまして。ぜひ、若い人たちも未婚の方もこの番組を見ていただきたいわ

けてございます。結婚に対する楽しさ、あるいは厳しさということも、さまざまな観点からこのドラマは訴えておるわけでございます。ぜひともごらんをいただきたい、そんな思いでございます。

また、議員が先ほどお話の中で、祝い金を出してはどうかという御提案がございましたけれども、いきなり私どもも祝い金ということもどうかというふうに考えるわけでございます。先ほども言いましたように、中・長期的な視野に立って、未婚者の減少を図るための施策を試みるのが大事であろうというふうに思うわけでございます。

来年度、私どもといたしましては、弥富市で未婚者の支援対策を真剣に考えていこうということをこれから取り組んでいきたい。あるいはまた、この21年度に男女共同参画事業の基本計画を策定することになっておりますが、この問題についても織り込んでいきたい、そんな考えであります。

いずれにいたしましても、少子化の原因が晩婚化、未婚化にあるということをやっぱり私どもは熟知し、またそれをしっかりと受けとめていきながら、弥富市の若い人たちが住めるまちづくり、あるいは若い人たちが興味のあるまちづくり、魅力のあるまちづくりに努めることも行政としての務めであろうというふうに思っております。多角的な観点から、この未婚化、あるいは晩婚化に対して真剣に取り組んでいきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 以前から、市長は少子化問題については真剣に考えておられたということは私も承知をいたしておるわけであります。インターネット等にもかなり突っ込んだ発言をしておられるわけでありますから、私は大いに期待をしたいと思います。

そこでもう一つ、戦時中には、戦争のためとはいえども、産めよ、ふやせよという時代もあったわけであります。特に戦時中には、人数については10人だったとか、12人だったとか、私は忘れましたが、たくさんの子供を産み育てている夫婦には国から表彰される制度があり、弥富の中にも表彰された方があったことを私は記憶しております。表彰制度、祝福給付金制度を提案してみたいと思うのであります。

例えば、3人以上の子供、特に3人、5人以上の家庭、こういうところについては1年に1回ぐらい表彰するということを考えてはどうかと思うんです。また、子育て給付金制度等を検討してみてもどうか考えるのであります。また、子育ての面から、2世代、3世代の同居家族が果たしている役割も重要なことであり、このような面からの何らかの支援、対策も考えてみてはどうかと思うのであります。

弥富市はいろいろの面ですぐれており、恵まれていると私は確信をしております。学校教育の問題を初め、社会教育、あるいは保育所の対応、海南病院を初め医療機関も整っており、

中学生まで医療費は無料化となっているなど大変恵まれております。住みよいまちづくりは、どこの市町村でも掲げているスローガンです。地方の時代にふさわしい特色あるまちづくりが今求められております。子育てのしやすいまち、弥富市、出生率日本一の弥富市を新しいスローガンに、個性的なオンリーワン政策を考えていくようなことを私は提案したいと思うのでありますが、市長の所見と決意を最後に伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今の佐藤議員の御質問の前に、私の答弁が一つ漏れておりましたので、つけ加えさせていただきます。

この前の御質問に対するメモリアル植樹の件でございます。この件につきましては、市民の声という形の中で、たくさんお寄せいただいております。結婚ということに限定することなく、私どもといたしましてはそれぞれの個人の方、あるいは御夫婦の一つの記念というような形の中で、このメモリアル植樹ということをこれから具体的に考えていきたい、そんなふうに思っております。そのような場所は、三ツ又池公園等がふさわしいのではないかなというふうに思うわけでございます。

そういうことの中で、次の質問についてお答えさせていただきます。

さまざまな表彰制度という形の中で御提案をいただいているわけでございますが、私どもといたしましては、この表彰制度については、高齢者の方について今現在させていただいているのが現状でございます。さまざまな社会保障の中で医療・介護・福祉、こういったことがますます重要になってきている時代でございます。高齢化社会に対しても、我々としてはしっかりとした行政の役割をしていかなきゃいかん、そんな思いでございます。

また、私は子育て支援というのと子育てというのは別の観点だろうというふうに思うわけでございます。私ども弥富市といたしましては、さまざまな子育て支援ということにおきましては、市のホームページを通じまして、子育てするなら弥富へ来ていただきたいというようなこともPRさせていただいているわけでございます。保育所の問題、あるいは児童館の問題、児童クラブの問題、あるいは来年度から具体的にはスタートしていこうと思っておりますファミリーサポート事業、このようなことも計画させていただいております。また、ゼロ歳児から中学３年生までの医療費の無料化については、継続していることは言うまでもないわけでございます。

そうした形の中で、行政として行うべき子育て支援ということでございます。なかなかオンリーワンというわけにはいきませんが、これらの施策をしっかりと充実させていきたい、そのことがまず重要であろうというふうに思うわけでございます。

また、企業の中においても、あるいは第三者機関の中においても、今後子育て支援をお願いしていきたいわけでございます。行政だけで子育て支援がすべてできるというふうには思

わないわけでございます。企業の中で男女が仕事をできるような形で、あるいは家事、子育てに対して企業の理解というものも深めていただきたい、あるいは良好な再就職の場という形においても企業としてはお考えをいただきたい、あるいは子育てと仕事が両立できるような環境をつくっていただくということが、私どもは企業に対しても実施していただきたい、そんな思いでございます。

また、本来の意味での子育てというのは、私は子供が成人するまでの20歳までが必要な時期ではないかなというふうに思うわけでございます。こういうことに対する子育てというのは、ある意味では教育ということにつながってくるわけでございますけれども、教育の観点からは私もかねがねお話をさせていただいておりますように、大きく三つのポイントがあるかなというふうに思っております。一つは、学校教育で子育てをする、社会教育で子育てをする、そして最も今重要なことは、家庭教育の中で子育てをするということが大事な時代ではないかなというふうに思っております。特に家庭教育の中におきまして、志の高い子供たちをしっかりと見詰めていく、あるいは子供たちの持っている能力、あるいは個性というものをしっかりと伸ばしていただく、こういうことが家庭教育の中でますます大事な時代ではないかなというふうに思っております。

議員御指摘のような個性的なオンリーワン政策ということではなく、やはり今までやってきている施策に対して、いま一度しっかりと足元を見詰めながら肉づけをしていくことが大事であろうというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

表彰制度につきましては、先ほど最初のところでお話しさせていただきましたけれども、さまざまな社会保障という形の中で我々としてやっていかなきゃいかんということもございます。子供さんたちに対する、あるいはその親御さんたちに対する表彰制度については、今は考えておりません。これからの具体的な、先ほど言いましたような男女共同参画事業、あるいは晩婚化、未婚化に対する支援政策、そういった形の中で具体的に考えられればというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 表彰制度は今のところ考えていないとのことですが、たくさんの子供を、たくさんといっても3人以上産んでいただいたところには、何かやっぱりしっかり育ててくださいよというようなことで敬意を表する。あるいはまた2世代、3世代の中で家族みんなで子供を育てていくという姿勢が示されるところには、敬意を表するような政策というのは、一遍考えてみる価値があると思っております。あまりこの問題に時間をかけてはいけませんので、そんなことで、一遍よく検討しておいていただきたいと思います。

続きまして、特別養護老人ホーム「輪中の郷」の運営について質問をさせていただきます。

この問題については、3月議会で現況確認の意味をもって質問をいたしました。特にこの

ときに、この輪中の郷の施設ができ上がった経過について、るる説明させていただきましたし、きょう配付されました議事録の中にも書かれておるわけであります。その後、いろいろな反響もあり、改めて改革の必要性を感じたために再度質問をし、原点を見詰めながら、弥富市の問題として提言をしていきたいと思うのであります。

まず、この輪中の郷を設置した経緯から、この施設は、現在は弥富市、当時は弥富町でありましたが、弥富市、弥富市民の貴重な財産である。そして、この運営については、弥富市政の重要な政策であると確信をしておるのであります。市長は、このような考え方についてどのように考えておられるのか、最初にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

輪中の郷における弥富市との関係についてということでございますけれども、先ほどの3月議会の中でさまざまな形で佐藤議員の方から御提案を申し上げ、我々としても考える機会を与えていただいたということを強く思っておるわけでございますが、それ以来この2ヵ月、3ヵ月間、理事長及び施設長とさまざまな形で輪中の郷の運営について何度も話し合いの場を持ったわけでございます。当初は、少しかたくなな態度というところもございましたけれども、話し合ううちに柔軟な態度に変わり、円満な相関関係を持つことができたというふうに思っているわけでございます。

私どものその話し合いの場におきましては、市側から申し上げたことは、輪中の郷の歴史的な認識を正しく理解をしていただきたい、そしてその運営に当たっては、施設を利用する方、弥富市住民を中心としたその立場に立ってしっかりとした運営をしていただきたい、あるいはそこで働く仲間、職員さんにとって正しく仕事が誇れる場所であってほしい、そんなことを施設長、理事長と話し合ったわけでございます。そういったことにつきましては、お互いの話し合いの場において相関関係の中で強いきずなができたというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） この施設については、市長を初め市の幹部、あるいはまた現佐野理事長も服部施設長も設立の経過等は御存じないはずなんです。先日、私があのような経過を申し上げて、改めて皆さん方の中には認識をしていただいた方もあったかと思うわけであります。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

市当局は今までに、理事会等にオブザーバーとしてでも出席するように要請されたことがあるかどうか、特に市長は、理事会等に出席要請されたことがあるのかどうか、また直接出席された経緯はあるのかどうか。

さらに、市当局は経理状況については報告を受けているのかどうか、財政状況を把握しているかどうか、これは市長並びに副市長か民生部長にお尋ねをしたいと思います。市長の出席については市長、あとは副市長か民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。私の立場のみお答えをさせていただきます。

御承知のように、輪中の郷というのは社会福祉法人という形で、行政とは一線を画するという形になっております。そういう形の中におきまして、私の方に理事会等の運営について参加の要請はございません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） 理事会の方への出席要請でございますが、先ほど市長の答弁のとおり市長にはございませんが、担当者の方へのオブザーバーとしての出席要請はございました。担当課長、または担当部長がそれぞれ理事会、評議会に同席をさせていただいております。

経理状況等につきましては、20年度につきましても収支計算書、貸借対照表を初めとする決算報告書をいただいております。どちらも健全な経理状況となっております。平成20年度の収支計算書では、4,000万円の減価償却積み立て後においても黒字となっております、また21年3月31日現在の貸借対照表においても、流動資産は3億6,100万円ほど、流動負債と固定負債は9,700万円ほど、減価償却積立金は9,000万円となっております。純資産の部の計は前年度に比べて590万円ほどふえておりまして、健全な運営がされていると思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 今から質問をいたしますことについては大変重要な問題でありますので、事前に文書で質問内容を提出し、佐野理事長及び服部施設長に考え方等を回答していただくように提出をしておきました。順次、質問をいたします。

去る5月22日午後4時、社会福祉法人弥富福祉会第63回理事会が開催され、佐野理事長提案により、次期7月3日から2年間の評議員、理事の選任がされたのであります。この選任については、市長は事前に通知、あるいはまた内容等について相談を受けられたことがあるのかどうか、また確認をしておられるかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

評議員、あるいは理事の選任についてで理事会が開催されることについては、私どもは承知をしているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 6 番（佐藤 博君） 理事会があるということは承知をしておられた。ところが、どのような方が選任されるかというようなことについてはどうでしたでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

どのような方が理事の選任ということですが、これは最初に申し上げましたように、この施設ができたときのいきさつ、そしてお世話になったそれぞれの団体の方、そういう方に対して大変な御尽力をいただきながら今現在の輪中の郷があるわけでございます。そうした形の中において、理事の方がしっかりと御理解をいただきながら、その理事会に参加していただいている、理事の役員としての務めを果たしてみえるというふうに理解しているわけでございます。

しかしながら、先回の理事長、あるいは施設長との話の中においても、今後少子・高齢化がますます進んでまいります、そうした形における弥富市の輪中の郷としての位置づけは大変大きいものがございまして、御理解を十分賜りたい。あるいは、私どもは平成21年から向こう3年間の第4期の介護事業計画を進めることになっております。そうした形の中において、今現在、介護認定を受けてみえる方が1,200名以上見えるわけでございます。そして、4年後、5年後には1,700名を超えるであろうというような具体的な推定値が出ているわけでございます。そうした御認識を十分に持っていただきたい、そしてまた将来に向けて、理事としてより専門的な知識、あるいは介護に対する経営的な認識を持ち合わせていただきたいということを、施設長、あるいは理事長にお願いをしたところでございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6 番（佐藤 博君） そういうお願いをしたということでありまして、現実、今度選任された理事の方々、評議員の方々、いうならば評議員の方は市民のいろいろな代表の方々できちっと意見等が述べていただける、あるいはまた皆さん方からいろいろな御協力をいただけるということで、各種団体の方々とか、学識経験の方とか、そういう方が選ばれるのは確かにいいことであるわけでありまして。

しかし、この理事会というものは、私は執行責任がある会だと思っております。その中の、理事長は唯一の執行権者です。

そういうことから考えていくと、当初のいきさつを申し上げますと、平成3年の最初の役員選任については社会福祉法人弥富福祉会設立の発起人、関係充て職の方を弥富町幹部会にて慎重に協議をして、海南病院を勇退される予定の下村病院長さんを理事長に、そして施設長には県の関係者であった浅井さんをお願いしてこちらへ来ていただいた。そして、特に財政面についてはすべて弥富町が責任を持つ、そういう中で発起人会をもって寄附金を集めて

いただいたりいろいろなこともありました。そして、その発起人会をもって役員をお願いをしてきた経緯があります。したがって、借入金も弥富町の一般会計にて返済をしてきたわけであります。また、各保険は掛けられているものの、万一の事故とか災害等により財政支出が生じた場合には、議会の同意を得ながら弥富町が責任を持って運営をしていただければいい、弥富町が責任を持つから運営をしていただければいいというようなことで、役員の方々と弥富町とは一心同体の円満な関係をもってスタートしてきているわけであります。ですから、あの施設の土地から、建物から、すべてこれは弥富町が提供しているわけであります。

そういう意味においては、私は、ちょっと服部市長の歯切れの悪い言葉があったわけですが、これは弥富市の、あるいは弥富市民の財産であると断言ができると思っております。そしてまた、運営は、弥富市政の重要な政策であるというふうに考えるべきだと私は考えておるわけであります。

そうした中で、特に今回の役員の選任については、市長初め市当局は具体的には何もなかった、ただ要望はしておいたということではありますが、その選任の根拠は、やっぱり提案権者である佐野理事長がきちっと説明できるようにしておいていただかなきゃいかんと思うんです。そこで私は、佐野理事長に選任の根拠等もきちっと示していただけるように、事前に文書を持って訪ねてくれということでやったわけであります。

特に、設立当時と現在とでは介護の内容や施設の運営についても複雑・多様化しております。時代に応じた刷新も必要であり、理事会の使命も重要になってきたと言えるんです。役員も、ただ協議事項の賛否に加わるだけでなく、しっかりと意見を述べていただいたり、またマンネリ化に陥ることなく、常に緊張感を持って実情を把握し、お互いに知恵を出し合い、改革・改善に努めていかなければならない時代であるとは私は考えておるんです。ですから、設立当初の充て職中心の選考だけでは今では通用しなくなっている。そのため、一定の割合で、介護の専門的知識や施設運営についての専門的知識を有する方や経験者を理事等に選任されるように法律も示しておるわけであります。

今回の役員の選任を見てみますと、評議員の方では充て職で交代された方も二、三ありました。一方、充て職でかわっておっても、交代されることなく理事に再任されている方もあります。理事・監事の方はすべて再任されており、選任の根拠が私は不明確のように考えられるのであります。特に当初は御苦労いただいた方でありますけれども、もう現在では御高齢で、80歳を超えてみえる方も数人あるわけなんです。

直接市民から選出されたり、議会の同意を得るような役職ならば提案者が判断されるから別として、関係者だけで限られた人の中で選任されるような選出方法については、当然年齢制限の申し合わせをしたり、事前に意思、特に意欲や熱意等を確認して、適格者であることを確認して理事長は選任同意を出すべきではないか、私はこのように考えるのであります。

このような選出方法だけで事が運びますと、市民や関係者の批判を受けることも承知をしていただかなければならないと思うのであります。この点についても、提案者である佐野理事長の考えを尋ねたいのであります。

特に今回、佐野理事長自身も高齢のため引退を表明されておりながら、この問題が出てから一転、継続を主張された経緯を説明される必要があるのではないかと、私はその説明も求めたいのであります。

見方によっては、理事長職を私物化しているとのそしりを免れぬとも思うのであります。これらの点について佐野理事長はどのように回答されているか、副市長か、民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

6月4日に施設長より聞き取りをいたしました。その中で、平成3年7月、社会福祉法人弥富福祉会設立以来の役員の構成で現在に至っておることとでございます。特に医療関係者や、設立時における寄附金に大変尽力していただいている団体長の方々に理事・監事として就任していただいておりますということとでございます。

また、評議員会につきましては平成13年5月に設立しており、区長代表を初め家族代表、弥富市福祉協議会の理事、評議員の中から就任していただいておりますということとございました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 今、申し上げたように、設立当初と現在とでは大きく変わっておるわけでありまして。そのことをまず認識していただきたいと思うのであります。

そこで、私が事前に回答を求めておいた文書は、佐野理事長、あるいは服部施設長がきちっと読んで回答されたかどうか、その点について再度確認をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

佐藤議員の質問につきまして、書いたものは持っていけませんでしたので、中身はしっかりと読んでみえないと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私はあえて文書で、きちっと確認が大事だからこの文書に従って回答をいただきたいと、こういうように出したわけでありまして、その文書をきちっと見せずに、ただ都合のいいことだけ口頭で話を聞いたということでは、民生部長、責任が今度は市に及ぶということを承知してもらいたいと思うのであります。

そこで、はっきり申し上げますと、私は服部施設長が3月議会での私の質問に関連して、

市長が呼び出しているいろいろと事情を説明されたり聞かれたりしたと思うんです。そのときに、一番初めに、服部施設長は社会福祉法第7章、社会福祉事業、社会事業経営の準則第61条2項を示して、今の弥富市の関与とか円満な相関関係を私は否定した、否定と言ってはいけませんけれども、阻害をしたというように感じておるのであります。

第2項とはどういうことかといいますと、国及び地方公共団体は他の社会福祉事業を営業者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないことと明記されておるのであります。果たして、この設立から現在に至って不当な関与ということがあったかどうかです。私はなかったと思っております。だから、今の円満な中で、理事長なり施設長がだれかからの推薦というか、そのような形で選ばれたんだというように私は思っておるわけであります。

そこで、民営の社会福祉法人による社会福祉事業であれば、地方公共団体は一部の補助金を出した程度でありまして、すべて設置者、理事長及び理事と役員が責任を持って運営していることであります。また、当然、事故等の責任も財政負担、財政責任も当事者であって、国及び地方公共団体には許認可責任が存在する程度であって、一切責任もなく、関与する必要は存在しないのであります。しかし、この輪中の郷は、当時の弥富町の責任においてすべて設置されたものであり、弥富町、弥富町民の貴重な財産であり、弥富町の重要な福祉政策の一部と考えるのは当然であるということは、私は先日も申し上げましたし、全市民もそのように考えておられると思うのであります。むしろ言いかえれば、弥富町が直接運営することができないので、こうやってつくるようにしますから、どうぞひとつ社会福祉法人で運営をよろしく願いますといったような形のものと私は思っておるのであります。そのため、一定の行政指導や協力、関与が必要であり、これが円満、円滑な運営であると解釈すべきではないかと考えるのであります。

3月議会でも述べましたように、市民の方から現状の事実関係についていろいろ御相談もあり、私も知りたかったために内容を尋ねに行ったところ、服部施設長は私に対して、監査もきちっと受けており、理事会にも承認されており、部外者には見せる必要はないと、こう言って、また聞くところによると、安井議員も介護保険法が変わってどのようになっているかを尋ねたいということで訪ねていかれたわけでありましてけれども、忙しいといって断られ、それではいつ聞きに來たらいいでしょうかと都合を聞いたところ、忙しいからわからんというような態度で一蹴をしたという経過があるんです。これはまさに侮辱であります。

市長に対しても、今言ったその社会福祉法を見せて関与するなどと言わんばかりの態度は、市長個人の問題ではなく、市民から選ばれた市長でありますから、市民に対して侮辱をしていると言わざるを得んと思うのであります。だから、そういうような関係をもっと市は、あるいはまた議会もしっかりと見守っていく必要があるということを私は提言しているわけでありまして。

そのようなことから、市長も私の質問に対しても、あるいは施設の運営に対しても、うまくいってもらわないかということでは当たりさわらず、どう言ったらいいでしょうか、そんなような態度の答弁に終わったわけで、それほど深く今の市長に対して追及をするような考え方を持っておりませんけれども、市長自身も、それから私ども議会も、あるいは市の職員も、市民も、もう少し輪中の郷については認識をして、本当に最初に寄附金を出していただいた方々や、あるいはあそこの施設を利用しておられる方々が大変喜んでいただけると、そういうようなものに改正をしていく必要があると。そのためには、理事の方々の責任は重いと思うんです。

特に私が今回強調したいのは、果たして私が言っておるようなことを佐野理事長は御存じであるかどうかということです。この点について再度、直接私の文書を持っていった民生部長に、佐野理事長は私の文書についてきちっと理解をして答えておられるかどうか、その点だけでもう一度確認したいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員からのお話をいただいておるわけでございます。こういったような質問状に対して、私ども行政が仲介するものもなかなかというふうに思うわけでございます。佐藤議員から直接、施設長、理事長にお話を伺っていただくことも、誤解を招かないような形の方法としては大切ではないかなというふうに思っております。

この件につきまして、私、副市長、民生部長と施設長が公室におきまして話し合いをさせていただきました。そして、この話につきましては理事長との関連の話もございまして、私は話としては理事長の方にも伝わっているというふうに理解をしているところでございます。確認はいたしておりません。

そのときも、先ほども話をしましたように、市側といたしまして、いろんなことについて率直に意見を申し上げた次第でございます。社会福祉法人だからどうのこうのということではない、そういうことを前提にしながら、この施設の弥富における位置づけを正しくお互いが認識していこう。そして、少子・高齢化における、やはり当てにされる施設、あるいは施設を利用される人の立場に立った施設の運営に対して努力をいただきたいということでございます。利用者が率直に意見を申し合わせ、情報を共有化していくということがこれからも大変大事なことだろうというふうに思っております。議員におかれましても、輪中の郷の運営につきましてはこれからもますますお力添えをいただくことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私が直接輪中の郷へ行って、いろいろな話をすれば一番早いかもしれん。だから、私は昨年行ったんです。部外者だからといって、私は一蹴された。だから、弥

富がきちっと提供してやってきたものが、運営を委託されたような形になっておるところから部外者扱いをされたということは許せる問題ではないよということで、私は、この議会で、当然市も議員の皆さん方もこの問題には大きく予算でも関与しているわけです。ことしでもちゃんと予算で返済をしておる、皆さんも議決していただいております。

だから、そういう点から、果たして今佐野理事長とは直接会って話をされたわけではないんですから、私がここで申し上げたいのは、佐野理事長にお出かけをいただいて、全員協議会の場できちっとその点についての認識をどの程度持っておられるのか、そしてあそこの運営すべてについて、どの程度きちっと把握をしておられるのか尋ねたいと思うんです。これはまた一遍、議長さん、議会運営委員会で御相談をさせていただきたいと思っております。

特に、私は率直に申し上げて、聞くところによると佐野理事長は無報酬だそうです。1週間に1遍来られるだけだそうです。ですから、恐らく把握はされておらんとするんです。質問されても答えられないというのが実情ではないかと思えます。そういう人が唯一の執行責任者だということに私は問題があると思うんですが、いかがでしょうか。できれば、ある程度の、高い報酬は払えないにしてもきちっとした手当を払って、すべてにおいて把握をしていただいて、そして責任をすべて全うしていただくと、こういう体制をとることが大事ではないか。これが輪中の郷の改革案の一つでもあると思うんです。わしは報酬もらっとらんからそんなこと聞かれたって知らんというような形でやられたら大変なんです。

かつて下村理事長は、私も一定の報酬を提案したこともあったんですけども、そのときにはわしはもうええと、そんなことは。そのかわり、体のあいている以上、いつでも行ってやってくるでいい。だから理事長と浅井施設長との感覚の違いで、衝突もよくあったように聞いておりますけれども、それはお互いに熱意を持ってやられたという経過からのものであるわけであります。

時間もないので簡単に申し上げますが、そういう点は一遍佐野理事長に、私はこういう意見を述べておるということだけはきちっと、施設長を通してではなくて、佐野理事長に直接話をしてもらいたい。できれば私も話をしたいが、私は部外者になっておるので話ができませんから、議会という場へ来ていただいて話をしてみたいと思っております。

最後に、極端なパワーハラスメントによりノイローゼとなって、診断書を提出して休職しておられるケアマネジャーの職員から私も直接相談を受けております。診断書発給までの経過報告書は私も受け取りましたし、説明も聞きました。これは私が介入することではないかもしれませんが、大事な問題だから伝えなきゃいかんということで、民生部長に診断書も経緯も手渡して説明がしてあります。この経過報告書を読まれてどのように感じておられるのか、もう1点お尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。現理事長は、皆さん御承知のように十四山村長をやられた方でございます。そういった形の中で、行政に対する手腕もたけてみえるわけです。また、人を思う気持ちは私たち以上に大変熱いものがあるかというふうに思っております。今回、いろいろのことがございましたけれども、新たな志を強く持たれ、この施設の運営に当たっていただけるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、パワーハラスメントの件につきましては、休職職員が1人いるということは事実として存じ上げております。しかしながら、いま一度理事長、あるいは施設長とよく話し合いをしていただきながら、職場の方に復帰していただいて、一日も早く元気になっていただきたいと、そんなふうに思うわけでございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 6番（佐藤 博君） 佐野理事長は、十四山の村長であったことはだれしも承知をしているわけです。しかし、あの施設については、少なくとも何のかかわりもありませんし、また充て職からいっても、あそこに座られる充て職ではないと私は思っておるんです。学識経験者という形であるなら、私は今申し上げたことをしっかりと把握をしていただいて、今のパワーハラスメントの問題についても的確な措置を早くとらないかんです。ところが1ヵ月以上たっても、いまだに理事長、施設長が直接この問題を真剣に解決しようとする態度は見られないように私は感じておるんです。ですから、幾ら立派な職責、あるいは経過があっても、現実の理事長という立場で問題解決ができんようなことでは、私は決して立派な方だというように評価はできないんです。ですから、ここできちっと私の申し上げたことを、できれば議事録もきちっとつけて読んでもらうようにしていただきたいと、このようなことを私は考えておるわけであります。

最後に、服部市長は直接介入する問題ではないということであるけれども、こういう職員が診断書を提出して休職しなければならないような管理というのは、本当に私は情けない。弥富市がきちっと提供した施設でこんなことがあるということは、本当に悲しいことです。ですから、この点についても、できれば理事長、施設長に直接会って話もしたいと思いたすけれども、部外者ですので、議会へ呼んでいただいて私は話をしたいと思いたすので、再度この点については協議をしていただきたいと思いたす。

時間がちょうど来ましたので、いろいろまだたくさん質問したり、あるいはまた意見を述べたいこともありますけれども、きょうはこの辺でとどめさせていただきますが、ただ、服部市長に最後に要請をしたいことは、この施設は弥富市の貴重な財産であり、この運営は弥富市政の重要な政策の一つだという認識だけは忘れんようにお願いしたいと思いたす。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 佐藤議員に最後にお答え申し上げます。

今までの経過を含めまして、この輪中の郷という運営が私ども弥富市にとっても非常にかかわりの深いことは十分承知しております。議員の皆様におかれましても、また市民の皆さんにおかれましても、さまざまな形でお力添えをいただき、今後の少子・高齢化に対して対応していきたいと思っております。率直な意見、情報交換をして、速やかな運営をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 会議を開きまして1時間を経過いたしました。ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

- 14番（伊藤正信君） 14番 伊藤です。

私は、事前に通告いたしました内容4点について御質問をしたいと思います。

まず最初に、弥富駅付近の都市整備の問題、さらにはＪＲ弥富駅、名鉄駅の北口の改札の設置の問題、さらに安全問題についてお伺いしたいと思っています。

きのうも炭竈議員からの質問がありました。市長、このたび弥富市総合計画とマスタープランについて発表されました。私ども議員も、いろんな形で弥富市の将来について議論してきました。そんな内容の中で、まず最初に弥富駅の整備の問題について、都市計画の問題でありますけれども、市街化区域の骨格整備について質問を申し上げたいと思います。

都市計画マスタープランの中では、審議会の答申によりますと、既存する市街地の交通の利便性、快適性、並びに交通環境の安全性を向上させるため、市街地の骨格となる既決定の都市計画の道路について整備促進を図る。現状における役割など、地域における必要性を踏まえて適正な見直しを検討しますとあります。

現状のこの駅前付近の交通実態についての市長の今日的な認識について、マスタープランなどを提起されました。それぞれ審議会とのかかわりについて、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

ＪＲ弥富駅、そして名鉄駅周辺の環境整備計画につきましては、既に物すごい長い歴史が

あるわけでございます。そのたびになかなか話し合いがまとまらず、今日に来ているわけでございます。私どもといたしましては、近鉄弥富駅も含めましたところの総合的な駅開発ということについては、大変大きな問題だろうという形の中で、この都市計画マスタープランの中に組み込みをさせていただいた次第でございます。今現在、大学の教授を学識者として、私どもの職員を中心にプロジェクトを組み、精査をしておる段階でございます。また、さまざまな問題で時間と経費がかかるわけでございます。議員各位におかれましても、この問題につきましてさまざまな形で御尽力、御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長、きのうも炭竈議員の質問に対して、大同大学准教授 嶋田さんのアドバイスを受けて、それぞれ19年度から審議がされているということでございました。そのことは私も承知をいたしますけれども、嶋田准教授を一つは柱にし、職員とどのような問題点があるのかということでありますけれども、過去には、昭和58年から、佐藤さんの時分からやと思いますけれども、議論をしてきたけれどもまとまらななんだと。そして次の町長、そして服部市長、大変苦慮される大きな課題だと私も認識をいたします。しかしながら、今これだけ弥富市が交通実態の中に、非常にもう灰色のまち化していこうとしている状況の中で、今、一口に市長がおっしゃられましたように、大変苦慮しています最大の課題だというお話を聞きました。

その状況の中で、都市づくりの基本について、私もこのマスタープランの中の内容について見てみました。高齢化社会の進行を踏まえて、年をとっても安心して元気に暮らしを続けられる住環境整備を整える巡回福祉バスなどの公共交通のネットワークの充実、歩道や駅など交通のバリアフリー化という高齢者に対応した都市施設の整備強化を進めていくための方針が示されています。そしてさらには、近鉄のエレベーター設置の予算1億3,000万として、今日の駅前整備の実態はあるとは思っています。しかしながら、特にこの都市整備の問題について、まさに今JR、名鉄、近鉄を含んで大変な状況になっている。個々の問題になってきますけれども、朝、交通実態の中に踏切が遮断された、そのときに車が2両ぐらいずつ取り込まれるんですよ。取り込まれている。これは、まさに弥富市の都市計画を見直す最大の課題だと。市長も大きな課題ということをきのうもおっしゃっています。しかしながら、これはもう緊急な課題だというふうに認識していただきたいと思います。と思っていますが、過去にもこの議会の中に、待機所のある場所を購入したいというお話がありました。私ども議会はすべて賛成をしておったわけですね、当然。しかし、きのうの答弁の中でも、踏切問題は非常に難しい。名鉄さんはこう言っておきながら、JRは少し協力的でないと、こんな話は率直に、そのことは、私も元おった職場の関係ですから、一定程度、今までも何回かその話を、私だ

けでなく山本議員も機会あるごとにＪＲとは議員としてやっていますけれども、民間になったことで、やっぱり資本の原理というか、独立採算制というか、ＪＲも動かない。ここは本当にひとつ、市長の手腕を示していただきたいと思います。

今申し上げました、踏切の中の車を取り込められてしまっている。さらには県道木曽峠津島線であります。あそこの看板標識を見ますと、速度制限が時速30キロメートルの標識がある。そして、その下には弥富市からの警告表示、7時30分から8時までの通行禁止。あの踏切自身の安全対策を考えたときに、一番肝心なことは、弥富市の表示は案内標識なんですよ。これは道路交通法における指示標識じゃないんですよ。取り締まりには関係ないんですよ。そうしますと、あの踏切の実態を見ますと、過去にも私が申し上げたときには、クリーニング屋さんの前に停止ラインを引いていただきました。それで、一時は解消的な状況にあったが、155の開通というか、それぞれそのイオンタウンの流の変化の中からも朝は全く踏切の中へ取り込められている。しかし、公安委員会の指定標識は銀座の方面への進入禁止と時速30キロメートル制限だけなんですよ。一体市としてそれぞれどんな安全対策を、また交通施策の中で議論されているのかということが一つですね。

きのう、大原議員からも質問がありました、いわゆる都市計画のこの弥富付近についてそれぞれエキスパートを信頼し、私は人事運営をしたとおっしゃいました。しかし、またもう1人は、警察の方をいろんな形でおっしゃいました。私たちは、今本当にここの駅付近の安全対策、道路標識、そして指示標識を見たときに、公安委員会のいわゆる指定標識が全く欠落しています。公安委員会の設置基準は、それぞれ地元と同時に第1種、第2種、第4種という道路状況の中で、地元と公安委員会、警察がきっちりと定めていく、それは方針かもしれない。しかしながら、まず市が住みやすい環境づくりのための環境整備をきちっとしていただきたい。そのことで、私は市長に先ほど認識ということを上げたのでありますが、ここはやはり総務課、設備をされる土木、やっぱりこれは市の標識だということだけ認識をして、公安委員会と規制標識、指示標識をきっちりしていただきたいこと。

それからもう1点は、ＪＲの踏切の南側の電信柱、あそこは県道ですから弥富市が口を出せないとおっしゃるかもしれんけど、あの電信柱1本を何とか御理解いただいて、三角の地点をやはり県と話し合いをしていただくなれば、一つは安全対策が、そして交通規制が見直しができるのではないかと私は思っていますので、この点を個々の細かいことでありますが、それぞれそんな状況の中で、これから都市計画マスタープランづくりの中でどうしていただけるかということ。

もう一つは、きのうも出ていました巡回バスの関係です。これは私もくどいようですがけれども、平成19年の6月に改正をされた。そのときには、名鉄線の弥富駅が廃止だったんですね。それで、北の方面のバス利用が、福祉の中で、いわゆるつなぎの場所だということにな

ると、それぞれ北からの巡回バスは、全く市役所だとか海南病院、駅利用が、こういう交通実態の中では非常に高齢者が不便を感じていますのでお願いをしたいと、こう申し上げたんですね。その後、三宮議員がまた言われた。そして、山本議員の発言があった。その状況の中では、諮問機関を設けて、そしてその12月には補正予算を組んだんですよ。それで、きのうの答弁は法定協議会でことしの6月1日からやと、これは19年の6月ですよ。少なくとも名鉄の弥富口が8月に廃止になった以降、巡回バスの意味合いがコミュニティー的要素を持った、それぞれの市民の要望にこたえて、いろんな形で弥富市の中が整備をされることを大きく期待をしておりました。ここが北口の設置と橋上駅のお願いは当然であります。きのうの炭竈議員への答弁がありましたので、私はここはきょうは重複を避けて、認識をしながら福祉バスの問題にちょっと触れたいんです。それだけ2年間放置されてきたということは、またその内容が変化をしたならしたように、進捗状況の中で私どもに御説明をいただきたい。この点について、特に北の方の皆さんは、そういう巡回バスで混雑する場所を避けたい、その要望が北口の駅と橋上駅の設置のお願い。そしてもう一つは、市の安全のための安全施策という内容でありますので、バスの関係についても、法定協議会をなぜ諮問機関が設置するかという説明と、それぞれ今後の対策について御説明を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

きのうも炭竈議員の方から、JR弥富駅、そして名鉄駅の整備計画につきましてという話でいろいろと御質問をいただいたわけでございます。また、開発部長の方からその問題につきましてる回答をさせていただいたわけでございますが、今、私どもが思っていることは、この駅周辺の整備計画と踏切の安全対策ということについては、別々の問題で考えていった方がいいだろうというふうに認識をしておるところでございます。

そうした形の中で、最優先として、先ほど議員の方からもおっしゃいましたけれども、緊急課題としての踏切の安全対策を具体的にやっていこうということでございます。当面さまざまな形で調査をしたり、あるいはそのための計画に対して、関係事業所と協議を進めていこうというふうに思っておるわけでございます。

私も何回もその場所を、いわゆる7時半、8時の時間帯に通るわけでございますけれども、本当に危険な場合もあるわけでございます。一度地元の区長さんとも相談をいたしまして、交通指導という形で、その緊急性に対する安全対策を講じていかないかなあというふうに思っております。この踏切の問題と駅周辺の整備計画については別々の問題という形で、別々というよりも緊急対策としての安全対策として踏切問題を取り上げていこうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、通行標識であるとか、あるいは電柱等の問題につきましては、関係の所管の方から

返事をします。それから、巡回バスの件につきます法定協議会の問題につきましても、総務部長の方から話をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 伊藤議員の御質問でございますが、方向性についての報告がなかったということでございますが、きのう、防災安全課長が申し上げたとおり、昨年度までの検討委員会から弥富市の地域公共交通活性化法定協議会という名称に変えて協議をしていくということでございます。

これにつきましては、方針としましてコミュニティーバスへの移行ということになりますと有料化ということがございますので、これにつきましては地域公共交通の活性化及び再生に関する法律がございますが、これに基づいた地域公共交通総合連携計画というものを策定しなければなりません。これを策定するために、法定協議会という名称に変えて協議をしていくということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの伊藤議員の質問の中で、標識、それから電柱等々の問題が提示されたわけでございますが、これにつきましては一度私どもの方もよく実態を再度把握させていただき、関係機関と協議していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） お答えいただいたわけですが、総務部長、きのう、私は担当課長には今の現状のバスダイヤ、このCコースなどは、待合時間をただ運行時間帯に変えれば、経費は同じバスの料金で、乗務員は同じ時間で、地域の北の方面の希望者は救えるんですよ、1便。これが2年間放置されたということです。そのときに私は申し上げたはずですよ。1分で見えるダイヤ、ただ私はそのときになぜ強く言わなかったかということ、利用される皆さんの徹底のためのそういう費用もまた再度かかるだろうと、その経過もあったことも含んで申し上げたけれども、2年間我慢した。はっきり言って、我慢しなくても私は乗りませんけれども、地域の皆さんにはそれ以降改善をしていただけるという期待を持って議員として報告をし、議会報告をしてきたわけですよ、私たち議員は。ですから、議員と行政が信頼関係を保つということは、少なくとも2年間も待たなければバスが動かないというのは、議会の機能も行政の機能も少し疑わざるを得ないと思っています。だから、法定協議会を立ち上げるためには、それはコミュニティーバスとして御回答いただいて、例えば諮問機関をし、補正予算を組んで、その手順というのはわかりますよ。でも、できる部分は積極的にやっていただきたい、このことを申し上げておきたい。

さらには公安委員会の関係です。まさに、道路の問題は後で申し上げたいと思っていましたけれども、前もってあとの３点目の狹隘道路と道路の拡幅の問題にも多少触れますが、私の質問事項だから申し上げておきます。

過日、荷之上の公民館の横で事故がありました。私は見に行きました。警察は、おまえさんはとまったんだろう、とまらんのだろうと言いました、事故の加害者か被害者かわからない人に。しかし、警察に言いました、あなたは調書をとるだけでしょうと。調書をとって、その過失割合は交通裁判所で下されるんでしょうと。過失割合は双方の問題でしょうと。しかし、そのことは、私は警察でたまたま本人が免許証がないから行ってお話をさせてもらったんですが、まさにあの道路は、道路はつくったが道路標識は一たん停止だけなの、表示がない。公安委員会の指定もない。一時停止だけだ、公安委員会の。道路標識と道路標示は一對のもの。ですから、道路を設計する段階で、既にここで何が起きるかと予測をしながらも、その道路実情を考えた、いわゆる道路。道路は少なくともつくるときに、速度だとか交通の流れを見た道路幅、道路設計をするのが基本の道路なんですよ。その道路をつくるのは行政なんですよ、行政。このことをしっかりと前もって地域と行政の立案がなかったら市民の安全はないんです。道路設定基準というのはあるわけですよ。それがそこにあるんですよ。

ですから、今開発部長が一度検討してやっていただくということで御回答をいただきましたから、この問題は早急に地区と同時に交通規制のあり方、長年、中六の規制の問題が、イオンタウンができてから海老江からの関係も含んでですけれども、一方通行などあります。そうして、名鉄線のそばの道路も本当にこのごろ整備をしていただいて、さらには家もセッバックをしながらも待避所もできつつあるわけですから、早急にその見直しをしていただくことをお願いして、第１点の質問を終わっていきたいと思います。

２点目には、弥富中学校周辺の住民の要望についてですけれども、弥富中学校、大変立派な学校を子供のために教育環境のためにつくられました。しかしながら、教育は地域と生徒が一体になってこそ初めていい教育ができる。中学生がボールが田んぼの中へ落ちていったら住民の皆さんにしかられる。そして、そのボールの落ちていくような状態の設備について、行政の皆さんが学校の先生に１年ぐらい前からお願いをされているそうです。しかし、１年間放置されてきたようであります。そしてさらには、この付近に水路があります。水路のそばに自転車が鎖でつないであるそうです。それは聞くところによると、いろいろ改造自転車に乗ってきたと、そうするとそれは学校へ持ち込めないからそこへ置くということなんだそうです。それで、その付近の住民の皆さんはその車に当たって車が損傷をすとか、そういうことについて非常に危惧をされている。ですから私は、とりわけて、基本的に今のいわゆる学校における生徒の安心・安全問題、さらには地域住民とのかかわり合いからして、この問題についてだれがどうしたのではなくして、前向きに教育委員会、教育として、その環境

整備をしていただきたい。このことを申し上げてですね、どのような形でこの問題について対応されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

弥富中学校の件につきましては、御心配をおかけしておるところでございますが、まずボールの件からお答えをいたします。

中学校の隣地、テニスボールの対策につきましては、テニスコートと隣地の境界に高さ５メートルの防球ネットを設置いたしまして、対策を講じているところでございます。しかしながら、現状につきましては、特に西風の強い冬場にその防球ネットを越え、御指摘のように隣地の耕作者に御迷惑をおかけしております。テニスクラブの顧問の先生や生徒たちに十分気をつけるよう、また隣地に飛んだ場合、農地を荒らさないように拾うよう徹底指導しているところでございます。この問題は、かねてからの懸案事項でもございます。既に大原議員、山口議員からも指摘を受けております。できる限り早い時期に防球ネットを２メートルほど高くするよう整備を図ってまいります。

２点目につきまして、自転車対策でございますが、御指摘の中学校周辺での生徒の自転車放置につきましては、学校及び周辺地区で調査をいたしました。一時期、学校が認めることができない改造自転車、安全走行のできないと思われる自転車で通学していた生徒が二人ほどございまして、学校の周辺に駐輪し、そこから徒歩で通学をしておりました。学校でこのような事実が判明をしたため、保護者及び生徒に指導をしております。現在では、道路の歩道に放置するなどの状況はなくなったと聞いております。今後も引き続いて、その生徒たちには学校が特に関心を持ち指導しているところでございます。教育委員会といたしましても、生徒の安全通学のために、学校や地域、家庭が連携をとり、適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤正信議員。

○１４番（伊藤正信君） 今、教育長から早急というお話がありましたが、できる限りというのは２年じゃないですよ。３ヵ月以内ですよ、お願いしたい。ということは、実は私も小さいときに野球をやっていたんで、自分が下手なもんで、逃がすとボールが田んぼの中に落ちていって、投げたサードやショートがおまえ拾ってこいと言って、田んぼを踏んだことがあって、そうしたら今度、踏んだら学校の校長先生がおまえちょっと来いと、校長室に立ってあった。座らしてもらえばいいところだけど、立っていました。そういう反発精神が、今日の私なんです。だから、性格も悪くなる、生徒自身もやる気でやってないですよ、本当に。そのことは、やっぱり今教育長は学校と先生だと、例えば親だという話もあります。自転車の問題はそうだと思います。しかし、テニスボールは拾いに行かないかんあんなところ

へ本人がわざわざ打ちませんよ。それは、注意は守らなければならないけれども、そのことが過失の中でやむを得ずやっていかざるを得ない。そんなことの中で、テニスクラブに入ったらおもしろくないですわ。だけど、中学校1年生から、最初から上手な子はいないはず。だけれども、やはりできる限りその生徒の過失なり、本当の純粹の気持ちが認められる指導と環境を早くやっていただくことをお願いして、この項を終わります。よろしくお願いします。

3点目に、市の活性化についての取り組みについてお伺いしたいと思います。

麻生さんは、「あ、そう」と言われて2万円と1万2,000円の定額給付を支給された。きのう、山本議員の質問の内容で、91%に近い皆さん方がこの支給を受けられた、それはそれとして非常に努力をされている市職員も御苦労さんだと思っていますが、市長、この定額給付金について、私どもも消費拡大のためにいろいろ市のアイデアでもって、商工会だとか、いろんな施策でその利用の仕方はという話もあったわけですが、弥富市はそのまま皆さんの手元へということになってますが、今日的にこの定額給付について、どんな声が市民の声から、さらには市としてどんな効果があったのか、お気づきがあったらお答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員の定額給付金につきましての御質問にお答えをするわけですが、きのうもお話がありましたように、弥富市全体としましては、この定額給付金の総額は6億7,000万円でした。そのうち約90%が交付をさせていただき、あと残りの方に対しても、さまざまな形でこの9月30日までに受け取っていただくように、これからも努力していきたいというふうに思っておるわけですが。

まだ、この定額給付金の政府の一番骨子は景気浮揚、消費の拡大というところにあったわけですが、この効果につきましては、トータル的な数値はまだ出ておりませんが、なかなか厳しい時代でございます。いただいたからといって、すぐ消費に回るということでもないわけですが、その消費に対する拡大がどれほどあったかということに対しては、はかり知れないところがあるわけですが。そうした形の中で、私どもこの給付金に対して、ほかの議員からもいろいろ御質問いただいたわけですが、いわゆるプレミアムつきの商品券という形で対応できないかということがあったわけですが、私どもといたしましては、商工会さんとも事前によく話し合いをさせていただいたわけですが、私どもとしても実施しないということでございました。現額どおりの給付になったわけですが。

弥富市といたしましては、この消費の拡大について、少しプレミアムということについては今後の課題は残ったわけですが、皆さんの声を聞いていますと、旅行に行き使ったとか、孫のさまざまなことについて使ったという形で、大変この給付金に対する

効果はあったかなというふうに思っております。中には、もう一度いただけるといいなという声も非常に声としてはあるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

そんな形の中で、この定額給付金の交付が国全体の消費の拡大、あるいは景気の浮揚ということにつながっていくように我々としても望むところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 定額給付金のあり方については、経済学者、博士と言われるグリーンパン氏も、これは零点だと言っていますので、市長の心の支えになったという声を聞いて、私もそうかなあというふうに思っていますが、さて、じゃあ20年度で弥富市に5,500万ほど地域活性化・生活対策臨時交付金があったと思います。その内容について、担当課長の方から少し御説明が願いたいと思いますが、どんな内容か。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 20年度におきまして、交付された地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、平成20年10月31日以降の事業に対して充当できるということで、弥富市におきましては、十四山支所の改修事業、図書コーナーを設置したものでございますが、それと旧十四山の保健センター、それを東部児童館、東部子育て支援センターでございしますが、そちらの設置事業に充当させていただきました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 5,500万、今説明がありましたように、十四山地区、特によかったですね。これは、地域全体活性化資金ですから国の方でも一定の集約がされていまして、それぞれこの地域の掘り起こしのために使ってよかったという部分と、今のグローバル化した日本の経済をどう見直していくか、そのことがこの活性化資金のあり方と、今年度予算だということに言われています。ですから私は、本年度、政府が6月9日、参議院、衆議院あわせて通過していると思っておりますが、その中で、本年度はまさに100年に1度の不況を脱出する経済対策として、地域の活性化対策資金がおろされる。そのことの中で、やはり地域がどうして生きていけるかということをお互いにこの行政の中で議論を、議会と行政が、さらには市民の皆さんと一緒に、このお金の使い方を検討することが、私は今年の大きな課題だと思っております。私は、この交付金のあり方については、それぞれ今財政の乏しい中でのこの地域の対策としては20年度は終わった。しかし、21年度において、どういう対策をされるのかということで、私自身が一つは今までこの弥富市として、さらに私自身の思いもあるわけですが、思いではいけませんが、市民の皆さんとの話の中からお願いをしておきたいことがあります。

一つは、きのう佐藤議員が言っていました芸術・文化・芸能の関係です。これは伝承をどうするかということで、学校教育の中で総合教育の一環として取り組み、これからさらに見

直しをしていく上での取り組みをしたいという弥富北中の話。しかし、私は全学校を一つはその取り組みにしていきたい。そのことが文化・芸能の育成になるのではないかな。それと同時に、今弥富市の中にある神楽、そしてデンデン太鼓ですけれども、市長、神楽太鼓を洗いますと、荷之上もそうですが、600万から700万かかるんですよ。本当に今の経済状況の中で、この金というのは大変なことなんです。部落の皆さんの寄附で埋まっているんですね。それで、太鼓を私も地区の保存会長をやっているんで、太鼓1面を、神楽太鼓、30万かかるんです。1面張るだけで。そうすると、お祭り気分どころか金の心配で、さらには伝承というところでも非常に苦慮しているわけですね。ですけれども、そういう意味合いからして、文化・芸能にも少し活性化資金を何とかできないのかというのが一つであります。

二つ目には、農業の問題。これも言われていましたように、小さな畑は、いわゆる機械銀行だとか認定農家が請け負ってくれない。そのために、休耕田ができちゃっているんですね。休耕田ができるというよりも、いわゆる未耕作地の問題をどう解消するかということ、そういう部分についての活性化資金をシルバーセンターなどで、今農家が廃業ということはおかしいんですけれども、大型化へ集約をされていこうとすると機械をみんなうちの中に持って、高い金で買い取られていくわけですね。買い取られるんじゃなくて、金を出しておさめていくんですよ。ですから、そういう機械を再利用しながら、そして活性化資金の活用をしていただくことがいいんじゃないかなと思っています。そして、そういうことについての議論も一つはしていただきたいなと思っています。

これはなぜかということ、農地法がこれまた6月9日に通っておるんですよ。それで、5反以上でなければ農業委員会が認めてくれなただけでも、5反以下でも認めてくださいよという話になってきたんですよ、農地法が改正されて。ですから、農業委員会の権限事項が物すごい拡大された。だから、地目変換のときに目的外であつたら農業委員会が取り消しをすることができる。それと同時に、また改めてそういう地域を指定することができるやり方をやることよ。ここが農業委員会に付託された農地法の改正なんですよ。ですから、そのことも含んで、そういう弥富市の農業の安心して安全な作物と同時に、農業の育成のためには、そういう活性化資金を使っていたきたいなと。

もう一つは、やはり行政と職員が、このグローバル化の中でどう地域を活性化するかということは、市の職員の今までの努力はあるけれども、そのグローバル化の中で、経済を民間資本といえども、そういう民間資本といえどもという失礼ですが、民間型のいわゆる企業管理、そして市民の行政管理、このことは職員の能力開発にかかっていると多くの学者、有識者が言っているわけです。ですから、職員の皆さんにも一定の労働時間内だけでなくして、やはり活性化をするために職員の教育対策費をきっちりと活性化のためにお使いいただけることが私はありがたいなと思って、今回私はそういうことを提案し、20年度のこの実績の内

容について聞きましたけれども、本当はもう少し市民レベルへ、行政の箱の問題じゃなくて、使っていただきたかった。このことは申し上げて、この件について終わります。

さらに、4点目の課題になりますけれども、道路問題であります。

この道路についても、私は拡幅と新設の設備の関係で、一つは公共用に供する道路の固定資産税の取り扱い基準と道路整備、さらには狭隘道路の整備対策、未舗装の対策について質問をいたしますが、今日まで、何度かこの質問をいたしました。その中でも通学路の問題、とりわけ市長も答弁をいただいておりますが、狭隘な通学路は安全対策の第一課題ですと、こうおっしゃっていただきました。

3.5メートル以下の狭隘道路が189キロメートル弥富市にあるということを聞いています。それはそれといたしましても、私もその道路の実態を調査に行きました。道路の幅をはかってみたら、1メートル40あるところで、舗装が70センチですよ。道路というのは道路敷地なんですよね。立ち上がりから。敷地があって70センチの道路でどうやって、どうやってというとおかしいが、風が吹くと子供が飛んでいっちゃうんですよ、舗装から。そうすると、いわゆるのり面は草が生えておるんだね、転ぶんですよ。そこを通学しておるもんだから、おまえが横着いもんでひっくり返ったわと親は言うでしょう。しかし、そうではないと思うんですよ。そういうことを考えたときに、まさに少子化対策、子育て支援施策の中にも通学路の安全、教育もそのことをうたっています。市長も改善をしたいとおっしゃっています。しかし、私が提起をしましてからもう3年になります。まだ、そんな道路があるんですわ、市長、残念だけど。これは市長だけを私が責めてもいかんわけですけども、地域との関係もあるわけですが、地域はちょうど子供が通学路で境になっておって、一方はその管理権がよその部落だと、子供はよその子が通っていくと、なかなか出ていないんですよ。だとすると、どこにそれぞれの安全施策の課題があるのかというと、行政がそのように狭隘道路を認知して承知をしてみえるなら、やっぱり積極的に管理をしていただく、このことが大切じゃないのかなと思います。

それで、私は軽四に乗っています。軽四の車幅は1メートル40です。ですから軽四は走れませんわ。それから、トラクターの中型というやつに乗っています。トラクターは1メートルの車幅ですよ。それで70センチですよ。そうすると、この農地法が改正と同時に集約化される農業があるわけですね。その集約をしていこうとする農地を、例えば3畝のところを、5畝分のお金を管理費で取られる。さらには、今度はそんなところをもうやってやらんぞと、大型化になっちゃったから、こういうことなんですよ。

ですから、道路というのは、生活・教育・災害の対策に大切なものなんですよ、通学も含んで。それに今度は生産手段、食、それと同時に生活を守るための道路なんです。ですから、少なくとも道路敷地が1メートル40あったら、2メートルあったら、道路敷地の立ち上

がりをいわゆるさく板でやっていただければ、拡幅をしなくても道路はその使命を果たしてくれるし、住民は安全に、そしてその道路とともに生活ができる。このことを一日でも早く解決をしていただくことをお願いするわけですが、開発部長が首を振っていますが、この問題についてお答えを願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 政府からのいわゆる地域活性化の臨時交付金の問題につきまして、いろいろ御質問をされまして、その内容につきまして、少し皆様の方にも、私がこの議会において御説明することが必要だろうというふうに思っておりますので、少しお願いいたします。

御承知のように、5月29日に平成21年度の地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのが総額で1兆円、そして都道府県という形で4,000億円、そして市町村という形で6,000億円交付されます。これの内容につきまして、きょう私も昼から、この資金に基づく事業について話し合いをするわけでございますが、弥富市としては1億7,000万円ほど交付をいただけます。そして、6月の中旬までに実施計画書をまとめ、8月の中旬に交付決定がされるということでございます。そういった形の中で、先ほど伊藤議員の方からは、さまざまなこんなメニューで検討してくれというお話があったわけでございますが、一応、政府の方が考えている事業メニューといたしましては、地球温暖化対策にどうだということ、そして少子・高齢化社会に向けた問題について対応していただきたい。あるいは安全・安心に対するさらなる実現ということでございます。それから、将来に向けた地域の実情に対して、そんなメニューで考えていったらどうかということでございます。今お話をいただきましたことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、この地域活性化の臨時交付金に続きまして、今後の政府の対応といたしましては、さらなる公共事業の臨時交付金ということを考えてみるようでございます。この原資は総額で1兆4,000億円と聞いております。これに対しても、速やかに平成21年度の中で事業計画をするようにという指示があるわけでございますが、この問題につきましては、まだ今のところ未定でございます。しかしながら、その辺のところが時期がずれ込んでくれば、我々としては基金として積み上げることも必要なあというふうに思っております。いずれにいたしましても、地域活性化に対して政府のさまざまな施策が打たれているということに対して、我々も活性化に努力してまいりたいというふうに思っておりますので、答弁させていただきます。

狭隘道路の問題につきましては、担当の方からお答えさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

狭隘道路の整備の考え方といたしましては、建築基準法で4メートル未満の道路に接する

土地に建築する場合においては、道路の中心線から２メートル後退した線を道路の境界線とみなし、道路の内側には工作物をつくることができないとされております。このようなことから、愛知県内の６市１町におきましては、狹隘道路拡幅整備事業に取り組んでおられますので、内容をよく調査・研究し、今後要綱を策定してまいります。

また、議員の御質問の農地の狹隘道路につきましては、最近、作業の大型の機械化により４メートル未満の道路敷地にあつては、舗装を行っても路肩が破損し、通行上危険が伴いますので、国の狹隘道路整備の要綱がことしの４月１日から施行され、土地は寄附でございますけれど、その中には建築基準法の道路とならない農道についても平成25年度まで補助対象になりますので、地区及び土地所有者の御理解が得られれば整備を考えていきたいと考えております。

また、未舗装対策につきましては、狹隘道路の拡幅整備に伴って、御理解がいただければ計画的に未舗装道路の整備も行つてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○１４番（伊藤正信君） 市長から地域対策交付金についての金額と考え方についてお伺いしました。私はやっぱりいろんな議会で議論をされていることなどを含んで、市長、市政の中で各課が予算の取り合いをするような議論をしていただいて、実際にこういう金をこれからの弥富市の市政の中で生かすんだということを私たち議員も聞きたい。なかなかそういう声が聞こえてきませんので、市長は一生懸命やってみえるだろうけれども、そのことをまずお願いしておきます。

それから、今、課長からは個別的な話がありました。25年までにこの農地もということがあります。私はここの中で、一つ気になることがあるんですが、納税猶予の関係、この納税猶予は４月から法が改正されました。それで、農家が特に納税猶予を受けていると思うんですよね。その中では納税猶予が20年間で、今までは権利が税務署の方に持っておった。売ると、市の方の行政に持っていってもらおうと、道路を寄附しても税金を払わんと認めてくれんという一定の割合以上はあるということを承知します。しかし、今度は永久な納税猶予に変わりました。そうしますと、服部市長とはいわゆる御理解いただいておりますけれども、嫌だなと思ったら、全く道路の整備ができんですよね。強制収用がないんですわ。例えばの話ですよ。

ですから、今課長がおっしゃったような制度は、早くこの整備計画を区の皆さんに制度と一緒に御説明をいただいて、より一層地域と行政が一体になって安全で安心な道路づくりにやっていただきたい。

そして、先ほど申し上げましたように、狹隘道路について、私はすべてと言っておるわけ

じゃないんです。やっぱり3年も前から同じようなことの中で、道路は拡幅整備されて、多少といっってはなんですが、整備をされています。幹線道路の事業化、効果対策だけで物事の対策じゃなくして、いわゆる事業効果というのは、一つは生産性の問題、一つは生活の安心・安全のための事業効果なんですよね。ですから、広いところをつくる道路予算も、さらには細かいけれども狭隘道路に目を向けていただくことをきっちりと今後の課題としてお願いをして、私の質問を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 12時を5分ほど過ぎました、これよりお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。小坂井実議員。

- 4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず三ツ又池公園管理運営についてでございますが、この4月29日に盛大に催されました三ツ又池公園、開園式がございましてから40日、弥富市に移管をされましてから70日近くがたちました。豊かな水郷地帯の中に宝川を抱き、規模もかけた予算もかなり立派なものであることは、旧十四山の市民のみならず、弥富市民はもとより、近隣市町村に周知をされたところと思われますが、なぜか地元のお年寄り以外、ほとんど人を見かけることがございません。駐車場に車があるかと思いますと営業マンの休憩、もしくは弁当、昼寝でございます。それが現実の三ツ又池公園でございます。救われることは、心配しておりました川魚漁師の方も、市長の2度の訪問、説得により、今では水面のみならず周辺の清掃に励んでおられること。私も含め周囲の皆、あのときのけんまく、憤りを思うと、服部市長の努力のおかげであると感謝をいたしております。ありがとうございました。ここに、まず報告しておきます。

私が平成19年（2007年）やはり6月議会において、三ツ又池公園について質問をいたしました。その当時は、市としても2年も先のことと、概算で維持管理費が700万であるという報告をそのときはいただきました。移管の日が近くなりました折には、1,500万に増額がされた答弁が出てまいりました。公園の立地、構造、設計において維持管理の大変さは、弥富市に移管された今、現実のこととして見えてまいりました。

まず、4項目の質問に入る前に、市長にお尋ねをいたします。

市長は、この三ツ又池公園を弥富市のイベント公園、またイベント会場と見るのか、だれ

もが利用できる万人が集う公園なのか、御答弁をいただきたいと思います。私は後者の方を望むものでございますが、前者の方となりますと、私のこの後の質問が成立をいたしませんので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答えを申し上げます。

皆さんの御尽力によりまして、三ツ又池公園ができ上がったわけでございます。そして、滞りなく4月29日にはその開場式を行わせていただきました。それから1ヵ月ちょっとたっているわけでございますけれども、私どもの三ツ又池公園に対するPRが不足をしているという御指摘でございますけれども、そういうことも謙虚に受けとめながら、これからまたPR活動にいそしんでいきたいというふうに思っております。三ツ又池公園におきましては、今後は、やはりイベント会場であり、あるいは多くの弥富市民のみならず、多くの方に御利用をいただいて、意義のある時間を過ごしていただければというふうに思っておりますので、どちらでもございません。イベント会場であり、住民の皆さんが御利用していただく公園ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それでは、4項目のまず1番目の質問に移りたいと思います。

2年前の質問のときに、三ツ又池管理協議会というもので管理をするという答弁をいただいております。この三ツ又池管理協議会というのは現在ございますでしょうか。またそのときに、一応どういうメンバーということはお聞きをいたしました。改めてもう一度よろしくお願いいいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、今の御質問に対しまして回答させていただきます。

現在、この協議会につきましては、平成17年度より継続をさせていただいております。また、構成メンバーでございますが、この当時から設立をさせていただきまして、現在構成員といたしましては、弥富市、愛西市、海部土地改良区、孫宝排水土地改良区等で16名で構成をさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） その中で、愛西市という今お答えがございましたが、議会として、また私どもも、私も含めて知っておく必要があると思うのですが、愛西市の方から維持管理費としてか、何か項目をつけて、三ツ又池公園に対して予算が出ておると思うんですが、その金額を教えてくださいませんか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

愛西市からの負担金といたしましては、防災機能部分ということで13%の負担金をいただいております。金額につきましては年々変わっておりまして、今回につきましてはオープンもございましたので、今の13%につきましては金額で申しますと約195万円ということで、一応予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 愛西市の例えば住民の方から、どのような理由によって弥富市の公園に予算が出ておるんだという質問を受けました場合に、私どもも返答に困る部分がございますので、今御返答をいただきましたように、防災上の理由ということでよろしいわけですね。はい、わかりました。

それでは、2番目の弥富市の管理・運営、使い勝手のよい公園ということで質問をさせていただきます。

先日、COP10、生物多様性云々という会合がございまして、出席をさせていただきました。その中でのお話では、草は刈ってはいけない、虫は殺してはいけないというお話でございましたので、市長はこの催しに参加をしようというお考えで草が刈っていないのかよくわかりませんが、2年前に質問させていただいたときに、芝生の中に多年生の草が3種類ほど、ですから、愛知県から移管される前に必ず芝生を張りかえてもらって、全部雑草を取って改めて芝を張ってくださいということをお願いしておいたはずでございます。芝は張ってございました。めくらずに、草の根のある上へ芝が張ってありました。したがって、今、春になりまして出てきたのはセイタカアワダチソウ、それから昔でいうツバナ、それから、きのう図書館でちょっと短時間ではございましたが、調べましたけど名前が出てまいりませんでした。いっぱい服に実がひつつく、あれはハギの仲間か、ひつつき虫ですね。結局、その3種類は全部根が冬場も残ります。多年草でございますので、幾ら刈っても、何十年刈っておっても絶えません。根から引っっこ抜かなければ、非常に困ったもんです。それにヨシは、確かにハナショウブの周りだけ根を取って、取った部分にどういふもんか知らんけど、根が張り出してこないように入れていただきました。その深さがどのくらい入れてあるかはわかりませんが、しかしそれが、ほとんど地面と一緒にとめてあるわけですね。あれで水を入れたらヨシの根は上を通り越してきます。本当に愛知県の県庁かどこかの机の上で計算した設計になっておりまして、非常にこれは管理がしにくい。田んぼに入り込んだヨシは、幾ら抜いても抜いても絶えません。本来であれば除草剤をかければいいんですけど、公園であることによって除草剤は使えないということをお伺いしておりますし、その中において、また護岸は下の方は栗石程度、だんだん大きくして、石の護岸ですね。下はそのまま土でございます。それを管理しろということは、幾ら草を抜いても抜いても、また生えてき

ます。この石積みをまず考えますに、コンクリートに石を埋め込むか、またはすき間へ生コンを流し込むか、そうでもない限り、あそこの草は絶えませんし、刈っても刈っても必ず出てきます。抜いても抜いても必ず生えてまいります。だから、使い勝手のよい、管理のしやすい、少しでも予算のかからないような改造をする余地はあるものか、またそのような気持ちというか、お考えはございますか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えいたします。

先ほどの石積みの護岸のコンクリートの埋め込みとすき間への生コンの流し込みにということでございますが、これにつきましては、愛知県と土地改良財産の譲与契約を締結しておりますので、原形が変わるものにつきましては、その都度、協議をするということになっておりますが、今議員の御指摘のように、こういった埋め込みをしますとC O P 10等の絡みもございます、自然を大切にするという環境的な役割もございますので、その辺も含めまして今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） やはりC O P 10が出てまいりましたように、C O P 10が過ぎるまでとお思いなのか、幾ら予算がかかっても現状のままで維持管理をしていくと。そのお覚悟がございましたれば、年に1,500万なり、それなりのお金は少しも減らないと、維持管理費にかかるということを御承知の上でひとつかかっていたきたい。少しでも管理のしやすいように、予算のかからないようにという提案でございます。ヨシでも、完全に囲い込んでしまわないと、どこまでも伸びていきます。遊歩道ののり先、囲繞堤を伝ってどこまでも伸びてまいります。本当に机の上で計算したつくりというか、設計というか、実際に草を抜いて管理をして、掃除をして、そういう現場に当たっていない人の設計です、これはどう考えても。田んぼに入って草を抜いたことのない人です。これは、またおいおいC O P 10が済みましたら考えていただきたいと思います。

それでは、三つ目の三ツ又池公園のP R不足ではないかと。

4月29日の開園式、盛大に行われました。新聞記者も来て、そして私の記憶ではどうも上をヘリコプターも飛んでおったような気がいたしましたが、どうもヘリコプターは関係なかったような、一向に新聞にもテレビにも出ていなかったように記憶しております。このように、どうも弥富市が下手なのか、新聞が取り上げてくれないのか、明くる日の新聞を見たら写真は一枚もなく、ほんの数行か数十行の新聞記事だけでございました。それで、だれもまだ周知されていない。また、来てもプランコーつない。だけど、例えば海南こどもの国の出口に看板ぐらい、すぐ近くにこういう公園がありますよと、ひとつP Rを兼ねて看板ぐらいつくってやってください。そしたら、一遍は見てみましょうかということで、一度は来てく

れます。でも、がっかりして2度目は来ないかもわかりません。

4番目の旧十四山商工会。十四山では知らない人はない、弥富でも大いに聞こえていってあったことと思います。本当にこれは、NHKはもちろん、民放は全部のところが取材に来てくれました。そして、ただでテレビ放映をしてくれました。新聞はもとより、テレビで、NHKなんか全国放送で宣伝をしてくれたわけです。そのような十四山の方でも、商工会の下の方でも何かやったらいいですねと、商工会がこのままでは寂しいねという話もちろほら聞こえております。今の三ツ又池公園の一つの目玉として、まず一番最初の目玉として、そんなに予算はかからないと思います。また、今までやってきたノウハウはまだみんな持っております。ただ、あれから3年ないし5年たちましたので、残っておるものもあるかもわかりませんが、かなり資材が飛散してしまった、あるいはなくなってしまったかもわかりませんが、しかし非常なPRにはなると思います。桜の木を1本ビニールのロープで囲って、1月ぐらいから暖かくして、日本のどこよりも最初に花を咲かせると。あの当時はソメイヨシノでございました。そしたら今は河津桜、何にもやらんでももっと早く咲くがやと。だったらそれよりも1ヵ月前に、2月の河津桜を咲かせようじゃありませんかと、そういう提案もしていきたいと思います。

先ほど、伊藤議員も申されておりました地域活性化臨時交付金活用、それを踏まえて、市長、前向きに御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

三ツ又池公園、さまざまな形でこれから御利用いただきたいわけですが、行政の方でさまざまな年間行事があるわけですが、どうしても旧弥富町の方の会場がえてして多いわけですが、そういった中で、ことしの秋の健康フェスティバルは、この三ツ又池公園も絡めたイベントにしていきたいというふうに思っております。また、学校教育の関係の方にもさまざまな学校での行事というか、そういったことも含めて、この三ツ又池公園を中心とした利用方法をぜひ考えていただきたい。また、そのほかの所管のところにおきましても、いろいろとアイデアを出すようにと指示をしているところでございます。そうした中で、少しでも利用していただき、あるいは利用しやすい会場であるというふうに、我々も手づくりのような感覚で持っていかなきゃいかなあと思っております。また、さまざまな形で議員さんの方にもお力添えをいただきたいわけですが、

それから、地域活性化臨時交付金の問題で、桜ドームの復活についてというお話をいただきました。確かに、その当時の桜ドームについては、私も新聞記事で見た記憶がございます。しかし、二番せんじ的なところではいかなものかなというふうにも思います。そんなことも考えながら、維持管理に対して、あるいはシンボリックなものに対して、どういうものが必

要かということ、また検討させていただきたいというふうに思っております。現状としては、この桜ドームの復活ということは考えの中にございません。ほかのことを考え合わせながら、皆さんの方にも、また御提案を申し上げることができればなあというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 市の方から、ぜひやってくれという声は出ないと。商工会の方でだんだん盛り上がってきましたら、そのときはよろしく願いをいたします。

今、市長が二番せんじと申されましたけど、例えばよその市町村がやれば二番せんじでございます。しかし、十四山は弥富町と合併をいたしまして、もとのところが復活をするということを考えていただきまして、今後ともよろしく願いをいたします。これで終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、堀岡敏喜議員。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さんこんにちは。公明党、堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、内容につきましては事例なども含みますので、御了承をいただきたいと思います。

質問は、大きく分けて3点でございます。

初めに、スクール・ニューディール構想についてであります。

新経済対策の裏づけとなる2009年度補正予算が、先月29日に成立をいたしました。この新経済対策に含まれているスクール・ニューディール構想は、事業規模1兆円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられております。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中・長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているからであります。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には公立校を中心に太陽光発電パネルの設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しをして3年間で集中的に実施しようとするものであります。

国の新経済対策では、低炭素革命を中・長期的な成長戦略の柱として位置づけております。その代表的な取り組みが、最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置はその大きな推進力となるはずであります。また、温暖化の防止や子供の遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的効果もはかり知れません。学校耐震化に関しては、特に緊急性の高い1万棟余りについて、2011年度までに5年計画だったものを、2009年度補正予算で2年間前倒しをするという取り組みであります。学校は、子供たちが1日の大半を過ごす活動の場であり、災害

時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要であります。また、学校におけるＩＣＴ環境の整備も急務の課題と言えます。ＩＣＴ技術は、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子供たちの教育現場にあってはならないという決意で、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ＩＣＴ化などを進め、教育環境を充実させるのと同時に経済の活性化を図るのがねらいであり、積極的に学校のＩＣＴ化も進めていくべきだと考えております。

最初の質問ですが、弥富市における小・中学校で、太陽光発電パネルの設置への取り組みについて伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、ただいま堀岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず太陽光パネルの設置でございますけれども、小・中学校への太陽光パネルの設置につきましては、耐震補強の済んでおります現在の既存の校舎の屋根に設置しますと新たな荷重が生じる関係もございますので、現在のところは考えておりません。

しかしながら、現在、基本設計を進めております（仮称）第二桜小学校につきましては、太陽光パネルの設置の方向で検討をしております。またことし、太陽光パネルと小型風力を組み合わせましたハイブリッドソーラーシステム外灯を１基、設置を考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○１番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

その、先ほど言われたハイブリッドエコ外灯ですが、去年の６月の議会でも市長の方から、弥富市内の校内に、初め２基とおっしゃっていたんですけども、そちらはどこの学校に設置をされるんでしょうか。また、それはいつごろに設置をされるんでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、堀岡議員の御質問に対してのお答えでございますけれども、具体的な学校名については、まだ最終決定を見ておりません。しかし、私が考案しているところがございます。また、皆様の方にお示しをさせていただきたいと思っております。できるだけ早く設置をしていきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○１番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

今のところ、太陽光発電パネルは（仮称）第二桜小学校に設置だというお話でありましたけれども、冒頭にも述べましたとおり、経済波及の効果というねらいもあって、また弥富市の皆様に太陽光発電の周知を図るという目的も同時にあると思いますので、学校の電気をす

べてその太陽光発電で賄うというものではなくて、市長の施政方針の中にもありました環境教育の一環としてその発電を使うという一つの提案も今回の目的に当たるのではないかと思いますので、今後ともまた考えていただければいいかと思います。

次の質問に移ります。

昨日、山本議員の方からも御提案があったんですけれども、芝生化についてでございます。

芝生化といえば鳥取方式が有名で、ニュース等でも御存じの方も多いと思います。鳥取方式とは、ニュージーランド出身のニール・スミス氏が提案をした、今までになかった芝生化のことを言います。特徴は、日本でポピュラーな芝生、いわゆるコウライシバを使用するのではなく、バミューダグラスという芝生を利用することにあります。コウライシバはとてもきれいなのですが、傷みに弱いという欠点があるため、学校や公園などの養生には向いていないことから、日本では芝生化がなかなか進みませんでした。しかし、このバミューダグラス、俗にいうティフトンは傷みに強く、さらに成長が早いので、学校や公園などの養生に最適なことが注目をされております。二、三ヵ月で芝生化できるので、今から植えれば夏の終わりににははだして駆け回れるそうです。鳥取方式は、このティフトンをポット苗にして植えるというものでありますが、植え方は従来の全面に植える方式ではなく、1メートル間隔でわずかなポット苗を植え、成長させることで芝生化をするというものです。全面に植えるわけではないのでかなりコストが抑えられ、1メートル幅で約100円という超低価格で芝生化ができるのが鳥取方式の最大の特徴であります。手入れは1週間、また2週間に1回の芝刈りをするだけなので、管理も低コストで行えます。ちょっと、きょうは写真をお持ちしましたので、御紹介をしたいと思います。

こちら、鳥取市の松保保育所というところですね、そのティフトンという芝生が実際に使われております。この面積は700平米で、年間の維持費、管理コストが1平米当たり約20円ということになっております。子供がはだして遊んでいます。もう一つ、これは小学校なんですけれども、これは島根県の出雲市立大社小学校、ここは7,500平米のグラウンドに同じくそのティフトンを敷き詰めております。管理費は、水道料をプラス1平米35円程度で済んでいるという話でございます。ここもはだして遊んでいますね。こういう光景を、ぜひ弥富でも一日も早く見てみたいと思います。

今やこの鳥取方式による芝生化は、36の都道府県、144の自治体で実施をされております。ますます広がっていく勢いであります。

現代の子供たちを取り巻く環境を見ても、外で遊ばなくなったことで、体力のない子供が増加しております。また、日本の校庭芝生化は二、三%しか進んでおらず、その中で芝生化をしている学校の児童の体力は高く、芝生の校庭と土の校庭とで体力の2極化が進んでおります。文部科学省が発表した2006年度体力・運動能力検査の結果を見ますと、現在の

9歳、いわゆる小学校3年生の運動能力は、20年前の7歳、小学校1年生のレベルまで落ちているそうです。もちろん、これはポータブルゲーム機の普及などライフスタイルの変化も大きな原因になっていると思います。鳥取市の取り組みには、そういった懸念の払拭も目的としてあったようであります。現に、次のような報告が上げられております。御紹介させていただきますけれども、けんかをしなくなった、靴隠しなどの陰湿ないじめがなくなった、午後の学習の集中力が向上した、居眠りがなくなった。アレルギー、偏食、寝つきの悪い子においては改善が見られ、親のストレスもなくなった。芝生で元気に遊べばおながよく、早く寝るし、早く起きるなどであります。また、自治区で管理する公園なども芝生化を進めていくに当たり、人間関係、地域力の希薄化や低下を防ぐための格好のアイテムとなっているそうです。

以上のことを踏まえまして、弥富市における小・中学校の芝生化への取り組みについて伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、ただいまの芝生化の件でお答えさせていただきます。

グラウンドの芝生化につきましては、校庭の温度の低下とか砂じんの防止で大変効果的であると思っております。しかしながら、学校につきましては、グラウンドになりますとかなりの面積になりますから、管理面、経済面を、今堀岡議員が言われましたように、経済的な芝生もあるということでございますので、そういった面も考慮しまして、先日、弥生保育所の整備に当たりまして一部芝生化をするという答弁もしておりますので、そういったことを踏まえまして、今後、検討課題としたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） どこまでも大人目線ではなくて、子供が遊びやすい環境をつくるのが、今現在いる大人の責任であり、役目だと思いますので、学校校庭ということで今回お話をさせていただいておりますが、先ほどありましたように、自治体で自治区が管理する公園などに、芝生を植える作業を通じて、その地域とのその人間関係の希薄化をなくすと、また、きれいになった公園を自治会で維持していく、そういう運動にもつながっていくという効果が出ていますので、ぜひ先進市、せっかくいい見本が、そこを波及して鳥取市中心に広がってきております。また、先ほど休憩時間に山本議員からもお話を聞いたんですけれども、日本サッカー協会というのがありまして、そこと鳥取市の芝生化の運動というのは提携もしております、日本サッカー協会にしてみれば、その芝生のグラウンドで遊ぶ子供たちにサッカーを目指して、またＪリーガーになっていただきたいと、そういうことを応援をするという意味もあるそうです。

それで、このニール・スミスさんが、ニュージーランド出身の方なんですけれども、日本

のグラウンドに来てびっくりしたと。自分は土のグラウンドで遊んだことがない。自分の住んでいるところに帰りますとほとんどが芝生で、どうしても芝生にしたいということで、地元の鳥取市の行政をお願いをして、遊んでいる空き地を芝生にするからということで、地元のボランティアを集って最初にやったというのがこの運動の大きな発端となっています。それ以降、地域の方々から要望が広がって、先ほど述べました36都道府県と144の自治体に広がり、まだその勢いは衰えることなく広がっていくと。

今回は、そのスクール・ニューディールという政策も相まって、今回私は質問をさせていただいておりますが、先ほども言いましたように、あくまでも子供の視点に立って、また大人の心配が変にその子供の成長を妨げるような、逆の効果にならないことを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、小・中学校の耐震化の進捗状況であります。昨年の6月に議会の折、市長より平成22年度内に100%を達成したいとの答弁をいただいておりますが、変更はないでしょうか。お願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

今年度にかなり前倒しをさせていただきまして、各小学校、中学校の耐震化を進めます。そして、22年中に100%耐震化を完了することについては、現在の計画でございますので、そのとおり進捗いたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） よろしく願いをいたします。

続いて、校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況。また、今後の取り組みについてはいかがでしょうか、お願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育課長。
- 教育課長（服部忠昭君） それではお答えします。

22年度末の小・中学校の現状につきましては、校内LANにつきましては、校内LANといたしますのは各教室からインターネットができる環境でございますけど、こちらの整備状況につきましては弥富中学校のみでございます。電子黒板、デジタルテレビにつきましては、現在、未整備の状態でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） これからという認識でよかったのでしょうか。それでしたら、大事なことでありますけれども、このICT環境に対応していくための本当に大事なことは、大変多忙をきわめていらっしゃる先生方の技術の習得が大変だと思いますので、その辺も加味していただいて取り組んでいただきたいと思います。

二つ目の質問に移ります。

6月5日は地球環境デーでありました。これは、1972年6月、国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議が、スウェーデンの首都ストックホルムで開催され、これを記念して日本の提案により定められたもので、ことしで37年目です。また、1991年からは、6月の1ヵ月間を環境月間として、全国でさまざまな行事が行われてまいりました。そして、1997年12月に京都で行われた地球温暖化防止京都会議、いわゆるC O P 3で議決された京都議定書は、2008年から2012年までの期間中に各国の温室効果ガス6種の削減目標を1990年に比べて5%を削減することを定め、画期的な会議となりました。次いで、今年の洞爺湖サミットを機に始まった7月7日のクールアースデーは、大変意味のあるものとなりました。本市におきましては、既にオフィシャルページで告知もされておりますので、答弁を御用意させていただいた環境課長には申しわけないんですが、質問は省かせていただきます。

最後の質問になります。

メディアリテラシー教育についてでございますが、インターネットを初めとする情報メディアは、便利な反面、多くの危険にさらされております。2チャンネルや掲示板、ブログ等書き込まれた中傷、批判などが原因で、さまざまな悲しい事件が後を絶ちません。現実の世界で許されないことがインターネットの中では許される、そのようなことは絶対にありません。子供たちは、小学校、中学校、高校と大人になるにつれ、情報ツールとのかかわりが深くなってまいります。これからICT化を進めていく上で避けては通れない問題なのであります。

まず伺いいたしますが、こういった現状を踏まえて、弥富市においての認識と、何か取り組んでおられるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） それでは、メディアリテラシー教育についてお答えします。

メディアリテラシーとは、情報が流通する媒体、いわゆるメディアでございますが、こういったものを使いこなす能力のことです。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択し、活用する能力のことです。従来は、電話や手紙などパーソナル、いわゆるコミュニケーションメディアや、新聞やテレビ、ラジオを初めとするマスメディアといった伝統的なメディアの利用方法を知っていれば事は足りたわけでございます。しかし、現在では、先ほど議員もおっしゃったように、急激な技術の進歩によりインターネットや携帯電話などの新しい形態のメディアが台頭しておりまして、こうした新しいメディアの利用にまつわるトラブルや混乱も頻発するようになってきております。このため、各メディアの本質を理解し、適切に

利用する能力であるメディアリテラシーの重要性は日に日に高まっていることとっております。

そこで、弥富市内の小・中学校でございますが、情報教育に関する指導の計画の中で、情報モラルに関する指導として、各学校の特色に応じた取り組みがなされています。例えば例を挙げますと、中学校では携帯安全教室、携帯電話の安全教室でございますが、そういったものを開催し、安全・安心に利用するためのルールとマナー、特に発信・受信する情報の取り扱いについて、被害者となる場合、加害者となる場合の両面から学習させる機会を持ち、情報モラル教育を計画的に推進しているところでございます。

また、学年ごとに指導内容を決め、なり済ましについて、それからネット上に潜む危険性、著作権などの知的財産権についてなどなど、さまざまな場面での確に判断できる力を養うなど、情報識別能力の向上に向けて授業づくりを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

実際には、細かく学年別に取り組んでいらっしゃるということで、本当に安心をいたしております。ただ、自宅に帰ればパソコンさわり放題、やっぱり見たいものがある。その煩悩といえますかね、その欲望に負けて使ってしまう。どうしても、交友活動がないから、携帯電話に頼ってインターネットの世界をさまよう、こうなってしまうのがいわゆるインターネット中毒と、リテラシーというのが通用しなくなるような、一種の病気のような状態になってしまう。こういうことを一切防がなければならないですし、そういう社会をつくったのも今の大人でありますから、そうならないように、今次長がおっしゃったように、そういう教育を前もってしていただくのが非常に大事でありますし、実際に小学校でもインターネットを使う授業というのはそこそこ出てきているように思いますので、今の視点をずらさずに深めてやっていただくことをお願いして、締めに移りたいと思います。

次長がおっしゃったように、インターネットを例に挙げましたが、メディアと一言で言っても、新聞、雑誌、ラジオ報道、テレビ報道等さまざまであります。大切なのは、有益なのか無益なのか、正しいのか間違っているのか、これらを見誤らないように判断できるようにするのがこの教育の肝心であります。文科省では、メディアリテラシー教育について、各国の現状と取り組みを細かく検証されております。弥富市でも取り組んでいらっしゃいますが、また先進市区町村などと連携をとっていただき、これは日本、また世界全体の子供たちを守る上でも、ぜひ取り組んで、また深めていっていただきたい事業ですので、よろしくお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、山口敏子議員、お願いします。

- 3 番（山口敏子君） 3 番 山口敏子でございます。

通告に従いまして 3 点ほど質問させていただきます。

ちょっと通告どおりの順番ではございません。ちょっと順番がずれますけれども、最初に三ツ又池、2 番に社教センター、3 番に身障者ということでいきますので、ちょっとずれますけど、御了承をお願いいたします。

初めに、きょう小坂井議員さんが三ツ又池のことをされましたので、重複するかも知れませんが、御了承願いたいと思います。

三ツ又池公園の管理について、長い間、時間をかけられてこの三ツ又池公園はつくられました。開園から 40 日ほど過ぎました。あれからどうなったかなあと想着、私は近いものですから、1 週間に 1 度ぐらいは公園に行かせていただいております。公園内の若い木々は、草と競争して残念ながら負けている状態です。私が、先ほど堀岡議員さんは大きく写真にしてみえましたが、私は小さい写真なんですけれども、この雑草と木とわからない状態でございます。それと、宝川の流域から流れてきますごみの問題と、本当に雑草の問題、それらの処理ですね。これは現在どうなっているでしょうか、お願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 議員のごみの問題でございますが、お答えさせていただきます。

現在、先ほども話がございましたように、この施設におきまして、3 名ほどの臨時の方をお願いしてごみの清掃等、管理をしていただいておりますが、今議員が言われますようにかなりのごみがございまして、通常の市民の方に定期的に回収していただくものには到底追いつきませんので、随時という形で業者の方をお願いしている状況でございます。

それと、草の問題でございますが、これにつきましては議員が言われるとおりでございますが、かなりの草か木かわからないところもございまして、こういったことも踏まえまして、今後草刈り等にボランティアの方、また業者の方をお願いをしまして、対応していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

- 3 番（山口敏子君） そのことで、業者の方の力をかりるのもあれでございますので、弥富市の総合計画のコミュニティー活動支援事業の中で、環境美化を目標としている清掃ボランティア活動を申請しているグループがあると思いますが、今のところどれぐらいあるでしょうか、ちょっとお知らせくださいませ。

- 議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

- 企画政策課長（伊藤邦夫君） 山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度創設させていただきました弥富市地域づくり補助金によりまして、三ツ又池公園な

どの環境保全、環境美化に関するボランティア団体でございますが、5団体ほどということで現在把握をさせていただいておりますので、三ツ又池公園の清掃ボランティアに御協力をいただけるように働きかけをさせていただきまして、三ツ又池公園担当課と協力して三ツ又池公園の環境美化に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 5団体あるということで、それで実は私も三ツ又池公園ではございませんが違うところの団体というか、木曽川流域とかその辺をやっているんですけども、その団体は入っておりますでしょうか。

続けて言います。もし、このグループで、現在、この間までは漁師だった方が船を用意されて、船で池の周りは取っていらっしゃいます。私もそれをよくお見受けします。それで、私たちボランティアが取れるような状況が今のところ、この公園内は、事故防止のために安全さが全部めぐってあるんですね。池の中に入れるところで、池の公園内には数ヵ所、一応入れそうなところがあるんですけど、でもそこはしっかりと南京錠がかかっております。簡単にとても入ることができませんし、上ってくることもできませんので、かぎの管理はどこがやってらっしゃるのでしょうか。もし、近くの方が持っていっぱるんでしたら、そのボランティアの人で、私も写真を撮ってまいりましたけど、何とかすくえるところとか、危なくないところでしたらそのボランティアでもごみを拾ったりなんかはできる状態のところが多々見受けられますので、かぎの管理の方はどうなっておりますでしょうか、お答えくださいませ。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） かぎの管理でございますが、十四山の社会福祉センターがございまして、そちらの方に、私も先ほど言いましたが、管理をしていただいております方がお見えになりますので、そちらの方で管理をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 管理ができていますということですので、もしそこにボランティアの方、とりあえず何名か入れまして、一堂に集まりまして、三ツ又池公園が皆さんで、素人の私たちでも長靴を履いていけば取れる状態だった場合、一応企画課の方で皆さん一堂に集めて、順番に日程を組みながらでもお手伝いできたらなあと思いますので、一度、企画課の方で1日合わせていただけることを計画していただけないでしょうか。

それから続けていきますけど、三ツ又池の中には、一番奥になりますスイレン園が三ツ又池の中では唯一公園らしくて、美しいスイレンの花が咲いているなあということで、それで一番問題なのは一番奥にあるショウブ園ですね。ここは管理が、ショウブ園は花が植わって

いるんですけれども、本当にかわいそうな状態で、かりかりのところに、これでショウブ、水が入っていたらショウブらしい今の季節にはぴったりなんですけれども、乾燥した土と、本当にショウブがかわいそうなくらい小さくなってお慰み程度に咲いているというところなものですから、このショウブ園を、水がたっぷりあって、ショウブ園らしいなあというところになるには、どうやったらできるというふうにお考えでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 失礼いたします。

まず、先ほどの御質問で、山口議員の団体、プラス1も私どもの把握しております5団体の中に入っておりますので、またひとつ御協力をお願いしたいと思っております。

それから先ほど、企画の方でこの5団体を招集いただきまして、中の清掃等、順番にというようなお話がございましたので、こちらにつきましてはまた農政課と検討させていただきまして、調整させていただいて、よろしくをお願いしたいなというようなことは思っております。

それから、スイレンの関係は私ちょっと担当外でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 山口議員からの御質問、ショウブ園の関係でございます。

ことし、私どもが引き受ける際にショウブを補植させていただいたわけでございますが、やはりこの長い年月の中に、先ほども言われましたように、ヨシ、そういった草の繁茂しておった状況の中で、ある程度今のヨシの生えるところも除いたわけでございますが、今後の管理につきましては、やはりこれはショウブに関して花を咲かせる、また刈り取り、再度株分けだとか、いろいろなことが出てくるわけでございます。そうしたことを踏まえて、これは素人的にはできない。最終的には、やはりプロの方をお願いしていくということになってこようかと思えます。それと、水の管理ですが、そういったことも踏まえて管理をしていくように努めなくてはいかんというふうに思っておるわけです。私もほとんど毎週のように、実は所管でございますので三ツ又も見に行っておるわけですが、何せそういったような状況の中で、私どもも再度どうするかということもやっておるわけでございますが、できる限りの手を尽くして皆さんに親しんでいただける公園づくりに、やはりこれがスタートでございますので、これからも一生懸命努力していきたいというふうに思っておりますので、よく御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） この三ツ又池公園は、はっきり言って弥富の財産というか、本当に宝

になるか、どうなるかというところの瀬戸際だと思います。きょう、佐藤議員さんが提案されましたメモリアルの植樹をされると、また皆さんが「三ツ又池公園に私のところが木を植えた」と言って、またそれで足を運んでくれるという形で啓蒙していくというか、みんなの公園に一つでも近づいていくような方法にしたらどうかと思いました。

それから公園の中でやっぱり魚釣りをされている方が、私が行ったときは5月27日に写真を撮ってきたんですけど、4名ほどいらっしゃったんですけど、これは塀を乗り越えて釣っていらっしゃったんだと思いましたけれども、私が一周して歩いてくる間にはもう帰っていかれてしまいました。やっぱりとれなかったのかしらと思いましたけれども、一応、魚釣りの方もぼちぼちと釣っていらっしゃるように見受けられます。

では次に、社教センターと十四山の第2アリーナのグランドピアノの管理のことで質問させていただきます。

総合計画の中で、文化・芸術活動の支援と生涯学習ということで、芸術活動の一端を担う弥富市にありますグランドピアノは2台ほどございます。市内の児童・生徒の音楽教育、幼児のピアノ教室等の発表会で、文化協会の春、秋の洋・邦楽の発表会、それからコーラス部の定期演奏会などでこのピアノは使用しております。

この大切なグランドピアノをちょっと調べさせていただきました。グランドピアノはとても大きくて重たいものでございます。そのピアノは台車に乗っております。演奏するときには、その台車に乗せて大切に舞台の中に運んでくるんですね。一応、最初は十四山の第2アリーナにありましたグランドピアノは少し小型でございますが、比較的ここは使用回数も少ないもんですから、管理場所も舞台のそでの方でゆったりと管理されておりました。グランドピアノの運搬台車というのは、ここにパンフレットでちょっと小さいんですけども、一応ピアノを乗せて車輪が乗って、移動させるものがあるんですけども、それは十四山さんの第2アリーナにあるのは、それこそ名古屋のコンサート会場にあるようなそういうのと同機種で、とてもいい状態で、アリーナの台車はハンドル式で回して、そのピアノが上がって、おろしてという、とてもピアノには優しい台車が使われております。

それから次に、社教センターのグランドピアノについていきますと、このホールは各種行事が年間を通じて多くありますので、グランドピアノが置かれている場所は本当にその都度あちこちと移動されて、また舞台のそでの狭いところを運搬台車に乗せられて移動しているということがわかります。このグランドピアノは、弥富市が、そのときは町だったと思いますが、昭和60年に市民ホールと図書館と保健センターができた昭和60年、当時の東海銀行さんが寄贈されたすごく立派なピアノなんです。今でもこのピアノを買おうとすると1,000万円以下ではとても買えない、それぐらい立派なピアノなんです。この海部津島地方ではどこにもないような立派な、はっきり言って自慢できるようなピアノでございました。

この社教センターにある立派な大きなグランドピアノは、台車が、私が知る限りではないような台車に乗せられております。ジャッキアップといって、車をジャッキアップするような、こうやってガチャガチャとジャッキアップする運搬車なんです。ジャッキアップということはガチャガチャとおろして、それからコックをひねるとどんとおりのんですね。そのコックの閉め方がとても、グランドピアノは600キログラム以上ございますので、その重さに耐えかねて、丁寧に扱わないとどんと落ちるんです。本当に音を立てて落ちます。それを上手にレバーをこうやってやりながら、それがなかなかできないんです、日ごろピアノを扱っていらっしゃる方は、それで、とても立派な本当に自慢できるようなピアノが、それこそピアノをなぶっていらっしゃる方が移動しているもんですから、はっきり言って大変かわいそうな状態になっております、そのピアノが。ですから、今社教センターにあるピアノは、おまけに25年以上その台車に乗っておりまして、ジャッキアップの台車には車輪が四つついておりますけど、プラスチックの車輪なんですね。25年もしますとプラスチックは劣化をしてまいりまして、ぼろぼろと外れてきているんです。きょう、私がそのぼろぼろと外れたのを、家には大事にとってあるんですけど、ちょっと持ってくるのを忘れてしまいましたけど、プラスチックが外れておりまして、結局はピアノというのは大事に静かに移動させてほしいんですけれども、それもちょうと今大変な状態で、あっちへ行ったりこっちへ行ったりしております。それで、本当に立派な大事なピアノだもんですから、私たちはピアノを買ってくださいとはとてもコーラスやっている限りでも言えませんので、台車を何とかジャッキアップじゃなくて優しくて、くるくとハンドル式に、もし予算がございましたらと思ひまして、それは弥富の宝でございますので、本当にそれを切望をすることでございます。これは社会教育、弥富の文化のためにも大事な問題だと思っておりますので、社会教育の方でよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 回答させていただきます。

今、議員が言われるとおり、社教センターの台車は油圧式ジャッキタイプでありまして、ジャッキアップで簡単に上がるんですが、下げるときに一気にレバーを回されるのでピアノへの衝撃が激しく、また台車にも負担がかかっておるというふうに思われます。今後は、利用される方に、使用上の注意をわかりやすく説明して、大切に使用するよう指導いたします。それから、今、台車の車輪ですけれども、それも私の方、承知をしております。

それで、専門家の方にちょっと確認をいたしました。それで、確かに傷んでおるんですけれども、すぐ壊れるという状態ではありませんので、今後は修理交換は考えておりますので、そのように進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

- 3 番（山口敏子君） 先ほど修理と言われましたけど、修理でやるんじゃないくて、新たにピアノの運搬機を入れていただけることは考えていただけませんか。何とかよろしくお願いします。一生の宝でございますので、よろしくお願いします。要望で、よろしくお願いします。1,000万以上するものですから、本当に高いものでございます。

最後に、身体障害者手帳の交付を6ヵ月から3ヵ月にということで、最後にさせていただきます。

弥富市の障害福祉計画の思いやり共生プランということで、これをより充実した内容にしたいと思ひまして、私の体験を入れまして質問をさせていただきます。

身体障害者といっても、手が切れたとか足がなくなったというものじゃなくて、病気による脳内出血とか脳梗塞、それから脳に関する病気ですね。それから事故による、車の衝突による脳の揺さぶられ現象、脳が豆腐のような状態だもんですから、あちこちにぶつかりますと高次機能障害ということになります。この高次機能障害というのは、今あったことがすぐ忘れてしまう。毎日わからない状態で、本当に昔のことは、それこそ子供の算数ができなくなるぐらいの高次機能障害ということもございます。それで、特に脳の病気の場合は、病状固定といって、これ以上よくなりませんよという宣告が、現在は6ヵ月が過ぎると病院の方から障害者手帳の申請ができますから、書類をもらってきてくださいといって、申請をさせていただきます。そうすると、1ヵ月ぐらいすると役所でいろいろ相談してもらひまして、障害者手帳が交付されます。その後はその障害者手帳で、障害者に対しては一番大切に、日常生活の応援団のような手帳でございます。現在、私もこの手帳はどうやって発行されるのかということは経験いたしましたので、現在も6ヵ月なんでしょうか、ちょっとお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。
- 福祉課長（前野幸代君） 山口議員の御質問にお答えをします。

身体障害者手帳の発行に今も6ヵ月かという御質問でございますが、障害の部位、それから程度によりまして6ヵ月のもの、3ヵ月のもの、また今ちょっと議員さんおっしゃいましたように、手の切断、足の切断というふうで、その場で症状が固定したものにつきましてはその時点で申請をしていただけます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 山口議員。
- 3 番（山口敏子君） 3ヵ月もあるということだったものですから、私は半年を超えないとこの手帳が発行できないと思っておりましたけれども、やっぱり3ヵ月もあるんですね。私のところが10年後に発病してから、3ヵ月で手帳が交付された経験があるんですね。そのときは、病院の主治医の先生が、すぐに名古屋市に住所を移してくださいと。そうすればその月からすぐ手帳を発行するからという経験があったもんですから、もしそのときに私が愛知県

に住所が、その当時は弥富町だったんですけど、弥富町にあったらそのとき先生はそんな言葉を言われないんじゃないかなと思ひまして、なぜそのときに先生がすぐ名古屋に住所を移しなさいと言われたのかなと思ひまして、そのときはとりあえず名古屋市に住所を移しまして、そのときから手帳を交付していただきました。

それで、手帳が発行されるということは、そのときから身障者ということで、病院の治療費が無料になるんですね。私は本当に感謝しておりました。突然病気で身障者になってしまいますと、本当に大変、本人も大変なんですけれども、周りもそれこそ経済的にも大変だったということで、本人が身障者になってしまいますとあとはリハビリしかございませんね。それでリハビリの訓練にはこの身障者の手帳が絶対必要なんですね。それがあれば障害者の厚生施設にもすぐ入所できるというこの経緯があるもんですから、何とかこの身障者手帳はなるべく早く、3ヵ月でもらえるものだったら、3ヵ月で欲しいなと思ひました。現実、この手帳がおくれている、1ヵ月の待機とかそういうことがあって、この1ヵ月不安な毎日を送ってらっしゃる方がいるもんですから、ちょっと3ヵ月と6ヵ月の差をもう1回お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、認定には障害の部位とか症状によりまして一定の期間、経過が必要とされております。それは、その病状が固定したかどうか、そういう判断が必要ということで、一定期間の経過が必要とされておまして、回復の見込みがあるかどうかの判断を必要としております。そういう状況でございますので、その病状等によりまして期間が、お医者様の方でこの方は病状が固定しましたという判断でもって診断書を書いていただいておりますので、先ほど名古屋というお話が出ましたが、身体障害者手帳の申請を行う場合の期間要件につきましては、国は障害の固定をもって認定をするということにしております。それによりまして、県は国の基準に基づきまして身体障害者認定基準を定めております。よって、固定した時点で身体障害者手帳の申請をいただき判断をしております。これは国の基準をもとにしておりますので、名古屋市も国の基準に基づき定めておまして、基本的には同じでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 三宮議員さんから、ちょっと助言をいただきまして、私は主人のときは6ヵ月かかりました。子供のときは即、海南病院にいたときは身障者として、扱われませんでしたけれども、名古屋の病院のリハセンというところへ変更になったときは、もうその場ですぐ住所を移せということで、私は主人の兄のところに住所を移して病気と闘ったわけでございます。でも、それはもう病気というよりも、あとは身体障害者として、どうやっ

て生きていくかということだったものですから。

最後締めになります。人は一寸先はやみといいます。いつ障害者になるかもしれません。総合計画の中で掲げてあります健やかで優しい弥富市を願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶

平成21年 6 月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 伊 藤 正 信 | 15番 | 三 浦 義 美 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                          |         |                            |           |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                      | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                    | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 早 川 誠     |
| 十 四 山 支 所 長              | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長   | 村 上 勝 美   |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長   | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長<br>兼 防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治   |
| 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長<br>兼 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆     |
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長   | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長<br>兼 土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   |
| 教 育 部 次 長                | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長<br>兼 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 勝 義   |
| 人 事 秘 書 課 長              | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長                | 伊 藤 邦 夫   |
| 収 納 課 長                  | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代   |
| 介 護 高 齢 課 長              | 松 川 保 博 | 児 童 課 長                    | 鯖 戸 善 弘   |

|                 |         |                   |         |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 伊 藤 薫   | 十四山総合福祉<br>センター所長 | 横 井 貞 夫 |
| 都市計画課長          | 竹 川 彰   | 商工労政課長            | 服 部 保 巳 |
| 下水道課長           | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長           | 服 部 忠 昭 |
| 図 書 館 長         | 伊 藤 秀 泰 |                   |         |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |   |         |
|-------------|-------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 忠 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記     | 岩 田 繁 樹 |   |         |

6．議事日程

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第 2 | 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について    |
| 日程第 3 | 議案第46号 海部地区休日診療所組合規約の変更について     |
| 日程第 4 | 議案第47号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号） |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員、三浦義美議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第3 議案第46号 海部地区休日診療所組合規約の変更について

日程第4 議案第47号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第45号から日程第4、議案第47号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、本案3件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 三 浦 義 美



平成21年 6 月19日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代  
4 番 小坂井 実  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一  
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

16番 中 山 金 一

18番 大 原 功

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 下 里 博 昭  
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二  
福 祉 事 務 所 長  
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明  
総 務 部 次 長 若 山 孝 司  
兼 税 務 課 長  
民 生 部 次 長 久 野 一 美  
兼 環 境 課 長  
開 発 部 次 長 石 川 敏 彦  
兼 農 政 課 長  
教 育 部 次 長 山 田 英 夫  
監 査 委 員 加 藤 重 幸  
事 務 局 長  
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹  
収 納 課 長 服 部 誠  
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦  
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄  
総 務 部 長 伊 藤 敏 之  
開 発 部 長 早 川 誠  
会 計 管 理 者 長 村 上 勝 美  
兼 会 計 課 長  
総 務 部 次 長 服 部 正 治  
兼 防 災 安 全 課 長  
民 生 部 次 長 佐 野 隆  
兼 保 険 年 金 課 長  
開 発 部 次 長 三 輪 眞 士  
兼 土 木 課 長  
教 育 部 次 長 水 野 進  
兼 社 会 教 育 課 長  
総 務 課 長 佐 藤 勝 義  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫  
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子  
福 祉 課 長 前 野 幸 代  
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

|                 |         |                   |         |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 伊 藤 薫   | 十四山総合福祉<br>センター所長 | 横 井 貞 夫 |
| 都市計画課長          | 竹 川 彰   | 商工労政課長            | 服 部 保 巳 |
| 下水道課長           | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長           | 服 部 忠 昭 |
| 図 書 館 長         | 伊 藤 秀 泰 |                   |         |

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |   |           |
|--------|-----------|---|-----------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 忠     | 書 | 記 柴 田 寿 文 |
| 書      | 記 岩 田 繁 樹 |   |           |

６．議事日程

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                           |
| 日程第 2 | 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                                         |
| 日程第 3 | 議案第46号 海部地区休日診療所組合規約の変更について                                          |
| 日程第 4 | 議案第47号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）                                      |
| 日程第 5 | 発議第 2 号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書の提出について |
| 日程第 6 | 閉会中の継続審査について                                                         |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時04分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより、平成21年第 2 回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、中山金一議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第45号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 3 議案第46号 海部地区休日診療所組合規約の変更について

日程第 4 議案第47号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 2、議案第45号から日程第 4、議案第47号まで、以上 3 件を一括議題とします。

本案 3 件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

- 総務委員長（立松新治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第47号弥富市一般会計補正予算（第 2 号）についての 1 件であります。

本委員会は、去る 6 月17日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第47号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）のうち当委員会所管に係る予算について、審査をいたしました。

歳出の主なものは、夏場に予定されています衆議院議員総選挙に伴う投票所のスポットクーラー設置・撤去委託料72万などを増額補正するものであります。採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告を申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に厚生文教委員長、お願いします。
- 厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正を初め 3 議案であります。

本委員会は、去る 6 月16日午前10時より開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正から議案第47号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）まで、3 議案についてそれぞれ審査をいたしました。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税の特例による所得割算定に用いる所得を定めるものであります。

議案第46号海部地区休日診療所組合規約の変更につきましては、海部地区休日診療所におきまして、新たに平日夜間午後8時30分から午後11時30分までの診療を開始するため、名称を急病診療所に改め、津島市が参加されることから、平日夜間の診療に要する経費の負担割合を新たに設けるものです。

議案第47号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、社会保険庁への保険料未納者対策に係る所得情報の提供に伴う国民年金システム改修電算事務委託料24万円、栄南小学校における地域に働きかける学校づくり推進事業委託料40万円、弥生小学校の学級増による備品、桜小学校の通級学級設置のための備品購入費135万円であります。以上3議案それぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

〔「議長」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 失礼いたします。議案第47号平成20年度弥富市一般会計補正予算と申しましたところを、平成21年度と間違えておりましたので、訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第2号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第5、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） お手元に意見書案を配付させていただいておりますが、これは市議会議長会の方から、弥富市もそうでございますが、強化地域に指定をされております中で、まだ学校等の公共施設の耐震補強が終了しておりません。この法律によりまして、補助率が上乗せをされる仕組みになっておりますので、引き続いてこの法律を延長させていただいて、一日も早く市民の皆さんが安心できる状態にしていくことが強く求められておりますので、ぜひ本議会としましても、既に皆さんに御協議はさせていただいておりますが、御賛同いただき、政府や国会に送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 閉会中の継続審査について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第6、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第2回弥富市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでございました。

~~~~~。~~~~~

午後2時14分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 中 山 金 一

同 議員 大 原 功